

平成 27 年度

土木工事標準積算基準

[ 主要改定箇所 新旧対照表 ]

平成 27 年 9 月

技術管理課



改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>② 間接工事費</p> <p>1. 総 則</p> <p>この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">間接工事費</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 運 搬 費</li> <li>— 準 備 費</li> <li>— 共通仮設費 — 事業損失防止施設費</li> <li>— 安 全 費</li> <li>— 役 務 費</li> <li>— 技 術 管 理 費</li> <li>— 営 繕 費</li> <li>— 現場管理費</li> </ul> </div> </div> <p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分</p> <p>共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、「主たる工種」とは、当該対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">対象額 (P) = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>b. 上記aを支給する場合の支給品費</p> <p>c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価</p> <p>d. 大型標識柱〔オーバーハング柱(F型、T型、逆L型)オーバーヘッド柱〕の材料費(製作費を含む。)</p> <p>(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。</p> <p>ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。</p> <p>また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\left[ \begin{array}{c} \text{無償貸付機械} \\ \text{等評価額} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種} \\ \text{同型式の機械等損料額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]</math> <p style="font-size: small; margin: 0;">(貸付にかかる損料額)      (業者持込の損料)      (無償貸付機械等損料額)</p> </div>		<p>現行どおり</p>	
		<p>(2) 算定方法</p> <p>共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">対象額 (P)</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">= 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、PC桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>b. 上記aを支給する場合の支給品費</p> <p>c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価</p> <p>d. 大型標識柱〔オーバーハング柱(F型、T型、逆L型)オーバーヘッド柱〕の材料費(製作費を含む。)</p> <p>(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。</p> <p>ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。</p> <p>また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\left[ \begin{array}{c} \text{無償貸付機械} \\ \text{等評価額} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{無償貸付機械と同機種同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right]</math> <p style="font-size: small; margin: 0;">(貸付にかかる損料額)      (業者持込の損料)      (無償貸付機械等損料額)</p> </div>	<p>記載の追記</p> <p>語句修正</p>
①13	I-2-②-1	①13	I-2-②-1
積算上の注意事項			(控え頁) 1/5

工 種	準備費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 着手時の準備費用</li> <li>ロ 施工期間中における準備、後片付け費用</li> <li>ハ 完成時の後片付け費用</li> </ul> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 工事着手前の基準測量等の費用</li> <li>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</li> <li>ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用</li> <li>ニ 丁張の設置等の費用</li> </ul> <p>3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備に要する費用。ただし伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に関する費用については、準備費の中で積上げ計上する。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p>	<p>2-3 準備費</p> <p>(1) 準備費の積算 準備費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 準備及び後片付けに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 着手時の準備費用</li> <li>ロ 施工期間中における準備、後片付け費用</li> <li>ハ 完成時の後片付け費用</li> </ul> <p>2) 調査・測量、丁張等に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 工事着手前の基準測量等の費用</li> <li>ロ 縦、横断面図の照査等の費用</li> <li>ハ 用地幅杭等の仮移設等の費用</li> <li>ニ 丁張の設置等の費用</li> </ul> <p>3) 準備として行うブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積み込み作業を含む。樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）</p> <p>4) 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な準備に要する費用に要する費用。</p> <p>5) 準備に伴い発生する交通誘導警備員の費用については、安全費に積上げ計上する。</p>	<p>I-2-②-19</p>	<p>I-2-②-20</p> <p>①32</p> <p>率に含まれる内容を明確化</p>
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1

改正理由	一部改正	改正 現行	
現 行	改 正		備 考
<p>2-7 技術管理費</p> <p>(1) 技術管理費の積算 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 品質管理のための試験等に要する費用</li> <li>2) 出来形管理のための測量等に要する費用</li> <li>3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用</li> <li>4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</li> </ol> <p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 品質管理基準に記載されている項目に要する費用</li> <li>② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</li> <li>③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用</li> <li>④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用</li> <li>⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用</li> <li>⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</li> <li>⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</li> <li>⑧ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</li> <li>⑨ トンネル工（NATM）の計測Aに要する費用</li> <li>⑩ 塗装膜厚施工管理に要する費用</li> <li>⑪ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用</li> <li>⑫ 施工管理で使用するOA機器の費用</li> <li>⑬ 品質証明に係る費用（品質証明費）</li> </ol> <p>上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験</li> <li>・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験</li> </ul> <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用</li> <li>・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用</li> <li>・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用</li> </ul> <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>(ニ) その他、前記イ、ロに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p> <p style="text-align: right;">I-2-②-23</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">⑫ 施工管理で使用するOA機器の費用 <u>（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む）</u></p> <p style="text-align: right;">I-2-②-24</p>		<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">①36</p> <p style="text-align: center;">語句の追加</p>
積算上の注意事項			<p style="text-align: center;">(控え頁)</p> <p style="text-align: center;">1/1</p>

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
現	行	改 正	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
表2.1 運転1時間当り燃料消費率		表2.1 運転1時間当り燃料消費率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>燃料消費率 (ℓ/kWh)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ブルドーザ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>リッパ装置付ブルドーザ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>小型バックホウ</td><td></td><td>0.175</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>バックホウ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>クラムシエル</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>クローラローダ (トラクタシヨベル)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>ホイールローダ (トラクタシヨベル)</td><td></td><td>0.153</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>ダンプトラック</td><td>オフロード (建設用)</td><td>0.085</td><td>15 t 以上</td></tr> <tr><td>9</td><td>ダンプトラック</td><td>オンロード</td><td>0.050</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>トラック</td><td></td><td></td><td>クレーン装置付を含む</td></tr> <tr><td>11</td><td>トレーラ</td><td></td><td>0.075</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>不整地運搬車</td><td>クローラ型</td><td>0.158</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>クローラクレーン</td><td></td><td>0.089</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>トラッククレーン</td><td>ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型</td><td>0.044</td><td>オールテレーンクレーン含む</td></tr> <tr><td>15</td><td>ラフテレーンクレーン</td><td></td><td>0.103</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>ディーゼルバイルハンマ</td><td></td><td>7.6480/h-t</td><td>t はラム質量</td></tr> <tr><td>17</td><td>バイプロハンマ</td><td>電動式 油圧式・可変式</td><td>E 0.305 kWh/kW 0.308</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>杭打機 (ベースマシン)</td><td></td><td>0.085</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>杭打用ウォータージェット</td><td></td><td>0.192 E 0.533 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>油圧ハンマ</td><td></td><td>0.181</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)</td><td></td><td>E 0.305 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>油圧式杭圧入引抜機</td><td></td><td>0.145</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>アースオーガ</td><td></td><td>E 0.436 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>アースオーガ中掘式</td><td></td><td>0.085</td><td>ベースマシン</td></tr> <tr><td>25</td><td>クローラ式アースオーガ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>粉体噴射攪拌機・二軸式</td><td></td><td>E 0.436 kWh/kW</td><td>装置</td></tr> <tr><td>27</td><td>粉体噴射攪拌機</td><td>改良材供給機</td><td>E 0.533 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>オールケーシング掘削機</td><td>1エンジン(クローラ式) 2エンジン(クローラ式) 据置式</td><td>0.181 0.093 0.104</td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>マッドスクリーン</td><td></td><td>E 0.305 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>泥排水処理装置</td><td>フィルタプレス式</td><td>E 0.560 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>グラウトポンプ</td><td></td><td>0.207</td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>グラウトミキサ</td><td></td><td>E 0.533 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>ボーリングマシン</td><td></td><td>0.151 E 0.429 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>ドリルジャンボ</td><td>レール式 クローラ式 ホイール式</td><td>0.171 E 0.415 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>35</td><td>自由断面トンネル掘削機</td><td></td><td>E 0.429 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>36</td><td>NATM機器集じん器</td><td></td><td>E 0.700 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>37</td><td>コンクリート吹付機</td><td>トンネル工事用</td><td>E 0.466 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>急結剤供給装置</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>39</td><td>吹付ロボット</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>モータグレーダ</td><td></td><td>0.108</td><td>ヒータブレーナ装着型を含む</td></tr> <tr><td>41</td><td>スタビライザ</td><td></td><td>0.111 E 0.331 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>42</td><td>ロードローラ</td><td></td><td>0.108</td><td></td></tr> <tr><td>43</td><td>タイヤローラ</td><td></td><td>0.100</td><td></td></tr> <tr><td>44</td><td>振動ローラ</td><td>ハンドガイド 搭乗式</td><td>0.201 0.152</td><td></td></tr> <tr><td>45</td><td>タンバ及びランマ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>46</td><td>振動コンバクタ</td><td></td><td>G 0.301</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	1	ブルドーザ				2	リッパ装置付ブルドーザ				3	小型バックホウ		0.175		4	バックホウ				5	クラムシエル				6	クローラローダ (トラクタシヨベル)				7	ホイールローダ (トラクタシヨベル)		0.153		8	ダンプトラック	オフロード (建設用)	0.085	15 t 以上	9	ダンプトラック	オンロード	0.050		10	トラック			クレーン装置付を含む	11	トレーラ		0.075		12	不整地運搬車	クローラ型	0.158		13	クローラクレーン		0.089		14	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.044	オールテレーンクレーン含む	15	ラフテレーンクレーン		0.103		16	ディーゼルバイルハンマ		7.6480/h-t	t はラム質量	17	バイプロハンマ	電動式 油圧式・可変式	E 0.305 kWh/kW 0.308		18	杭打機 (ベースマシン)		0.085		19	杭打用ウォータージェット		0.192 E 0.533 kWh/kW		20	油圧ハンマ		0.181		21	油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)		E 0.305 kWh/kW		22	油圧式杭圧入引抜機		0.145		23	アースオーガ		E 0.436 kWh/kW		24	アースオーガ中掘式		0.085	ベースマシン	25	クローラ式アースオーガ				26	粉体噴射攪拌機・二軸式		E 0.436 kWh/kW	装置	27	粉体噴射攪拌機	改良材供給機	E 0.533 kWh/kW		28	オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式) 2エンジン(クローラ式) 据置式	0.181 0.093 0.104		29	マッドスクリーン		E 0.305 kWh/kW		30	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh/kW		31	グラウトポンプ		0.207		32	グラウトミキサ		E 0.533 kWh/kW		33	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW		34	ドリルジャンボ	レール式 クローラ式 ホイール式	0.171 E 0.415 kWh/kW		35	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW		36	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW		37	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh/kW		38	急結剤供給装置				39	吹付ロボット				40	モータグレーダ		0.108	ヒータブレーナ装着型を含む	41	スタビライザ		0.111 E 0.331 kWh/kW		42	ロードローラ		0.108		43	タイヤローラ		0.100		44	振動ローラ	ハンドガイド 搭乗式	0.201 0.152		45	タンバ及びランマ				46	振動コンバクタ		G 0.301		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>燃料消費率 (ℓ/kWh)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>ブルドーザ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>リッパ装置付ブルドーザ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>小型バックホウ</td><td></td><td>0.175</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>バックホウ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>クラムシエル</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>クローラローダ (トラクタシヨベル)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>ホイールローダ (トラクタシヨベル)</td><td></td><td>0.153</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>ダンプトラック</td><td>オフロード (建設用)</td><td>0.085</td><td>15 t 以上</td></tr> <tr><td>9</td><td>ダンプトラック</td><td>オンロード</td><td>0.050</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>トラック</td><td></td><td></td><td>クレーン装置付を含む</td></tr> <tr><td>11</td><td>トレーラ</td><td></td><td>0.075</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>不整地運搬車</td><td>クローラ型</td><td>0.158</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>クローラクレーン</td><td></td><td>0.089</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>トラッククレーン</td><td>ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型</td><td>0.044</td><td>オールテレーンクレーン含む</td></tr> <tr><td>15</td><td>ラフテレーンクレーン</td><td></td><td>0.103</td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>ディーゼルバイルハンマ</td><td></td><td>7.6480/h-t</td><td>t はラム質量</td></tr> <tr><td>17</td><td>バイプロハンマ</td><td>電動式 油圧式・可変式</td><td>E 0.305 kWh/kW 0.308</td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>杭打機 (ベースマシン)</td><td></td><td>0.085</td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>杭打用ウォータージェット</td><td></td><td>0.192 E 0.533 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>油圧ハンマ</td><td></td><td>0.181</td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)</td><td></td><td>E 0.305 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>油圧式杭圧入引抜機</td><td></td><td>0.145</td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>アースオーガ</td><td></td><td>E 0.436 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>アースオーガ中掘式</td><td></td><td>0.085 E 0.436 kWh/kW</td><td>ベースマシン 装置</td></tr> <tr><td>25</td><td>クローラ式アースオーガ</td><td></td><td>0.085</td><td>ベースマシン</td></tr> <tr><td>26</td><td>粉体噴射攪拌機・二軸式</td><td></td><td>E 0.436 kWh/kW</td><td>装置</td></tr> <tr><td>27</td><td>粉体噴射攪拌機</td><td>改良材供給機</td><td>E 0.533 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>28</td><td>オールケーシング掘削機</td><td>1エンジン(クローラ式) 2エンジン(クローラ式) 据置式</td><td>0.181 0.093 0.104</td><td></td></tr> <tr><td>29</td><td>マッドスクリーン</td><td></td><td>E 0.305 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>泥排水処理装置</td><td>フィルタプレス式</td><td>E 0.560 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>グラウトポンプ</td><td></td><td>0.207</td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>グラウトミキサ</td><td></td><td>E 0.533 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>ボーリングマシン</td><td></td><td>0.151 E 0.429 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>ドリルジャンボ</td><td>レール式 クローラ式 ホイール式</td><td>0.171 E 0.415 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>35</td><td>自由断面トンネル掘削機</td><td></td><td>E 0.429 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>36</td><td>NATM機器集じん器</td><td></td><td>E 0.700 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>37</td><td>コンクリート吹付機</td><td>トンネル工事用</td><td>E 0.466 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>急結剤供給装置</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>39</td><td>吹付ロボット</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>モータグレーダ</td><td></td><td>0.108</td><td>ヒータブレーナ装着型を含む</td></tr> <tr><td>41</td><td>スタビライザ</td><td></td><td>0.111 E 0.331 kWh/kW</td><td></td></tr> <tr><td>42</td><td>ロードローラ</td><td></td><td>0.108</td><td></td></tr> <tr><td>43</td><td>タイヤローラ</td><td></td><td>0.100</td><td></td></tr> <tr><td>44</td><td>振動ローラ (舗装用)</td><td>ハンドガイド 搭乗式</td><td>0.201 0.152</td><td></td></tr> <tr><td>45</td><td>タンバ及びランマ</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>46</td><td>振動コンバクタ</td><td></td><td>G 0.301</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	1	ブルドーザ				2	リッパ装置付ブルドーザ				3	小型バックホウ		0.175		4	バックホウ				5	クラムシエル				6	クローラローダ (トラクタシヨベル)				7	ホイールローダ (トラクタシヨベル)		0.153		8	ダンプトラック	オフロード (建設用)	0.085	15 t 以上	9	ダンプトラック	オンロード	0.050		10	トラック			クレーン装置付を含む	11	トレーラ		0.075		12	不整地運搬車	クローラ型	0.158		13	クローラクレーン		0.089		14	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.044	オールテレーンクレーン含む	15	ラフテレーンクレーン		0.103		16	ディーゼルバイルハンマ		7.6480/h-t	t はラム質量	17	バイプロハンマ	電動式 油圧式・可変式	E 0.305 kWh/kW 0.308		18	杭打機 (ベースマシン)		0.085		19	杭打用ウォータージェット		0.192 E 0.533 kWh/kW		20	油圧ハンマ		0.181		21	油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)		E 0.305 kWh/kW		22	油圧式杭圧入引抜機		0.145		23	アースオーガ		E 0.436 kWh/kW		24	アースオーガ中掘式		0.085 E 0.436 kWh/kW	ベースマシン 装置	25	クローラ式アースオーガ		0.085	ベースマシン	26	粉体噴射攪拌機・二軸式		E 0.436 kWh/kW	装置	27	粉体噴射攪拌機	改良材供給機	E 0.533 kWh/kW		28	オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式) 2エンジン(クローラ式) 据置式	0.181 0.093 0.104		29	マッドスクリーン		E 0.305 kWh/kW		30	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh/kW		31	グラウトポンプ		0.207		32	グラウトミキサ		E 0.533 kWh/kW		33	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW		34	ドリルジャンボ	レール式 クローラ式 ホイール式	0.171 E 0.415 kWh/kW		35	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW		36	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW		37	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh/kW		38	急結剤供給装置				39	吹付ロボット				40	モータグレーダ		0.108	ヒータブレーナ装着型を含む	41	スタビライザ		0.111 E 0.331 kWh/kW		42	ロードローラ		0.108		43	タイヤローラ		0.100		44	振動ローラ (舗装用)	ハンドガイド 搭乗式	0.201 0.152		45	タンバ及びランマ				46	振動コンバクタ		G 0.301		<p>①79</p>	<p>①79</p>	<p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>
No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	ブルドーザ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	リッパ装置付ブルドーザ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	小型バックホウ		0.175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	バックホウ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	クラムシエル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	クローラローダ (トラクタシヨベル)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	ホイールローダ (トラクタシヨベル)		0.153																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	ダンプトラック	オフロード (建設用)	0.085	15 t 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	ダンプトラック	オンロード	0.050																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	トラック			クレーン装置付を含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	トレーラ		0.075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12	不整地運搬車	クローラ型	0.158																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	クローラクレーン		0.089																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.044	オールテレーンクレーン含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	ラフテレーンクレーン		0.103																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16	ディーゼルバイルハンマ		7.6480/h-t	t はラム質量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	バイプロハンマ	電動式 油圧式・可変式	E 0.305 kWh/kW 0.308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	杭打機 (ベースマシン)		0.085																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19	杭打用ウォータージェット		0.192 E 0.533 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20	油圧ハンマ		0.181																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21	油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)		E 0.305 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22	油圧式杭圧入引抜機		0.145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23	アースオーガ		E 0.436 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24	アースオーガ中掘式		0.085	ベースマシン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
25	クローラ式アースオーガ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	粉体噴射攪拌機・二軸式		E 0.436 kWh/kW	装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	粉体噴射攪拌機	改良材供給機	E 0.533 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28	オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式) 2エンジン(クローラ式) 据置式	0.181 0.093 0.104																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29	マッドスクリーン		E 0.305 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31	グラウトポンプ		0.207																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
32	グラウトミキサ		E 0.533 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
34	ドリルジャンボ	レール式 クローラ式 ホイール式	0.171 E 0.415 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
35	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
36	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
37	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
38	急結剤供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
39	吹付ロボット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
40	モータグレーダ		0.108	ヒータブレーナ装着型を含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
41	スタビライザ		0.111 E 0.331 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
42	ロードローラ		0.108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
43	タイヤローラ		0.100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
44	振動ローラ	ハンドガイド 搭乗式	0.201 0.152																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
45	タンバ及びランマ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
46	振動コンバクタ		G 0.301																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1	ブルドーザ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	リッパ装置付ブルドーザ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	小型バックホウ		0.175																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
4	バックホウ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	クラムシエル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	クローラローダ (トラクタシヨベル)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	ホイールローダ (トラクタシヨベル)		0.153																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
8	ダンプトラック	オフロード (建設用)	0.085	15 t 以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
9	ダンプトラック	オンロード	0.050																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10	トラック			クレーン装置付を含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
11	トレーラ		0.075																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
12	不整地運搬車	クローラ型	0.158																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
13	クローラクレーン		0.089																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
14	トラッククレーン	ラチスジブ型・油圧伸縮ジブ型	0.044	オールテレーンクレーン含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
15	ラフテレーンクレーン		0.103																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
16	ディーゼルバイルハンマ		7.6480/h-t	t はラム質量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
17	バイプロハンマ	電動式 油圧式・可変式	E 0.305 kWh/kW 0.308																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
18	杭打機 (ベースマシン)		0.085																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
19	杭打用ウォータージェット		0.192 E 0.533 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
20	油圧ハンマ		0.181																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
21	油圧式鋼管圧入引抜機 (ジャッキ)		E 0.305 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
22	油圧式杭圧入引抜機		0.145																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
23	アースオーガ		E 0.436 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
24	アースオーガ中掘式		0.085 E 0.436 kWh/kW	ベースマシン 装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
25	クローラ式アースオーガ		0.085	ベースマシン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
26	粉体噴射攪拌機・二軸式		E 0.436 kWh/kW	装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
27	粉体噴射攪拌機	改良材供給機	E 0.533 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
28	オールケーシング掘削機	1エンジン(クローラ式) 2エンジン(クローラ式) 据置式	0.181 0.093 0.104																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
29	マッドスクリーン		E 0.305 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
30	泥排水処理装置	フィルタプレス式	E 0.560 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31	グラウトポンプ		0.207																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
32	グラウトミキサ		E 0.533 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
33	ボーリングマシン		0.151 E 0.429 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
34	ドリルジャンボ	レール式 クローラ式 ホイール式	0.171 E 0.415 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
35	自由断面トンネル掘削機		E 0.429 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
36	NATM機器集じん器		E 0.700 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
37	コンクリート吹付機	トンネル工事用	E 0.466 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
38	急結剤供給装置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
39	吹付ロボット																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
40	モータグレーダ		0.108	ヒータブレーナ装着型を含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
41	スタビライザ		0.111 E 0.331 kWh/kW																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
42	ロードローラ		0.108																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
43	タイヤローラ		0.100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
44	振動ローラ (舗装用)	ハンドガイド 搭乗式	0.201 0.152																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
45	タンバ及びランマ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
46	振動コンバクタ		G 0.301																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
I-5-②-2	I-5-②-2	I-5-②-2	I-5-②-2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
積算上の注意事項			(控え頁) 2/6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

改正理由		一部改正				改正		現行		備考	
現 行						改 正					
No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要		No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	
47	コンクリートプラント					47	コンクリートプラント				
48	モルタルプラント		E 0.495 kWh/kW			48	モルタルプラント		E 0.495 kWh/kW		
49	ベントナイトミキサ					49	<del>ベントナイトミキサ</del>				
50	アジテータトラック (トラックミキサ)		0.059			50	<del>アジテータトラック (トラックミキサ)</del>		0.059		語句の修正
51	コンクリートポンプ車		0.078			51	コンクリートポンプ車		0.078		
52	アスファルトフィニッシャー		0.152	加熱用燃料は含まない		52	アスファルトフィニッシャー		0.152	加熱用燃料は含まない	
53	ディストリビュータ		0.090			53	ディストリビュータ		0.090		
54	コンクリートスプレッド					54	コンクリートスプレッド				
55	アグリゲートスプレッド					55	アグリゲートスプレッド				
56	コンクリートフィニッシャー		0.122			56	コンクリートフィニッシャー		0.122		
57	コンクリートレベラ					57	コンクリートレベラ				
58	フィニッシングスクリード					58	フィニッシングスクリード				
59	コンクリートカッタ					59	コンクリートカッタ				
60	アスファルトエンジンブレイキ		G 0.227			60	アスファルトエンジンブレイキ		G 0.227		
61	アスファルトカーバ					61	アスファルトカーバ		G 0.227		語句の修正
62	路面切削機		0.144			62	路面切削機		0.144		
63	廃材積込機		0.218			63	廃材積込機		0.218		
64	路上表層再生機		0.142			64	路上表層再生機		0.142		
65	路面安全溝切削機(グルーピング機械)					65	路面安全溝切削機(グルーピング機械)				
66	路面ヒータ(路上表層再生機用)		0.160			66	路面ヒータ(路上表層再生機 <u>組合せ用</u> )		0.160		語句の修正
67	路面清掃車					67	路面清掃車				
68	ガードレール清掃車		0.063			68	ガードレール清掃車		0.063		
69	トンネル清掃車					69	トンネル清掃車				
70	側溝清掃車		0.052			70	側溝清掃車		0.052		
71	排水管清掃車					71	排水管清掃車				
72	散水車		0.040			72	散水車		0.040		
73	高所作業車					73	高所作業車				
74	ガードレール支柱打込機		0.051			74	ガードレール支柱打込機		0.051		
75	草刈車	路肩カッタ付	0.071			75	草刈車	路肩カッタ付	0.071		
76	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.189 E 0.595 kWh/kW	トンネル工事は別途		76	空気圧縮機	定置式 可搬式	0.189 E 0.595 kWh/kW	トンネル工事は別途	
77	ブロー送風機(ファン)		0.156 E 0.681 kWh/kW			77	ブロー送風機(ファン)		0.156 E 0.681 kWh/kW		
78	ポンプ		0.323			78	ポンプ		0.323		
79	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900 kWh/kW			79	小型渦巻ポンプ		G 0.495 E 0.900 kWh/kW		
80	工事中水モータポンプ		E 0.584 kWh/kW			80	工事中水モータポンプ (潜水ポンプ)		E 0.584 kWh/kW		語句の修正
81	サンドポンプ					81	サンドポンプ				
82	発動発電機		0.170 G 0.436			82	発動発電機		0.170 G 0.436		
83	ウインチ		0.108 E 0.305 kWh/kW			83	ウインチ		0.108 E 0.305 kWh/kW		
84	電気溶接機		0.227 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による		84	電気溶接機		0.227 G 0.403	電気使用量はそれぞれの資料による	
85	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560 kWh/kW			85	ベルトコンベヤ		0.293 G 0.512 E 0.560 kWh/kW		
86	モルタル吹付機		0.191			86	モルタル吹付機		0.191		
87	作業車		0.038			87	作業車		0.038		
88	ライトバン	二輪駆動				88	ライトバン	二輪駆動			
89	ライトバン	四輪駆動	G 0.047			89	ライトバン	四輪駆動	G 0.047		語句の修正
90	中小型トラック					90	中小型トラック				
91	マイクロバス		0.064 G 0.071			91	マイクロバス		0.064 G 0.071		
92	草刈機	肩掛式 遠隔操縦式	G 0.581 0.209			92	草刈機	肩掛式 遠隔操縦式	G 0.581 0.209		
93	集草機	ハンドガイド式	G 0.209 0.354			93	集草機	ハンドガイド式	G 0.209 0.354		
94	動力噴霧機		0.261 G 0.266			94	動力噴霧機		0.261 G 0.266		

I-5-②-3

I-5-②-3

①80

積算上の注意事項

(控え頁)

3/6

改正理由		一部改正			改正 現行		備考			
現 行					改 正					
No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	
95	パイプレータ		G 0.347 E 0.540 kWh/kW		95	コンクリートパイプレータ		G 0.347 E 0.540 kWh/kW		語句の修正
96	照明機	可搬式	0.638		96	照明機	可搬式	0.638		
97	トラクタ	ホイール式	0.120		97	トラクタ	ホイール式	0.120		
98	ポンプ式浚渫船		重油0.381		98	ポンプ式浚渫船		重油0.381		
99	引船		重油0.252		99	引船		重油0.252		
100	除雪ドーザ	ホイール	0.133		100	除雪ドーザ	ホイール	0.133		
101	除雪グレーダ				101	除雪グレーダ				
102	除雪トラック		0.077		102	除雪トラック		0.077		
103	小型除雪機	ハンドガイド	G 0.356 0.193		103	小型除雪機	ハンドガイド	G 0.356 0.193		
104	ロータリ除雪車	クローラ29kW級	0.162		104	ロータリ除雪車	クローラ29kW級	0.162		
		" 59kW級	G 0.139				" 59kW級	G 0.139		
		30~180kW級	0.137				30~180kW級	0.137		
		220~360kW級	0.114				220~360kW級	0.114		
105	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.089		105	一車線積込除雪車	ロータリ式	0.089		
106	凍結防止剤散布装置		0.090		106	凍結防止剤散布装置		0.090		
107	凍結防止剤散布車		0.050		107	凍結防止剤散布車		0.050		
(注) G:ガソリン E:電力 印のないものは軽油である。					(注) G:ガソリン E:電力 印のないものは軽油である。					
表2.2 運転1時間当り燃料消費率					表2.2 運転1時間当り燃料消費率					
No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	No.	機 械 名	規 格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘 要	語句の修正
1	レーキドーザ				1	レーキドーザ				
2	トラクタ	クローラ式	0.175		2	トラクタ	クローラ式	0.175		
3	スクレープドーザ				3	スクレープドーザ				
4	タイヤドーザ				4	タイヤドーザ				
5	モータスクレーバ		0.163		5	モータスクレーバ		0.163		
6	泥上掘削機		0.175		6	泥上掘削機		0.175		
7	トレンチャ		0.152		7	トレンチャ		0.152		
8	ダンプトラック	国産ガソリン	G 0.071		8	ダンプトラック	国産ガソリン	G 0.071		
9	不整地運搬車	ホイール型	0.160		9	不整地運搬車	ホイール型	0.160		
10	シャトルカー		E 0.560 kWh/kW		10	シャトルカー		E 0.560 kWh/kW		
11	タワークレーン		0.101 E 0.305 kWh/kW		11	タワークレーン		0.101 E 0.305 kWh/kW		
12	ジブクレーン				12	ジブクレーン				
13	二本構りフト	モータウインチ			13	二本構りフト	モータウインチ			
14	一本構りフト	モータウインチ	E 0.305 kWh/kW		14	一本構りフト	モータウインチ	E 0.305 kWh/kW		
15	工用エレベータ				15	工用エレベータ				
16	門型クレーン				16	門型クレーン				
17	簡易ケーブルクレーン		0.108		17	簡易ケーブルクレーン		0.108		
18	フォークリフト		0.037		18	フォークリフト		0.037		
19	クローラ式サンドパイル打機		0.085 E 0.305 kWh/kW	ベースマシン 装置	19	クローラ式サンドパイル打機		0.085 E 0.305 kWh/kW	ベースマシン 装置	
20	粉体噴射攪拌機	単軸式	E 0.305 kWh/kW		20	粉体噴射攪拌機	単軸式	E 0.305 kWh/kW		
21	トラック式アースオーガ		0.053		21	トラック式アースオーガ		0.053		
22	ラフテレンクレーン装着式アースオーガ		0.103		22	ラフテレンクレーン装着式アースオーガ		0.103		
23	アースドリル掘削機		0.093		23	アースドリル掘削機		0.093		
24	リバースサーキュレーションドリル		E 0.426 kWh/kW	フロント装置吊上げクレーンは杭打機(ベースマシン)を適用	24	リバースサーキュレーションドリル		E 0.426 kWh/kW	フロント装置吊上げクレーンは杭打機(ベースマシン)を適用	
25	杭打やぐら		E 0.305 kWh/kW		25	杭打やぐら		E 0.305 kWh/kW		
26	サイクロン				26	サイクロン				
27	サクシオンポンプ		E 0.900 kWh/kW		27	サクシオンポンプ		E 0.900 kWh/kW		
28	圧送ポンプ				28	圧送ポンプ				
29	安定液ミキサ		E 0.533 kWh/kW		29	安定液ミキサ		E 0.533 kWh/kW		
30	泥排水処理装置	ベルトプレス式	E 0.871 kWh/kW		30	泥排水処理装置	ベルトプレス式	E 0.871 kWh/kW		
31	汚泥吸排車		0.053		31	汚泥吸排車		0.053		
I-5-②-4					①81 I-5-②-4					
積算上の注意事項					(控え頁) 4/6					

改正理由		一部改正				改正		現行		備考	
現 行						改 正					
No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘要		No.	機械名	規格	燃料消費率 (ℓ/kWh)	摘要	
32	ニューマチックケーソン施工機器 (潜用シヨベル)		E 0.600 kWh/kW			32	ニューマチックケーソン施工機器 (潜用シヨベル)		E 0.600 kWh/kW		
33	クリーニングタワー		E 0.700 kWh/kW			33	クリーニングタワー		E 0.700 kWh/kW		
34	シールド工事用機器	パワーユニット	E 0.533 kWh/kW			34	シールド工事用機器	パワーユニット	E 0.533 kWh/kW		
35	一次分離機					35	一次分離機				
36	汚水槽					36	汚水槽				
37	粘土溶解槽		E 0.900 kWh/kW			37	粘土溶解槽		E 0.900 kWh/kW		
38	高分子凝集剤溶解槽					38	高分子凝集剤溶解槽				
39	スラリーポンプ					39	スラリーポンプ				
40	インナーバイブレータ	自走式	0.122			40	インナーバイブレータ	自走式	0.122		
41	コンクリートミキサ		E 0.495 kWh/kW			41	コンクリートミキサ		E 0.495 kWh/kW		
42	コンクリートポンプ		E 0.410 kWh/kW			42	コンクリートポンプ		E 0.410 kWh/kW		
43	法面締固機		0.167			43	法面締固機		0.167		
44	チップスブレッダ		0.127			44	チップスブレッダ		0.127		
45	アスファルトクッカ		0.164			45	アスファルトクッカ		0.164		
46	コンクリート横取り機		0.293			46	コンクリート横取り機		0.293		
47	ジョイントクリーナ		G 0.174			47	ジョイントクリーナ		G 0.174		
48	振動目地切機					48	振動目地切機				
49	区画線消去機	ハンドガイド機	G 0.233			49	区画線消去機	ハンドガイド機	G 0.233		
	ラインマーカ	ペイント・ハンドガイド					ラインマーカ	ペイント・ハンドガイド			
50	"	溶解自走式	0.068			50	"	溶解自走式 ペイント・自走式 ペイント・車載式	0.068		
	"	ペイント・自走式					"				
	"	ペイント・車載式					"				
51	溶解槽					51	溶解槽				
52	排水性舗装機能回復車		0.063			52	排水性舗装機能回復車		0.063		
53	透光性遮音壁清掃車		0.040			53	透光性遮音壁清掃車		0.040		
54	歩道清掃車					54	歩道清掃車				
55	排水管清掃車	CNG	C 0.043 m <sup>3</sup> /kWh			55	排水管清掃車	CNG	C 0.043 m <sup>3</sup> /kWh		
56	小型多段遠心ポンプ		E 0.900 kWh/kW			56	小型多段遠心ポンプ		E 0.900 kWh/kW		
57	真空ポンプ					57	真空ポンプ				
58	電動ホイスト		E 0.305 kWh/kW			58	電動ホイスト		E 0.305 kWh/kW		
59	チェーンブロック(電動式)					59	チェーンブロック(電動式)		E 0.305 kWh/kW		
60	土砂排出機		E 0.305 kWh/kW			60	土砂排出機		E 0.305 kWh/kW		
61	簡易やぐら					61	簡易やぐら				
62	両端固定式ケーブルクレーン		E 0.305 kWh/kW 0.108			62	両端固定式ケーブルクレーン		E 0.305 kWh/kW 0.108		
63	ムカデコンベヤ		E 0.560 kWh/kW			63	ムカデコンベヤ		E 0.560 kWh/kW		
64	油圧ジャッキ		E 0.533 kWh/kW			64	油圧ジャッキ		E 0.533 kWh/kW		
65	コンクリート吹付機		E 0.410 kWh/kW			65	コンクリート吹付機		E 0.410 kWh/kW		
66	急結剤供給装置(吹付機用)					66	急結剤供給装置(吹付機用)				
67	種子吹付機		0.191			67	種子吹付機		0.191		
68	エンジン付ミキサ		G 0.162			68	エンジン付ミキサ		G 0.162		
69	工事用高圧洗浄機		E 0.900 kWh/kW G 0.255			69	工事用高圧洗浄機		E 0.900 kWh/kW G 0.255		
70	薬剤散布機		0.103			70	薬剤散布機		0.103		
71	エレクタ		E 0.255 kWh/kW			71	エレクタ		E 0.255 kWh/kW		
72	切断機		E 0.305 kWh/kW			72	切断機		E 0.305 kWh/kW		
73	草結束機		G 0.515			73	草結束機		G 0.515		
74	木材破砕機		0.185			74	木材破砕機		0.185		
75	自走式破砕機					75	自走式破砕機				
76	チェンソー		G 0.450ℓ/h	左記は時間当たり燃料消費量である。		76	チェンソー		G 0.450ℓ/h	左記は時間当たり燃料消費量である。	
77	ポンプ渡漕船		E 1.217 kWh/kW			77	ポンプ渡漕船		E 1.217 kWh/kW		
78	除雪ドーザ	クローラ	0.166			78	除雪ドーザ	クローラ	0.166		
79	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88k型 ベースマシン (除雪ドーザ)		79	ロータリ除雪装置		0.141	ロータリ式88k型 ベースマシン (除雪ドーザ)	

語句の修正

語句の修正

語句の修正

(注) G:ガソリン E:電力 C:圧縮天然ガス  
印のないものは軽油である。

(注) G:ガソリン E:電力 C:圧縮天然ガス  
印のないものは軽油である。

I-5-②-5

I-5-②-5

①82

積算上の注意事項

(控え頁)

5/6

工 種	原動機燃料消費量
-----	----------

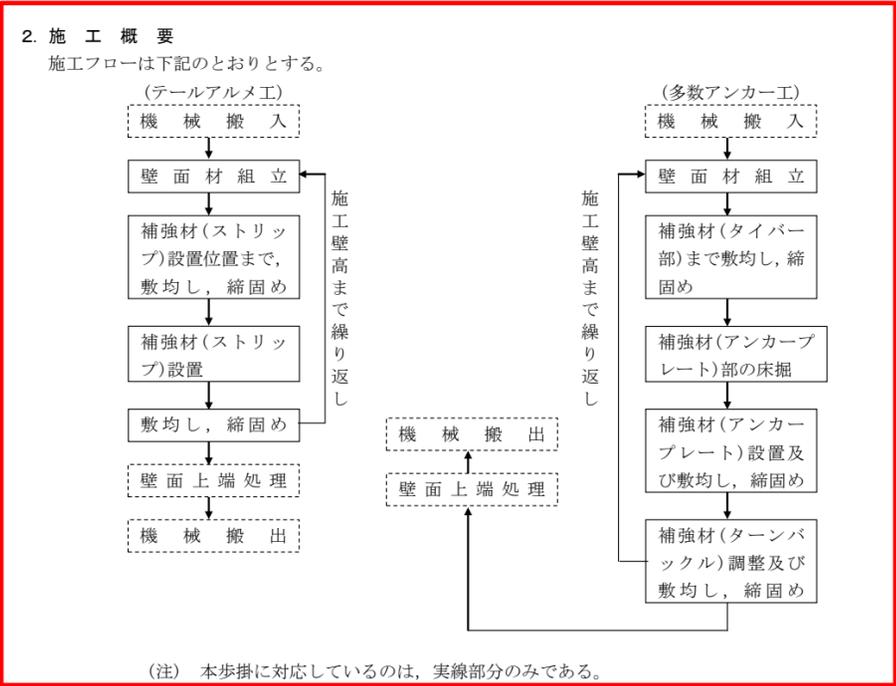
改正理由	一部改正	改正 現行																															
現 行		改 正																															
<p>標準運転時間及び運転日当り燃料消費量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 名</th> <th>機 械 名</th> <th>消 費 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート工</td> <td>ジェットヒータ (30,100kcal/h) 126MJ</td> <td>灯油 3.6ℓ /h</td> </tr> <tr> <td>トンネル (N A T M) 及び 小断面トンネル (N A T M)</td> <td>セメントサイロ 30 t</td> <td>E 8.0kWh</td> </tr> <tr> <td>小断面トンネル工 (N A T M)</td> <td>ずり積機 クローラ式・バックホウ型 コンベヤ能力 150 m<sup>3</sup>/h</td> <td>E 27.0kWh</td> </tr> <tr> <td>コンクリート削孔工</td> <td>コアボーリングマシン (電動式) 穿孔径φ52~250 mm</td> <td>E 0.86kWh</td> </tr> </tbody> </table>		工 種 名	機 械 名	消 費 量	コンクリート工	ジェットヒータ (30,100kcal/h) 126MJ	灯油 3.6ℓ /h	トンネル (N A T M) 及び 小断面トンネル (N A T M)	セメントサイロ 30 t	E 8.0kWh	小断面トンネル工 (N A T M)	ずり積機 クローラ式・バックホウ型 コンベヤ能力 150 m <sup>3</sup> /h	E 27.0kWh	コンクリート削孔工	コアボーリングマシン (電動式) 穿孔径φ52~250 mm	E 0.86kWh	<p>標準運転時間及び運転日当り燃料消費量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 名</th> <th>機 械 名</th> <th>消 費 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>コンクリート工</del></td> <td><del>ジェットヒータ (30,100kcal/h) 126MJ</del></td> <td><del>灯油 3.6ℓ /h</del></td> </tr> <tr> <td>トンネル (N A T M) 及び 小断面トンネル (N A T M)</td> <td>セメントサイロ 30 t</td> <td>E 8.0kWh</td> </tr> <tr> <td>小断面トンネル工 (N A T M)</td> <td>ずり積機 クローラ式・バックホウ型 コンベヤ能力 150 m<sup>3</sup>/h</td> <td>E 27.0kWh</td> </tr> <tr> <td><del>コンクリート削孔工</del></td> <td><del>コアボーリングマシン (電動式) 穿孔径φ52~250 mm</del></td> <td><del>E 0.86kWh</del></td> </tr> </tbody> </table>		工 種 名	機 械 名	消 費 量	<del>コンクリート工</del>	<del>ジェットヒータ (30,100kcal/h) 126MJ</del>	<del>灯油 3.6ℓ /h</del>	トンネル (N A T M) 及び 小断面トンネル (N A T M)	セメントサイロ 30 t	E 8.0kWh	小断面トンネル工 (N A T M)	ずり積機 クローラ式・バックホウ型 コンベヤ能力 150 m <sup>3</sup> /h	E 27.0kWh	<del>コンクリート削孔工</del>	<del>コアボーリングマシン (電動式) 穿孔径φ52~250 mm</del>	<del>E 0.86kWh</del>
工 種 名	機 械 名	消 費 量																															
コンクリート工	ジェットヒータ (30,100kcal/h) 126MJ	灯油 3.6ℓ /h																															
トンネル (N A T M) 及び 小断面トンネル (N A T M)	セメントサイロ 30 t	E 8.0kWh																															
小断面トンネル工 (N A T M)	ずり積機 クローラ式・バックホウ型 コンベヤ能力 150 m <sup>3</sup> /h	E 27.0kWh																															
コンクリート削孔工	コアボーリングマシン (電動式) 穿孔径φ52~250 mm	E 0.86kWh																															
工 種 名	機 械 名	消 費 量																															
<del>コンクリート工</del>	<del>ジェットヒータ (30,100kcal/h) 126MJ</del>	<del>灯油 3.6ℓ /h</del>																															
トンネル (N A T M) 及び 小断面トンネル (N A T M)	セメントサイロ 30 t	E 8.0kWh																															
小断面トンネル工 (N A T M)	ずり積機 クローラ式・バックホウ型 コンベヤ能力 150 m <sup>3</sup> /h	E 27.0kWh																															
<del>コンクリート削孔工</del>	<del>コアボーリングマシン (電動式) 穿孔径φ52~250 mm</del>	<del>E 0.86kWh</del>																															
I-5-②-6		①83 I-5-②-6																															
積算上の注意事項			(控え頁) 6/6																														

改正理由	一部改正	改正 現行																																																								
現 行	改 正	正	備 考																																																							
<p>2-2 施工フロー 施工フローは、下記を標準とする。</p> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>2-3 施工方法の選定 施工方法の選定は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 施工方法の選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工方法</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 力 打 設</td> <td>施工法面の天端にコンクリート運搬車が接近でき、直打・シュート打が可能な箇所で、平均法長11m以下、法勾配1:1.5～1:2.0の法面</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車打設</td> <td>上記以外の法面</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現場条件等により上表により難しい場合は、別途積算する。</p> <p>2-4 機種を選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.2 機種を選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート投入打設</td> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>トラック架装・ブーム式 90～110 m<sup>3</sup>/h</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>ブーム打設及び配管打設に適用</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 現場条件により、これにより難しい場合は別途考慮することが出来る。 2. ラフテレーンクレーンは、法尻からの最大法直高4m以上の現場において、全数量に適用する。 3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。</p> <p>2-5 コンクリート投入打設歩掛 2-5-1 人力打設 人力によるコンクリート投入打設歩掛は、「第II編第4章①コンクリート工」(小型構造物)による。 ただし、コンクリート混合物の使用量は、次式による。 使用量=設計量×(1+K)(m<sup>3</sup>) 設計量:m<sup>3</sup> K:ロス率 ロス率(K)の値は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.3 ロス率(K)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロ ス 率</th> <th>値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロ ス 率</td> <td>+0.11</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">II-2-①-10</p>	施工方法	施工条件	入 力 打 設	施工法面の天端にコンクリート運搬車が接近でき、直打・シュート打が可能な箇所で、平均法長11m以下、法勾配1:1.5～1:2.0の法面	コンクリートポンプ車打設	上記以外の法面	作業種別	機械名	規 格	単位	数量	摘 要	コンクリート投入打設	コンクリートポンプ車	トラック架装・ブーム式 90～110 m <sup>3</sup> /h	台	1	ブーム打設及び配管打設に適用	型 枠 工	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	〃	1		ロ ス 率	値	ロ ス 率	+0.11	<p>2-2 施工フロー 施工フローは、下記を標準とする。</p> <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>2-3 施工方法の選定 施工方法の選定は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 施工方法の選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工方法</th> <th>施工条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入 力 打 設</td> <td>施工法面の天端にコンクリート運搬車が接近出来、直打・シュート打が可能な箇所で、平均法長11m以下、法勾配1:1.5～1:2.0の法面</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車打設</td> <td>上記以外の法面</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現場条件等により上表により難しい場合は、別途考慮する。</p> <p>2-4 機種を選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.2 機種を選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート投入打設</td> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>トラック架装・ブーム式 <del>90～110 m<sup>3</sup>/h</del> 圧送能力、90～110 m<sup>3</sup>/h</td> <td>台</td> <td>1</td> <td>ブーム打設及び配管打設に適用</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 現場条件により、これにより難しい場合は別途考慮することが出来る。 2. ラフテレーンクレーンは、法尻からの最大法直高4m以上の現場において、全数量に適用する。 3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。</p> <p>2-5 コンクリート投入打設歩掛 2-5-1 人力打設 人力によるコンクリート投入打設歩掛は、「第II編第4章①コンクリート工」(小型構造物)による。 <del>ただし、コンクリート混合物の使用量は、次式による。</del> <del>使用量=設計量×(1+K)(m<sup>3</sup>)</del> <del>設計量:m<sup>3</sup></del> <del>K:ロス率</del> <del>ロス率(K)の値は、次表を標準とする。</del></p> <p style="text-align: center;">表2.3 <del>ロス率(K)</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><del>ロ ス 率</del></th> <th><del>値</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><del>ロ ス 率</del></td> <td><del>+0.11</del></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">II-2-①-10</p>	施工方法	施工条件	入 力 打 設	施工法面の天端にコンクリート運搬車が接近出来、直打・シュート打が可能な箇所で、平均法長11m以下、法勾配1:1.5～1:2.0の法面	コンクリートポンプ車打設	上記以外の法面	作業種別	機械名	規 格	単位	数量	摘 要	コンクリート投入打設	コンクリートポンプ車	トラック架装・ブーム式 <del>90～110 m<sup>3</sup>/h</del> 圧送能力、90～110 m <sup>3</sup> /h	台	1	ブーム打設及び配管打設に適用	型 枠 工	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	〃	1		<del>ロ ス 率</del>	<del>値</del>	<del>ロ ス 率</del>	<del>+0.11</del>	<p>適用範囲の修正 (実線⇒破線)</p> <p>語句の修正</p> <p>規格の追記 語句の修正</p> <p>語句の修正 施工パッケージ化に伴う削除</p>
施工方法	施工条件																																																									
入 力 打 設	施工法面の天端にコンクリート運搬車が接近でき、直打・シュート打が可能な箇所で、平均法長11m以下、法勾配1:1.5～1:2.0の法面																																																									
コンクリートポンプ車打設	上記以外の法面																																																									
作業種別	機械名	規 格	単位	数量	摘 要																																																					
コンクリート投入打設	コンクリートポンプ車	トラック架装・ブーム式 90～110 m <sup>3</sup> /h	台	1	ブーム打設及び配管打設に適用																																																					
型 枠 工	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	〃	1																																																						
ロ ス 率	値																																																									
ロ ス 率	+0.11																																																									
施工方法	施工条件																																																									
入 力 打 設	施工法面の天端にコンクリート運搬車が接近出来、直打・シュート打が可能な箇所で、平均法長11m以下、法勾配1:1.5～1:2.0の法面																																																									
コンクリートポンプ車打設	上記以外の法面																																																									
作業種別	機械名	規 格	単位	数量	摘 要																																																					
コンクリート投入打設	コンクリートポンプ車	トラック架装・ブーム式 <del>90～110 m<sup>3</sup>/h</del> 圧送能力、90～110 m <sup>3</sup> /h	台	1	ブーム打設及び配管打設に適用																																																					
型 枠 工	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第1次基準値) 25t吊	〃	1																																																						
<del>ロ ス 率</del>	<del>値</del>																																																									
<del>ロ ス 率</del>	<del>+0.11</del>																																																									
積算上の注意事項		①286	(控え頁) 4/14																																																							

工 種	補強土壁工(テールアルメ工、多数アンカー工)
-----	------------------------

改正理由	新規制定	改正 現 行	
------	------	-----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----



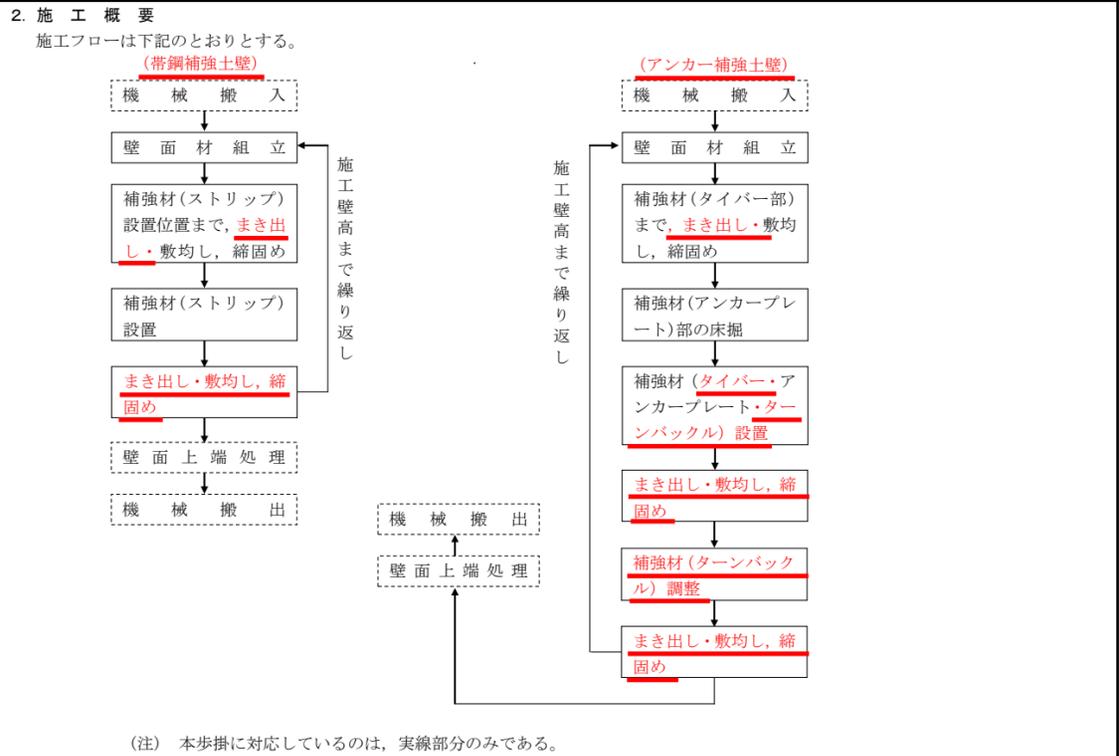
3. 機種 の 選 定  
壁面材組立、敷均し、締固めに使用する機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種 の 選 定

作業種別	工 法	標準機種			
		機 械 名	規 格	単 位	数 量
壁面材組立	テールアルメ工	トラッククレーン	油圧伸縮ジブ型 4.9 t 吊	台	1
	多数アンカー工	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 16 t 吊	〃	1
敷 均 し		ブルドーザ	普通・排出ガス対策型 (第1次基準値) 15 t 級	〃	1
締 固 め		タイヤローラ	普通型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 8 ~ 20 t	〃	1

(注) 1. トラッククレーン・ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
2. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

II-2-⑦-1



3. 機種 の 選 定  
壁面材組立、まき出し・敷均し、締固めに使用する機械・規格は、次表を標準とする。

表3.1 機種 の 選 定

作業種別	標準機種			
	機 械 名	規 格	単 位	数 量
壁面材組立	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第1次基準値) 16 t 吊	台	1
	バックホウ(クローラ型)	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.5m <sup>3</sup> (平積0.4m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9 t	〃	1
まき出し・敷均し	バックホウ(クローラ型)	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積0.5m <sup>3</sup> (平積0.4m <sup>3</sup> ) 吊能力2.9 t	〃	1
	ブルドーザ	湿地・排出ガス対策型 (第2次基準値) 15 t 級	〃	1
締固め	振動ローラ(舗装用)	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型 (第2次基準値) 3~4 t	〃	1

(注) 1. ~~トラッククレーン~~・ラフテレーンクレーン・バックホウ・ブルドーザ・振動ローラは、賃料とする。  
2. 現場条件により上表により難しい場合は、別途考慮する。

II-2-⑦-2

①356

積算上の注意事項	(控え頁) 2/9
----------	--------------

改正理由	新規制定	改正	現行	備考																																																																																																																		
	現 行	改 正		備 考																																																																																																																		
	<p>4. 施工歩掛</p> <p>4-1 壁面材組立・設置工 壁面材組立・設置工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 壁面材組立・設置工歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">組立・設置工</th> </tr> <tr> <th>テールアルメ工</th> <th>多数アンカー工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>1.2</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>1.5</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>3.2</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>トラッククレーン運転</td> <td>日</td> <td>2.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>〃</td> <td>—</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td>8</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 壁面材組立・設置工歩掛には、透水防砂材の設置歩掛を含む。 2. 諸雑費は、テールアルメ工において、クランプ、くさび、スペーサ、角材、支柱等、多数アンカー工において、カップラー、ワイヤ、角材の費用であり労務費、機械賃料の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。 3. 基礎コンクリートについては、「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」により別途計上する。 4. トラッククレーン・ラフテレーンクレーンは、賃料とする。</p> <p>4-2 補強材取付工 補強材取付工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.2 補強材取付工歩掛 (100m当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">取 付 工</th> </tr> <tr> <th>テールアルメ工</th> <th>多数アンカー工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.08</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>0.11</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>0.23</td> <td>0.58</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取付工の結合作業を含む。 また、多数アンカーにおいて、アンカープレートの設置調整を含む。</p>	名 称	単 位	組立・設置工		テールアルメ工	多数アンカー工	土木一般世話役	人	1.2	1.6	特殊作業員	〃	1.5	3.6	普通作業員	〃	3.2	4.2	トラッククレーン運転	日	2.3	—	ラフテレーンクレーン運転	〃	—	1.6	諸 雑 費 率	%	8	1	名 称	単 位	取 付 工		テールアルメ工	多数アンカー工	土木一般世話役	人	0.08	0.02	特殊作業員	〃	0.11	—	普通作業員	〃	0.23	0.58	<p>4. 施工歩掛</p> <p>4-1 壁面材組立・設置工 壁面材組立・設置工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 壁面材組立・設置工歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">組立・設置工</th> </tr> <tr> <th colspan="2">帯鋼補強土壁</th> <th>アンカー補強土壁</th> </tr> <tr> <th>帯鋼補強土壁(1)</th> <th>帯鋼補強土壁(2)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運転</td> <td>日</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)運転</td> <td>〃</td> <td>2.0</td> <td>1.9</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 壁面材組立・設置工歩掛には、水平目地材、透水防砂材、ボルト・ナット等の設置歩掛を含む。 2. 諸雑費は、<u>テールアルメ工において、クランプ、定規、ワイヤ、吊金具、カップラー、くさび、スペーサ、角材、支柱等、多数アンカー工において、カップラー、ワイヤ、角材の費用であり、労務費、機械賃料及び運転経費の合計額に上表の諸雑費率を乗じた金額を上限として計上する。</u> 3. 基礎コンクリートについては、「第Ⅱ編第4章①コンクリート工」により別途計上する。 4. <u>トラッククレーン・ラフテレーンクレーン・バックホウ</u>は、賃料とする。</p> <p>4-2 補強材取付工 補強材取付工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表4.2 補強材取付工歩掛 (100m当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名 称</th> <th rowspan="3">単 位</th> <th colspan="3">取 付 工</th> </tr> <tr> <th colspan="2">帯鋼補強土壁</th> <th>アンカー補強土壁</th> </tr> <tr> <th>帯鋼補強土壁(1)</th> <th>帯鋼補強土壁(2)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>0.11</td> <td>0.11</td> <td>0.17</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td>0.52</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>壁面材と補強材</u>の結合作業を含む。 また、<u>アンカー補強土壁</u>においては、<u>アンカープレートターンバックル</u>の設置調整を含む。</p>	名 称	単 位	組立・設置工			帯鋼補強土壁		アンカー補強土壁	帯鋼補強土壁(1)	帯鋼補強土壁(2)		土木一般世話役	人	1.0	1.0	1.5	特殊作業員	〃	1.0	1.0	1.5	普通作業員	〃	2.1	2.0	3.1	ラフテレーンクレーン運転	日	0.5	0.5	0.5	バックホウ(クローラ型)運転	〃	2.0	1.9	2.5	諸 雑 費 率	%	10	9	8	名 称	単 位	取 付 工			帯鋼補強土壁		アンカー補強土壁	帯鋼補強土壁(1)	帯鋼補強土壁(2)		土木一般世話役	人	0.11	0.11	0.17	特殊作業員	〃	0.11	0.11	0.17	普通作業員	〃	0.22	0.22	0.52	
名 称	単 位			組立・設置工																																																																																																																		
		テールアルメ工	多数アンカー工																																																																																																																			
土木一般世話役	人	1.2	1.6																																																																																																																			
特殊作業員	〃	1.5	3.6																																																																																																																			
普通作業員	〃	3.2	4.2																																																																																																																			
トラッククレーン運転	日	2.3	—																																																																																																																			
ラフテレーンクレーン運転	〃	—	1.6																																																																																																																			
諸 雑 費 率	%	8	1																																																																																																																			
名 称	単 位	取 付 工																																																																																																																				
		テールアルメ工	多数アンカー工																																																																																																																			
土木一般世話役	人	0.08	0.02																																																																																																																			
特殊作業員	〃	0.11	—																																																																																																																			
普通作業員	〃	0.23	0.58																																																																																																																			
名 称	単 位	組立・設置工																																																																																																																				
		帯鋼補強土壁		アンカー補強土壁																																																																																																																		
		帯鋼補強土壁(1)	帯鋼補強土壁(2)																																																																																																																			
土木一般世話役	人	1.0	1.0	1.5																																																																																																																		
特殊作業員	〃	1.0	1.0	1.5																																																																																																																		
普通作業員	〃	2.1	2.0	3.1																																																																																																																		
ラフテレーンクレーン運転	日	0.5	0.5	0.5																																																																																																																		
バックホウ(クローラ型)運転	〃	2.0	1.9	2.5																																																																																																																		
諸 雑 費 率	%	10	9	8																																																																																																																		
名 称	単 位	取 付 工																																																																																																																				
		帯鋼補強土壁		アンカー補強土壁																																																																																																																		
		帯鋼補強土壁(1)	帯鋼補強土壁(2)																																																																																																																			
土木一般世話役	人	0.11	0.11	0.17																																																																																																																		
特殊作業員	〃	0.11	0.11	0.17																																																																																																																		
普通作業員	〃	0.22	0.22	0.52																																																																																																																		
	Ⅱ-2-⑦-2	①357	Ⅱ-2-⑦-3																																																																																																																			
積算上の注意事項				(控え頁) 3/9																																																																																																																		

工 種	補強土壁工(テールアルメ工、多数アンカー工)
-----	------------------------

改正理由	新規制定	改正 現 行	
------	------	-----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4-3 敷均し・締固め工  
敷均し・締固め工歩掛は、次表を標準とする。

表4.3 敷均し・締固め工歩掛 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	単 位	敷均し・締固め工	
		敷均し・締固め工	
土木一般世話役	人	0.39	
特殊作業員	人	0.54	
普通作業員	人	0.84	
ブルドーザ運転	h	1.2	
タイヤローラ運転	人	1.2	
諸 雑 費 率	%	2	

(注) 1. 本歩掛範囲は、壁面上端までと補強材後部までの盛土を対象とする。  
2. 諸雑費は、振動ローラ(ハンドガイド式)、タンパの運転経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

4-4 排水管布設工  
排水管布設工を施工する場合は、「第II編第2章⑩-1排水構造物工」暗渠排水管により別途計上する。

II-2-⑦-2

4-3 まき出し・敷均し、締固め工  
まき出し・敷均し、締固め工歩掛は、次表を標準とする。

表4.3 まき出し・敷均し、締固め工歩掛 (100 m<sup>2</sup>当り)

名 称	単 位	<u>まき出し・敷均し</u> 、締固め工		
		<u>帯鋼補強土壁</u>		<u>アンカー補強土壁</u>
		<u>帯鋼補強土壁(1)</u>	<u>帯鋼補強土壁(2)</u>	
土木一般世話役	人	0.51	0.43	0.51
特殊作業員	人	0.40	0.28	0.40
普通作業員	人	0.83	0.73	0.83
<u>バックホウ(クローラ型)運転</u>	日	0.23	0.21	0.23
<u>ブルドーザ運転</u>	人	0.29	0.25	0.29
<u>振動ローラ(舗装用)運転</u>	人	0.29	0.24	0.29
諸 雑 費 率	%	3	3	3

(注) 1. 本歩掛範囲は、壁面上端までと補強材後部までの盛土を対象とする。  
2. 諸雑費は、振動ローラ(ハンドガイド式)、タンパの運転経費等の費用であり、労務費、機械損料、機械賃料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
3. バックホウ・ブルドーザ・振動ローラは、賃料とする。

4-4 排水管布設工  
排水管布設工を施工する場合は、「第II編第2章⑩-1排水構造物工」暗渠排水管により別途計上する。

II-2-⑦-4

現行どおり

①358

積算上の注意事項	(控え頁) 4/9
----------	--------------

工種	補強土壁工(テールアルメ工、多数アンカー工)
----	------------------------

改正理由	新規制定	改正 現行	
現行	改正		備考
<p>4-5 壁面上端処理工 壁面上端処理を行う場合は、下記による。</p> <p>① コンクリート工 「第II編第4章①コンクリート工」により別途計上する。</p> <p>② 型枠工 「第II編第4章②-1型枠工」により別途計上する。</p> <p>③ 鉄筋工 「第VI編第2章①-1鉄筋工」により別途計上する。</p> <div data-bbox="519 787 1038 1270" style="text-align: center;"> <p>[参考図]</p> <p>補強土壁工標準断面図</p> </div> <p>(注) 天端コンクリート施工等の足場については、別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">II-2-⑦-3</p>	<p>現行どおり</p> <p>③ 鉄筋工 <u>鉄筋工は</u>、「第VI編第2章①-1鉄筋工 <u>(太径鉄筋含む)</u>」により別途計上する。</p> <p>現行どおり</p> <p style="text-align: center;">①359</p> <p style="text-align: center;">II-2-⑦-5</p>		
積算上の注意事項			(控え頁) 5/9

改正理由	新規制定	改正 現行																																																																																																							
現行		改正																																																																																																							
<p>(4) 敷均し・締固め工 100 m<sup>2</sup>当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">施工歩掛コード</th> <th colspan="2">WB222230</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th colspan="2">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.39</td> <td colspan="2">表 4.3</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>"</td> <td>0.54</td> <td colspan="2">"</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>"</td> <td>0.84</td> <td colspan="2">"</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ運転</td> <td>普通・排出ガス対策型(第1次基準値) 15 t級</td> <td>h</td> <td>1.2</td> <td colspan="2">" 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラ運転</td> <td>普通型・排出ガス対策型(第1次基準値) 8 ~ 20 t</td> <td>"</td> <td>1.2</td> <td colspan="2">" 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>諸雑費計</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td colspan="2">"</td> </tr> </tbody> </table>				施工歩掛コード		WB222230		名称	規格	単位	数量	摘要		土木一般世話役		人	0.39	表 4.3		特殊作業員		"	0.54	"		普通作業員		"	0.84	"		ブルドーザ運転	普通・排出ガス対策型(第1次基準値) 15 t級	h	1.2	" 機械賃料		タイヤローラ運転	普通型・排出ガス対策型(第1次基準値) 8 ~ 20 t	"	1.2	" 機械賃料		諸雑費計		式	1	"		<p>(4) まき出し・敷均し・締固め工 100 m<sup>2</sup>当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">施工歩掛コード</th> <th colspan="2">WB222230</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th colspan="2">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td><del>0.39</del></td> <td colspan="2">表 4.3</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>"</td> <td><del>0.54</del></td> <td colspan="2">"</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>"</td> <td><del>0.84</del></td> <td colspan="2">"</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)運転</td> <td>標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m<sup>2</sup>(平積 0.4 m<sup>2</sup>) 吊能力 2.9 t</td> <td>日</td> <td></td> <td colspan="2">" 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ運転</td> <td>湿地・排出ガス対策型(第2次基準値) <del>15</del>7 t級</td> <td>"</td> <td><del>1.2</del></td> <td colspan="2">"</td> </tr> <tr> <td>振動ローラ(舗装用)運転</td> <td>搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第2次基準値) 3 ~ 4 t</td> <td>"</td> <td><del>1.2</del></td> <td colspan="2">"</td> </tr> <tr> <td>諸雑費計</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td colspan="2">表 4.3</td> </tr> </tbody> </table>				施工歩掛コード		WB222230		名称	規格	単位	数量	摘要		土木一般世話役		人	<del>0.39</del>	表 4.3		特殊作業員		"	<del>0.54</del>	"		普通作業員		"	<del>0.84</del>	"		バックホウ(クローラ型)運転	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>2</sup> (平積 0.4 m <sup>2</sup> ) 吊能力 2.9 t	日		" 機械賃料		ブルドーザ運転	湿地・排出ガス対策型(第2次基準値) <del>15</del> 7 t級	"	<del>1.2</del>	"		振動ローラ(舗装用)運転	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第2次基準値) 3 ~ 4 t	"	<del>1.2</del>	"		諸雑費計		式	1	表 4.3	
		施工歩掛コード		WB222230																																																																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																					
土木一般世話役		人	0.39	表 4.3																																																																																																					
特殊作業員		"	0.54	"																																																																																																					
普通作業員		"	0.84	"																																																																																																					
ブルドーザ運転	普通・排出ガス対策型(第1次基準値) 15 t級	h	1.2	" 機械賃料																																																																																																					
タイヤローラ運転	普通型・排出ガス対策型(第1次基準値) 8 ~ 20 t	"	1.2	" 機械賃料																																																																																																					
諸雑費計		式	1	"																																																																																																					
		施工歩掛コード		WB222230																																																																																																					
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																																																					
土木一般世話役		人	<del>0.39</del>	表 4.3																																																																																																					
特殊作業員		"	<del>0.54</del>	"																																																																																																					
普通作業員		"	<del>0.84</del>	"																																																																																																					
バックホウ(クローラ型)運転	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>2</sup> (平積 0.4 m <sup>2</sup> ) 吊能力 2.9 t	日		" 機械賃料																																																																																																					
ブルドーザ運転	湿地・排出ガス対策型(第2次基準値) <del>15</del> 7 t級	"	<del>1.2</del>	"																																																																																																					
振動ローラ(舗装用)運転	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第2次基準値) 3 ~ 4 t	"	<del>1.2</del>	"																																																																																																					
諸雑費計		式	1	表 4.3																																																																																																					
II-2-⑦-4		II-2-⑦-6 ①360																																																																																																							
積算上の注意事項			(控え頁) 8/9																																																																																																						

改正理由	新規制定	改正 現 行
------	------	-----------

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(5) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
ブルドーザ	普通・排出ガス対策型(第1次基準値) 15 t級	機-1	
タイヤローラ	普通型・排出ガス対策型(第1次基準値) 8~20 t	機-1	

(5) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
(壁面材組立機械) バックホウ(クローラ型) 〔帯鋼補強土壁(1)〕	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 56 機械賃料数量 → 1.56
(壁面材組立機械) バックホウ(クローラ型) 〔帯鋼補強土壁(2)〕	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 53 機械賃料数量 → 1.56
(壁面材組立機械) バックホウ(クローラ型) 〔アンカー補強土壁〕	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 56 機械賃料数量 → 1.56
(まき出し・敷均し機械) バックホウ(クローラ型) 〔帯鋼補強土壁(1)〕	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 57 機械賃料数量 → 1.56
(まき出し・敷均し機械) ブルドーザ 〔帯鋼補強土壁(1)〕	湿地・排出ガス対策型(第2次基準値) 7 t級	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 39 機械賃料数量 → 1.43
(まき出し・敷均し機械) バックホウ(クローラ型) 〔帯鋼補強土壁(2)〕	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 52 機械賃料数量 → 1.56
(まき出し・敷均し機械) ブルドーザ 〔帯鋼補強土壁(2)〕	湿地・排出ガス対策型(第2次基準値) 7 t級	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 38 機械賃料数量 → 1.43
(まき出し・敷均し機械) バックホウ(クローラ型) 〔アンカー補強土壁〕	標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.5 m <sup>3</sup> (平積 0.4 m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 57 機械賃料数量 → 1.56
(まき出し・敷均し機械) ブルドーザ 〔アンカー補強土壁〕	湿地・排出ガス対策型(第2次基準値) 7 t級	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 39 機械賃料数量 → 1.43
(締固め機械) 振動ローラ(舗装用) 〔帯鋼補強土壁(1)〕	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第2次基準値) 3~4 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 13 機械賃料数量 → 1.68
(締固め機械) 振動ローラ(舗装用) 〔帯鋼補強土壁(2)〕	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第2次基準値) 3~4 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 12 機械賃料数量 → 1.68
(締固め機械) 振動ローラ(舗装用) 〔アンカー補強土壁〕	搭乗・コンバインド式・排出ガス対策型(第2次基準値) 3~4 t	機-28	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 13 機械賃料数量 → 1.68

II-2-⑦-4

①361

II-2-⑦-7

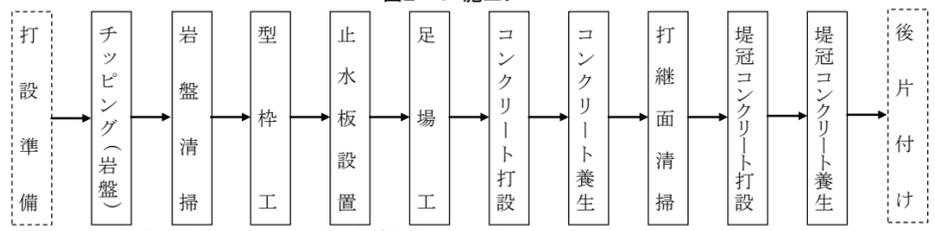
積算上の注意事項	(控え頁) 9/9
----------	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																														
現 行		改 正																																																																																																																														
<p>(3) 継施工費</p> <p>表3.33 継施工費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼矢板・H形鋼型式</th> <th>継施工費(円/箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>II型</td><td>6,120</td></tr> <tr><td>III型</td><td>6,430</td></tr> <tr><td>IV型</td><td>6,820</td></tr> <tr><td>V<sub>L</sub>型</td><td>7,970</td></tr> <tr><td>VI<sub>L</sub>型</td><td>8,240</td></tr> <tr><td>II w型</td><td>7,470</td></tr> <tr><td>III w型</td><td>7,700</td></tr> <tr><td>IV w型</td><td>8,230</td></tr> <tr><td>10H型(ハット)</td><td>11,800</td></tr> <tr><td>25H型(ハット)</td><td>12,600</td></tr> <tr><td>H形鋼</td><td></td></tr> <tr><td>H250</td><td>15,900</td></tr> <tr><td>H300</td><td>21,000</td></tr> <tr><td>H350</td><td>25,900</td></tr> <tr><td>H400</td><td>37,600</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 継施工費に含まれる費用は、次のとおりである。 鋼矢板継施工費：溶接棒費用、補強板材料費、開先加工費 H形鋼継施工費：補強板材料費、<span style="border: 1px solid red;">継</span>続用ボルト・ナット材料費、H形鋼孔明け加工費</p> <p>(4) 引抜き 鋼矢板、H形鋼の<span style="border: 1px solid red;">1</span>日当り引抜き枚数及び本数(N)は次表による。</p> <p>表3.34 日当り施工枚(本)数(N) [枚(本) / 日]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>引抜き長(m)</th> <th>陸上施工</th> <th>水上施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2以下</td><td>91</td><td>50</td></tr> <tr><td>4以下</td><td>78</td><td>46</td></tr> <tr><td>6以下</td><td>68</td><td>42</td></tr> <tr><td>9以下</td><td>58</td><td>38</td></tr> <tr><td>12以下</td><td>50</td><td>34</td></tr> <tr><td>15以下</td><td>43</td><td>31</td></tr> <tr><td>19以下</td><td>38</td><td>28</td></tr> <tr><td>23以下</td><td>33</td><td>25</td></tr> <tr><td>25以下</td><td>30</td><td>24</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、広幅鋼矢板(IIw, IIIw, IVw)及びハット形鋼矢板(10H, 25H)には適用しない。 2. 鋼矢板・H形鋼を鉛直に吊上げた状態で、鋼矢板等を切断する場合については、別途計上する。</p> <p>II-5-②-18</p>		鋼矢板・H形鋼型式	継施工費(円/箇所)	II型	6,120	III型	6,430	IV型	6,820	V <sub>L</sub> 型	7,970	VI <sub>L</sub> 型	8,240	II w型	7,470	III w型	7,700	IV w型	8,230	10H型(ハット)	11,800	25H型(ハット)	12,600	H形鋼		H250	15,900	H300	21,000	H350	25,900	H400	37,600	引抜き長(m)	陸上施工	水上施工	2以下	91	50	4以下	78	46	6以下	68	42	9以下	58	38	12以下	50	34	15以下	43	31	19以下	38	28	23以下	33	25	25以下	30	24	<p>(3) 継施工費</p> <p>表3.33 継施工費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鋼矢板・H形鋼型式</th> <th>継施工費(円/箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>II型</td><td><span style="border: 1px solid red;">6,130</span></td></tr> <tr><td>III型</td><td><span style="border: 1px solid red;">6,440</span></td></tr> <tr><td>IV型</td><td>6,820</td></tr> <tr><td>V<sub>L</sub>型</td><td><span style="border: 1px solid red;">7,980</span></td></tr> <tr><td>VI<sub>L</sub>型</td><td><span style="border: 1px solid red;">8,250</span></td></tr> <tr><td>II w型</td><td>7,470</td></tr> <tr><td>III w型</td><td>7,700</td></tr> <tr><td>IV w型</td><td>8,230</td></tr> <tr><td>10H型(ハット)</td><td><span style="border: 1px solid red;">11,900</span></td></tr> <tr><td>25H型(ハット)</td><td>12,600</td></tr> <tr><td>H形鋼</td><td></td></tr> <tr><td>H250</td><td><span style="border: 1px solid red;">16,200</span></td></tr> <tr><td>H300</td><td><span style="border: 1px solid red;">21,400</span></td></tr> <tr><td>H350</td><td><span style="border: 1px solid red;">26,500</span></td></tr> <tr><td>H400</td><td><span style="border: 1px solid red;">38,300</span></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 継施工費に含まれる費用は、次のとおりである。 鋼矢板継施工費：溶接棒費用、補強板材料費、開先加工費 H形鋼継施工費：補強板材料費、<span style="border: 1px solid red;">費</span>続用ボルト・ナット材料費、H形鋼孔明け加工費</p> <p>(4) 引抜き 鋼矢板、H形鋼の<span style="border: 1px solid red;">1</span>日当り引抜き枚数及び本数(N)は次表による。</p> <p>表3.34 日当り施工枚(本)数(N) [枚(本) / 日]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>引抜き長(m)</th> <th>陸上施工</th> <th>水上施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2以下</td><td>91</td><td>50</td></tr> <tr><td>4以下</td><td>78</td><td>46</td></tr> <tr><td>6以下</td><td>68</td><td>42</td></tr> <tr><td>9以下</td><td>58</td><td>38</td></tr> <tr><td>12以下</td><td>50</td><td>34</td></tr> <tr><td>15以下</td><td>43</td><td>31</td></tr> <tr><td>19以下</td><td>38</td><td>28</td></tr> <tr><td>23以下</td><td>33</td><td>25</td></tr> <tr><td>25以下</td><td>30</td><td>24</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表は、広幅鋼矢板(IIw, IIIw, IVw)及びハット形鋼矢板(10H, 25H)には適用しない。 2. 鋼矢板・H形鋼を鉛直に吊上げた状態で、鋼矢板等を切断する場合については、別途計上する。</p> <p>①687</p> <p>II-5-②-19</p>		鋼矢板・H形鋼型式	継施工費(円/箇所)	II型	<span style="border: 1px solid red;">6,130</span>	III型	<span style="border: 1px solid red;">6,440</span>	IV型	6,820	V <sub>L</sub> 型	<span style="border: 1px solid red;">7,980</span>	VI <sub>L</sub> 型	<span style="border: 1px solid red;">8,250</span>	II w型	7,470	III w型	7,700	IV w型	8,230	10H型(ハット)	<span style="border: 1px solid red;">11,900</span>	25H型(ハット)	12,600	H形鋼		H250	<span style="border: 1px solid red;">16,200</span>	H300	<span style="border: 1px solid red;">21,400</span>	H350	<span style="border: 1px solid red;">26,500</span>	H400	<span style="border: 1px solid red;">38,300</span>	引抜き長(m)	陸上施工	水上施工	2以下	91	50	4以下	78	46	6以下	68	42	9以下	58	38	12以下	50	34	15以下	43	31	19以下	38	28	23以下	33	25	25以下	30	24	備考
鋼矢板・H形鋼型式	継施工費(円/箇所)																																																																																																																															
II型	6,120																																																																																																																															
III型	6,430																																																																																																																															
IV型	6,820																																																																																																																															
V <sub>L</sub> 型	7,970																																																																																																																															
VI <sub>L</sub> 型	8,240																																																																																																																															
II w型	7,470																																																																																																																															
III w型	7,700																																																																																																																															
IV w型	8,230																																																																																																																															
10H型(ハット)	11,800																																																																																																																															
25H型(ハット)	12,600																																																																																																																															
H形鋼																																																																																																																																
H250	15,900																																																																																																																															
H300	21,000																																																																																																																															
H350	25,900																																																																																																																															
H400	37,600																																																																																																																															
引抜き長(m)	陸上施工	水上施工																																																																																																																														
2以下	91	50																																																																																																																														
4以下	78	46																																																																																																																														
6以下	68	42																																																																																																																														
9以下	58	38																																																																																																																														
12以下	50	34																																																																																																																														
15以下	43	31																																																																																																																														
19以下	38	28																																																																																																																														
23以下	33	25																																																																																																																														
25以下	30	24																																																																																																																														
鋼矢板・H形鋼型式	継施工費(円/箇所)																																																																																																																															
II型	<span style="border: 1px solid red;">6,130</span>																																																																																																																															
III型	<span style="border: 1px solid red;">6,440</span>																																																																																																																															
IV型	6,820																																																																																																																															
V <sub>L</sub> 型	<span style="border: 1px solid red;">7,980</span>																																																																																																																															
VI <sub>L</sub> 型	<span style="border: 1px solid red;">8,250</span>																																																																																																																															
II w型	7,470																																																																																																																															
III w型	7,700																																																																																																																															
IV w型	8,230																																																																																																																															
10H型(ハット)	<span style="border: 1px solid red;">11,900</span>																																																																																																																															
25H型(ハット)	12,600																																																																																																																															
H形鋼																																																																																																																																
H250	<span style="border: 1px solid red;">16,200</span>																																																																																																																															
H300	<span style="border: 1px solid red;">21,400</span>																																																																																																																															
H350	<span style="border: 1px solid red;">26,500</span>																																																																																																																															
H400	<span style="border: 1px solid red;">38,300</span>																																																																																																																															
引抜き長(m)	陸上施工	水上施工																																																																																																																														
2以下	91	50																																																																																																																														
4以下	78	46																																																																																																																														
6以下	68	42																																																																																																																														
9以下	58	38																																																																																																																														
12以下	50	34																																																																																																																														
15以下	43	31																																																																																																																														
19以下	38	28																																																																																																																														
23以下	33	25																																																																																																																														
25以下	30	24																																																																																																																														
		<p>語句の修正 (継施工費見直し)</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の削除</p>																																																																																																																														
積算上の注意事項			(控え頁) 1/4																																																																																																																													

工 種	締切排水工
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																										
現 行		改 正																																																										
<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事中水中モータポンプ</td> <td>普通型(潜水ポンプ)</td> <td>機-30</td> <td>賃料数量→(常時排水)1.1 (作業時排水)1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)</td> <td rowspan="5">機-16</td> <td>(常時排水) 燃料消費量→20kVA→77 25kVA→94 60kVA→233 100kVA→384 賃料数量 →1.1</td> </tr> <tr> <td>20kVA</td> </tr> <tr> <td>25kVA</td> </tr> <tr> <td>60kVA</td> </tr> <tr> <td>100kVA</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)</td> <td rowspan="5">機-16</td> <td>(作業時排水) 燃料消費量→20kVA→26 25kVA→31 60kVA→78 100kVA→128 賃料数量 →1.2</td> </tr> <tr> <td>20kVA</td> </tr> <tr> <td>25kVA</td> </tr> <tr> <td>60kVA</td> </tr> <tr> <td>100kVA</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>クローラ型[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>)2.9t吊</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量 →77 賃料数量 →1.16</td> </tr> </tbody> </table>		機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項	工事中水中モータポンプ	普通型(潜水ポンプ)	機-30	賃料数量→(常時排水)1.1 (作業時排水)1.2	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(常時排水) 燃料消費量→20kVA→77 25kVA→94 60kVA→233 100kVA→384 賃料数量 →1.1	20kVA	25kVA	60kVA	100kVA	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(作業時排水) 燃料消費量→20kVA→26 25kVA→31 60kVA→78 100kVA→128 賃料数量 →1.2	20kVA	25kVA	60kVA	100kVA	バックホウ	クローラ型[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )2.9t吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →77 賃料数量 →1.16	<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事中水中モータポンプ</td> <td>普通型(潜水ポンプ)</td> <td>機-30</td> <td>賃料数量→(常時排水)1.1 (作業時排水)1.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)</td> <td rowspan="5">機-16</td> <td>(常時排水) 燃料消費量→<del>25</del>kVA→ <u>94</u> <del>35</del>kVA→ <u>134</u> 60kVA→233 100kVA→384 賃料数量 →1.1</td> </tr> <tr> <td>25kVA</td> </tr> <tr> <td>35kVA</td> </tr> <tr> <td>60kVA</td> </tr> <tr> <td>100kVA</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)</td> <td rowspan="5">機-16</td> <td>(作業時排水) 燃料消費量→<del>25</del>kVA→ <u>31</u> <del>35</del>kVA→ <u>45</u> 60kVA→78 100kVA→128 賃料数量 →1.2</td> </tr> <tr> <td>25kVA</td> </tr> <tr> <td>35kVA</td> </tr> <tr> <td>60kVA</td> </tr> <tr> <td>100kVA</td> </tr> <tr> <td>バックホウ</td> <td>クローラ型[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>)2.9t吊</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量 →77 賃料数量 →1.16</td> </tr> </tbody> </table>		機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項	工事中水中モータポンプ	普通型(潜水ポンプ)	機-30	賃料数量→(常時排水)1.1 (作業時排水)1.2	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(常時排水) 燃料消費量→ <del>25</del> kVA→ <u>94</u> <del>35</del> kVA→ <u>134</u> 60kVA→233 100kVA→384 賃料数量 →1.1	25kVA	35kVA	60kVA	100kVA	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(作業時排水) 燃料消費量→ <del>25</del> kVA→ <u>31</u> <del>35</del> kVA→ <u>45</u> 60kVA→78 100kVA→128 賃料数量 →1.2	25kVA	35kVA	60kVA	100kVA	バックホウ	クローラ型[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )2.9t吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →77 賃料数量 →1.16	備考
機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項																																																									
工事中水中モータポンプ	普通型(潜水ポンプ)	機-30	賃料数量→(常時排水)1.1 (作業時排水)1.2																																																									
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(常時排水) 燃料消費量→20kVA→77 25kVA→94 60kVA→233 100kVA→384 賃料数量 →1.1																																																									
	20kVA																																																											
	25kVA																																																											
	60kVA																																																											
	100kVA																																																											
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(作業時排水) 燃料消費量→20kVA→26 25kVA→31 60kVA→78 100kVA→128 賃料数量 →1.2																																																									
	20kVA																																																											
	25kVA																																																											
	60kVA																																																											
	100kVA																																																											
バックホウ	クローラ型[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )2.9t吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →77 賃料数量 →1.16																																																									
機 械 名	規 格	適用単価表	指定事項																																																									
工事中水中モータポンプ	普通型(潜水ポンプ)	機-30	賃料数量→(常時排水)1.1 (作業時排水)1.2																																																									
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(常時排水) 燃料消費量→ <del>25</del> kVA→ <u>94</u> <del>35</del> kVA→ <u>134</u> 60kVA→233 100kVA→384 賃料数量 →1.1																																																									
	25kVA																																																											
	35kVA																																																											
	60kVA																																																											
	100kVA																																																											
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・排出ガス対策型(第2次基準値)	機-16	(作業時排水) 燃料消費量→ <del>25</del> kVA→ <u>31</u> <del>35</del> kVA→ <u>45</u> 60kVA→78 100kVA→128 賃料数量 →1.2																																																									
	25kVA																																																											
	35kVA																																																											
	60kVA																																																											
	100kVA																																																											
バックホウ	クローラ型[標準型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )2.9t吊	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量 →77 賃料数量 →1.16																																																									
II-5-⑩-3		II-5-⑩-3 ①744																																																										
積算上の注意事項			(控え頁) 5/5																																																									

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																					
	<p>⑭ 汚濁防止フェンス工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、河川、海岸工事等に使用する汚濁防止フェンスの据付・撤去に適用する。</p> <p>2. 据付・撤去費 据付・撤去費は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 据付・撤去費</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>単 価</th> </tr> <tr> <td>据 付 費</td> <td>m</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>撤 去 費</td> <td>〃</td> <td>1,920</td> </tr> </table> <p>(注) 1. フェンス価格は、賃料とする。 2. 据付費は、フェンス組立からフェンス及びアンカー材の設置点検までの費用であり、撤去費は、フェンス及びアンカー材の撤去からフェンス解体清掃までの費用である。 3. アンカー工（アンカーブロック（質量1 t/個）、アンカーワイヤ、アンカーパイ）の費用として、フェンス賃料の12%計上することを標準とする。ただし、現場条件により、これにより難い場合は別途考慮する。</p> <p>4. 単 価 表 (1) 汚濁防止フェンス 100m当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>据 付 費</td> <td></td> <td>m</td> <td>100</td> <td>表 2.1</td> </tr> <tr> <td>撤 去 費</td> <td></td> <td>〃</td> <td>100</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>フ ェ ン ス 賃 料</td> <td></td> <td>〃</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア ン カ ー 工</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>フェンス賃料× 0.12</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">II-5-⑭-1</p>	名 称	単 位	単 価	据 付 費	m	3,040	撤 去 費	〃	1,920	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	据 付 費		m	100	表 2.1	撤 去 費		〃	100	〃	フ ェ ン ス 賃 料		〃	100		ア ン カ ー 工		式	1	フェンス賃料× 0.12	諸 雑 費		〃	1		計					<p>⑭ 汚濁防止フェンス工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、河川、海岸工事等に使用する汚濁防止フェンスの据付・撤去に適用する。</p> <p>2. 据付・撤去費 据付・撤去費は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 据付・撤去費</p> <table border="1"> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>単 価</th> </tr> <tr> <td>据 付 費</td> <td>m</td> <td>3,090</td> </tr> <tr> <td>撤 去 費</td> <td>〃</td> <td>1,940</td> </tr> </table> <p>(注) 1. フェンス価格は、賃料とする。 2. 据付費は、フェンス組立からフェンス及びアンカー材の設置点検までの費用であり、撤去費は、フェンス及びアンカー材の撤去からフェンス解体清掃までの費用である。 <b>また、本費用には据付、撤去にかかるクレーン等の費用も含んでいる。</b> 3. アンカー工（アンカーブロック（質量1 t/個）、アンカーワイヤ、アンカーパイ）の費用として、フェンス賃料の12%計上することを標準とする。ただし、現場条件により、これにより難い場合は別途考慮する。</p> <p style="text-align: center;">II-5-⑭-1</p> <p style="text-align: center;">①766</p>	名 称	単 位	単 価	据 付 費	m	3,090	撤 去 費	〃	1,940	<p>語句の修正 (見直し)</p> <p>語句の追記</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>
名 称	単 位	単 価																																																						
据 付 費	m	3,040																																																						
撤 去 費	〃	1,920																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																				
据 付 費		m	100	表 2.1																																																				
撤 去 費		〃	100	〃																																																				
フ ェ ン ス 賃 料		〃	100																																																					
ア ン カ ー 工		式	1	フェンス賃料× 0.12																																																				
諸 雑 費		〃	1																																																					
計																																																								
名 称	単 位	単 価																																																						
据 付 費	m	3,090																																																						
撤 去 費	〃	1,940																																																						
積算上の注意事項			(控え頁) 1/1																																																					

改正理由	一部改正	改正 現行																														
現 行		改 正																														
<p>② コンクリート工</p> <p>②-1 コンクリート工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、砂防工（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸）における平均打設高30m以下のコンクリート打設の施工に適用する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p> <p>図2-1 施工フロー</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>3. 機種の選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p>表3.1 機種の選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート打設</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現場条件により上表により難しい場合は、別途機械・規格を考慮する。</p> <p>4. 材料使用量 コンクリートの使用量は、次式による。 使用量 (m<sup>3</sup>) = 設計量 (m<sup>3</sup>) × (1+K) …式 4.1 K: ロス率</p> <p>表4.1 ロス率(K)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>ロス率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート</td> <td>+0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>III-3-②-1</p>		作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要	コンクリート打設	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	台	1		種 別	ロス率	コンクリート	+0.04	<p>② コンクリート工</p> <p>②-1 コンクリート工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、砂防工（本堰堤、副堰堤、床固め、帯工、水叩き、側壁、護岸）における平均打設高30m以下のコンクリート打設の施工に適用する。<u>ただし、ケーブルクレーンで施工する場合を除く。</u></p> <p>3. 機種の選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p>表3.1 機種の選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>型 枠 工</u> コンクリート打設</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td><u>油圧伸縮ジブ型</u>・排出 ガス対策型 (<u>第2次基 準値</u>) 25 t 吊</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 現場条件により上表により難しい場合は、別途機械・規格を考慮する。</p> <p>III-3-②-1</p>		作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要	<u>型 枠 工</u> コンクリート打設	ラフテレーンクレーン	<u>油圧伸縮ジブ型</u> ・排出 ガス対策型 ( <u>第2次基 準値</u> ) 25 t 吊	台	1		備考
作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要																											
コンクリート打設	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	台	1																												
種 別	ロス率																															
コンクリート	+0.04																															
作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要																											
<u>型 枠 工</u> コンクリート打設	ラフテレーンクレーン	<u>油圧伸縮ジブ型</u> ・排出 ガス対策型 ( <u>第2次基 準値</u> ) 25 t 吊	台	1																												
積算上の注意事項		(控え頁) 1/9																														

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考																																																																																																	
現	行	改 正	備 考																																																																																																	
<p>5. 型 枠 工</p> <p>(1) 適用範囲 外部型枠、内部型枠に適用する。</p> <p>(2) 型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛 木製型枠 100㎡当り施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.1 木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>1.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>21.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>5.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>26</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は、型枠用合板、型枠用金物、組立支持材、はく離材及び電気ドリル、電動ノコギリ損料、電力に関する経費、溶接機、仮設材の持上(下)げ機械に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>6. 化粧型枠</p> <p>(1) 適用範囲 化粧型枠を使用する場合において、化粧型枠の貼付・はく離作業が必要な場合に適用する。 なお、化粧型枠と型枠が一体となった製品等を使用し、貼付・はく離作業が不要な場合は適用しない。</p> <p>(2) 化粧型枠 化粧型枠歩掛は、化粧を施す面積分の一般型枠施工費を、下記の率で割増するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6.1 化粧型枠割増率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>割 増 率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">+0.37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 化粧型枠(使い捨てタイプ)は、必要量を計上する。 2. 化粧型枠の処分費が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>7. 足 場 工</p> <p>(1) 適用範囲 高さ2m以上で、外部型枠、内部型枠の設置・撤去用足場(キャットウォーク)を設置する場合に適用する。</p> <p>(2) 設置及び撤去歩掛 足場設置及び撤去歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表7.1 足場設置及び撤去歩掛 (設置延長10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td>人</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>と び 工</td> <td>〃</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td>〃</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は、キャットウォーク、丸パイプ、直交クランプ、板付布枠、番線等の費用とし、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 2. 高さ方向の標準設置間隔は、1.8mとする。</p> <p style="text-align: center;">III-3-②-2</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人	1.1		型 枠 工		〃	21.5		普 通 作 業 員		〃	5.8		諸 雑 費 率		%	26		割 増 率			+0.37	名 称	単 位	数 量	土 木 一 般 世 話 役	人	0.1	と び 工	〃	0.3	普 通 作 業 員	〃	0.3	諸 雑 費 率	%	18	<p>5. 型 枠 工</p> <p>(1) 適用範囲 外部型枠、内部型枠に適用する。</p> <p>(2) 型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛 木製型枠 100㎡当り施工歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表5.1 木製型枠設置・撤去、ケレンはく離剤塗布施工歩掛 (100㎡当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>18.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>6.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ラフテレーンクレーン運</td> <td>油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25t 吊</td> <td>日</td> <td>2.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>17</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は、型枠用合板、型枠用金物、組立支持材、はく離材及び電気ドリル、電動ノコギリ損料、電力に関する経費、溶接機、<u>仮設材の持上げ(下げ)機械</u>に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 <u>2. ラフテレーンクレーンは賃料とする。</u> <u>3. 水抜きパイプの設置が必要な場合は、別途計上する。</u></p> <p>6. 化粧型枠工</p> <p>(1) 適用範囲 <u>本資料は、砂防工事施工にかかる型枠工のうち、</u>化粧型枠を使用する場合において、化粧型枠の貼付・はく離作業が必要な場合に適用する。なお、化粧型枠と型枠が一体となった製品等を使用し、貼付・はく離作業が不要な場合は適用しない。</p> <p>(2) 化粧型枠歩掛 化粧型枠歩掛は、化粧を施す面積分の一般型枠施工費を、<u>下表の率で割増した</u>ものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6.1 化粧型枠割増率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>割 増 率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">+0.37</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 化粧型枠(使い捨てタイプ)は、必要量を計上する。 2. 化粧型枠の処分費が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>7. 足 場 工</p> <p>(1) 適用範囲 高さ2m以上で、外部型枠、内部型枠の設置・撤去用足場(キャットウォーク)を設置する場合に適用する。</p> <p>(2) 設置及び撤去歩掛 足場設置及び撤去歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表7.1 足場設置及び撤去歩掛 (設置延長10m当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 木 一 般 世 話 役</td> <td></td> <td>人</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>と び 工</td> <td></td> <td>〃</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は、キャットウォーク、丸パイプ、直交クランプ、板付布枠、<u>幅木、番線</u>等の費用として、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 2. 高さ方向の標準設置間隔は、1.8mとする。</p> <p style="text-align: center;">III-3-②-2</p> <p style="text-align: right;">①978</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土 木 一 般 世 話 役		人	2.5		型 枠 工		〃	18.3		普 通 作 業 員		〃	6.3		ラフテレーンクレーン運	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25t 吊	日	2.3		諸 雑 費 率		%	17		割 増 率			+0.37	名 称	規 格	単 位	数 量	土 木 一 般 世 話 役		人	0.1	と び 工		〃	0.4	普 通 作 業 員		〃	0.4	諸 雑 費 率		%	27	<p>実態調査に基づき 改定</p> <p>歩掛の内容を明確化</p> <p>標準歩掛に整合 語句を修正</p> <p>実態調査に基づき 改定</p>
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																
土 木 一 般 世 話 役		人	1.1																																																																																																	
型 枠 工		〃	21.5																																																																																																	
普 通 作 業 員		〃	5.8																																																																																																	
諸 雑 費 率		%	26																																																																																																	
割 増 率																																																																																																				
	+0.37																																																																																																			
名 称	単 位	数 量																																																																																																		
土 木 一 般 世 話 役	人	0.1																																																																																																		
と び 工	〃	0.3																																																																																																		
普 通 作 業 員	〃	0.3																																																																																																		
諸 雑 費 率	%	18																																																																																																		
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																
土 木 一 般 世 話 役		人	2.5																																																																																																	
型 枠 工		〃	18.3																																																																																																	
普 通 作 業 員		〃	6.3																																																																																																	
ラフテレーンクレーン運	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25t 吊	日	2.3																																																																																																	
諸 雑 費 率		%	17																																																																																																	
割 増 率																																																																																																				
	+0.37																																																																																																			
名 称	規 格	単 位	数 量																																																																																																	
土 木 一 般 世 話 役		人	0.1																																																																																																	
と び 工		〃	0.4																																																																																																	
普 通 作 業 員		〃	0.4																																																																																																	
諸 雑 費 率		%	27																																																																																																	
積算上の注意事項			(控え頁) 2/9																																																																																																	

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

8. 砂防コンクリート打設歩掛

8-1 一般部コンクリート打設歩掛  
一般部コンクリート打設にかかる施工歩掛は、次表を標準とする。

表8.1 一般部コンクリート打設歩掛 (100 m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	日 打 設 量	
			50 未満 (m <sup>3</sup> /日)	50 以上 150 未満 (m <sup>3</sup> /日)
土木一般世話役		人	1.67 (1.67)	1.11 (1.11)
特殊作業員		〃	4.89 (4.89)	3.00 (3.00)
普通作業員		〃	6.44 (5.44)	4.56 (3.56)
ラフテレーンクレーン運	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日	1.89 (1.89)	1.00 (1.00)
雑種	チップング	%	19 (20)	28 (32)
工率	岩盤清掃	〃	19 (21)	29 (32)
諸	雑 費 率	〃	23 (13)	30 (15)

(注) 1. 上表の労務歩掛は、コンクリート打設・養生・打継面清掃・チップング・岩盤清掃等を含むものである。  
2. 雑工種、諸雑費は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を計上する。ただし、諸雑費として計上する金額は、上限値とする。  
なお、雑工種、諸雑費に含まれる内容は次のとおりである。  
[雑工種 (チップング)]  
チップング労務、空気圧縮機損料、さく岩機損料、さく岩機運転経費及び電力に関する経費。  
[雑工種 (岩盤清掃)]  
岩盤清掃労務、高圧洗浄機損料、工事用水中ポンプ損料、電力に関する経費。  
[諸雑費]  
養生マット、コンクリートバケット損料、パイプレータ損料、水中ポンプ損料、高圧洗浄機損料、電力に関する経費。  
3. コンクリートバケット容量は、1.0 m<sup>3</sup>を標準とし、これにより難い場合は、別途考慮する。  
4. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
5. 特殊養生の場合は ( ) 内の数値を適用し、養生にかかる費用は「第Ⅲ編第3章砂防工⑤養生工(練炭)」を別途計上する。なお、ジェットヒーター養生については別途考慮する。

Ⅲ-3-②-2~3

8. 砂防コンクリート打設歩掛

8-1 一般部コンクリート打設歩掛  
一般部コンクリート打設にかかる施工歩掛は、次表を標準とする。

表8.1 一般部コンクリート打設歩掛 (100 m<sup>3</sup>当り)

名 称	規 格	単 位	日 打 設 量 (m <sup>3</sup> /日)	
			50 未満	50 以上 150 未満
土木一般世話役		人	2.00 (1.78)	1.44 (1.22)
特殊作業員		〃	4.89 (4.89)	3.11 (3.11)
普通作業員		〃	6.56 (5.67)	4.44 (3.56)
ラフテレーンクレーン運	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型(第2次基準値) 25 t 吊	日	1.89 (1.89)	1.22 (1.22)
雑種	チップング	%	20 (22)	30 (34)
工率	岩盤清掃	〃	12 (13)	17 (20)
諸	雑 費 率	〃	24 (20)	30 (25)

(注) 1. 上表の労務歩掛は、コンクリート打設・養生、打継面、岩着面のモルタル敷均し、打継面清掃・チップング・岩盤清掃等を含むものである。  
2. 雑工種、諸雑費は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。なお、雑工種、諸雑費に含まれる内容は次のとおりである。  
[雑工種 (チップング)]  
チップング労務、空気圧縮機損料、さく岩機損料、さく岩機運転経費及び電力に関する経費。  
[雑工種 (岩盤清掃)]  
岩盤清掃労務、高圧洗浄機損料、工事用水中モーターポンプ損料、電力に関する経費。  
[諸雑費]  
養生マット、コンクリートバケット損料、コンクリートパイプレータ損料、工事用水中モーターポンプ損料、高圧洗浄機損料、電力に関する経費。  
3. コンクリートバケット容量は、1.0 m<sup>3</sup>を標準とし、これにより難い場合は、別途考慮する。  
4. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
5. 特殊養生の場合は ( ) 内の数値を適用し、養生にかかる費用は「第Ⅲ編第3章砂防工⑤養生工(練炭)」を別途計上する。なお、ジェットヒーター養生については別途考慮する。

①979

Ⅲ-3-②-3

実態調査に基づき  
改定

歩掛の内容を明確化

名称を修正

積算上の注意事項		(控え頁) 3/9
----------	--	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

8-2 堤冠コンクリート打設歩掛  
堤冠コンクリート打設歩掛は、次表を標準とする。

**表8.2 堤冠コンクリート打設歩掛** (10㎡当り)

名 称	規 格	単 位	日 打 設 量		
			鉄材 3未満 (㎡/ブロック)	グラノリシック 20未満 (㎡/ブロック)	富配合 30未満 (㎡/ブロック)
土木一般世話役		人	3.67 (3.67)	0.67 (0.67)	0.33 (0.33)
特殊作業員		〃	6.33 (6.33)	3.00 (3.00)	1.44 (1.44)
普通作業員		〃	13.89 (13.33)	1.78 (1.22)	1.11 (0.56)
ラフテレーンクレーン 運 転	排出ガス対策型 (第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25t 吊	日	0.22 (0.22)		
諸 雑 費 率		%	7 (4)	21 (11)	32 (12)

(注) 1. 上表の労務歩掛は、コンクリート打設・養生等を含むものである。  
2. 諸雑費は、養生マット、コンクリートバケット損料、パイププレート損料、水中ポンプ損料、高圧洗浄機損料、電力に関する経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
3. コンクリートバケット容量は、1.0㎡を標準とし、これにより難い場合は、別途考慮する。  
4. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
5. 特殊養生の場合は( )内の数値を適用し、養生にかかる費用は「第Ⅲ編第3章砂防工⑤養生工(練炭)」を別途計上する。なお、ジェットヒーター養生については別途考慮する。

9. 止 水 板 設 置

9-1 止水板(塩化ビニル製止水板)設置歩掛  
10m当りの止水板設置歩掛は、次表を標準とする。

**表9.1 止水板設置歩掛** (10m当り)

名 称	単 位	数 量
土木一般世話役	人	0.3
普通作業員	〃	0.7

9-2 止水板使用量  
止水板の使用量は、次式による。  
使用量(m) = 設計量(m) × (1+K) … 式9.1  
K: ロス率

**表9.2 ロス率(K)**

種 別	ロス率
止 水 板	+0.07

Ⅲ-3-②-3

8-2 堤冠コンクリート打設歩掛  
堤冠コンクリート打設歩掛は、次表を標準とする。

**表8.2 堤冠コンクリート打設歩掛** (10㎡当り)

名 称	規 格	単 位	日 打 設 量 (㎡/日)		
			鉄材 3未満	グラノリシック 20未満	富配合 30未満
土木一般世話役		人	3.67 (3.67)	0.67 (0.67)	0.33 (0.33)
特殊作業員		〃	6.33 (6.33)	3.00 (3.00)	1.44 (1.44)
普通作業員		〃	13.89 (13.33)	1.78 (1.22)	1.11 (0.56)
ラフテレーンクレーン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策 型(第2次基準値) 25t 吊	日	0.22 (0.22)		
諸 雑 費 率		%	7 (4)	21 (11)	32 (12)

(注) 1. 上表の労務歩掛は、コンクリート打設・養生等を含むものである。  
2. 諸雑費は、養生マット、コンクリートバケット損料、コンクリートパイププレート損料、工事用水中モーターポンプ損料、高圧洗浄機損料、電力に関する経費であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。  
3. コンクリートバケット容量は、1.0㎡を標準とし、これにより難い場合は、別途考慮する。  
4. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。  
5. 特殊養生の場合は( )内の数値を適用し、養生にかかる費用は「第Ⅲ編第3章砂防工養生工(練炭)」を別途計上する。なお、ジェットヒーター養生については別途考慮する。

9. 止 水 板 設 置

9-1 止水板(塩化ビニル製止水板)設置歩掛  
10m当りの止水板設置歩掛は、次表を標準とする。

**表9.1 止水板設置歩掛** (10m当り)

名 称	単 位	数 量
土木一般世話役	人	0.3
普通作業員	〃	0.8

現行通り

①979~980

Ⅲ-3-②-3~4

積算上の注意事項	(控え頁) 4/9
----------	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

8. 単 価 表  
(1) コンクリート仮締切 100 m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート投入		m <sup>3</sup>	100	(2)単価表
型 枠 工		式	1	(3)単価表
構造物とりこわし(複合)		"	1	(4)単価表
計				

(2) 一般部コンクリート打設 100 m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		第Ⅲ編第3章②-1 コンクリート工 表 8.1 一般部コンクリート打設歩掛による
特殊作業員		"		"
普通作業員		"		"
コンクリート		m <sup>3</sup>		第Ⅲ編第3章②-1 4.材料使用量 式 4.1 材料使用量による
ラフテレーンクレーン 運 転	排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		第Ⅲ編第3章②-1 コンクリート工 表 8.1 一般部コンクリート打設歩掛による
雑工種	チップング	式	1	"
	岩盤清掃	"	1	"
諸 雑 費		"	1	"
計				

(3) 型枠設置・撤去,ケレンはく離剤塗布作業 100 m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		第Ⅲ編第3章②-1 コンクリート工 表 5.1 木製型枠設置・撤去,ケレンはく 離剤塗布施工歩掛による
型 枠 工		"		"
普通作業員		"		"
諸 雑 費		式	1	"
計				

Ⅲ-3-⑫-7

8. 単 価 表  
(1) コンクリート仮締切 100 m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
コンクリート投入		m <sup>3</sup>	100	(2)単価表
型 <u>わ く</u> 工		式	1	(3)単価表
構造物とりこわし(複合)		"	1	(4)単価表
計				

(2) 一般部コンクリート打設 100 m<sup>3</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		第Ⅲ編第3章②-1 コンクリート工 表 8.1 一般部コンクリート打設歩掛による
特殊作業員		"		"
普通作業員		"		"
コンクリート		m <sup>3</sup>		第Ⅲ編第3章②-1 4.材料使用量 式 4.1 材料使用量による
ラフテレーンクレーン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25 t 吊	日		第Ⅲ編第3章②-1 コンクリート工 表 8.1 一般部コンクリート打設歩掛による <u>機械賃料</u>
雑工種	チップング	式	1	"
	岩盤清掃	"	1	"
諸 雑 費		"	1	"
計				

(3) 型枠設置・撤去,ケレンはく離剤塗布作業 100 m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
土木一般世話役		人		第Ⅲ編第3章②-1 コンクリート工 表 5.1 木製型枠設置・撤去,ケレンはく 離剤塗布施工歩掛による
型 <u>わ く</u> 工		"		"
普通作業員		"		"
ラフテレーンクレーン 運 転	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 25 t 吊	日		" <u>機械賃料</u>
諸 雑 費		式	1	"
計				

Ⅲ-3-⑪-8

⑩1048

語句を修正

記載を追加

型枠工の機械経費  
を外だし

積算上の注意事項		(控え頁) 5/6
----------	--	--------------

改正理由	一部改正	改正	
		現行	

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

6. 材料使用量

6-1 遮水シート、吸出し防止材使用量  
 遮水シート、吸出し防止材使用量は、次式による。  
 使用量 (㎡) = 設計量 (㎡) × (1 + K) …式 6.1

表6.1 ロス率(K)

材 料 名	遮水シート	吸出し防止材
ロ ス 率	+0.10	+0.10

6-2 砕石使用量  
 埋戻し、基礎、フィルター材等に使用する砕石の使用量は、次式による。  
 使用量 (㎡) = 設計量 (㎡) × (1 + K) …式 6.2

表6.2 ロス率(K)

材 料 名	砕 石
ロ ス 率	+0.20

6-3 コンクリート  
 集水溝等に使用するコンクリート使用量のロス率は、「第II編第4章①コンクリート工」による。なお、  
 構造物の種類区分は無筋構造物とする。

6-4 暗渠管  
 暗渠管（塩化ビニール製又はポリエチレン製）使用量のロス率は、「第II編第2章⑩-1排水構造物工」  
 による。

6. 材料使用量

6-1 遮水シート、吸出し防止材使用量  
 遮水シート、吸出し防止材使用量は、式6.1による。  
 使用量 (㎡) = 設計量 (㎡) × (1 + K) …式 6.1  
 K：ロス率

表6.1 ロス率(K)

材 料 名	遮水シート	吸出し防止材
ロ ス 率	+0.10	+0.10

6-2 砕石使用量  
 埋戻し、基礎、フィルター材等に使用する砕石の使用量は、式6.2による。  
 使用量 (㎡) = 設計量 (㎡) × (1 + K) …式 6.2  
 K：ロス率

表6.2 ロス率(K)

材 料 名	砕 石
ロ ス 率	+0.20

6-3 コンクリート使用量  
 集水溝等に使用するコンクリート使用量は、式6.3による。  
 使用量 (㎡) = 設計量 (㎡) × (1 + K) …式 6.3  
 K：ロス率

表6.3 ロス率(K)

材 料 名	コンクリート
ロ ス 率	+0.04

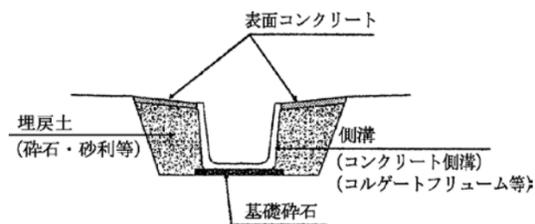
なお、構造物の種類区分は無筋構造物とする。

6-4 暗渠管使用量  
 暗渠管（塩化ビニール製又はポリエチレン製）使用量は、式6.4による。  
 使用量 (m) = 設計量 (m) × (1 + K) …式 6.4  
 K：ロス率

表6.4 ロス率(K)

材 料 名	暗渠管
ロ ス 率	+0.01

7-1 山腹集排水路



III-4-①-22

現行通り

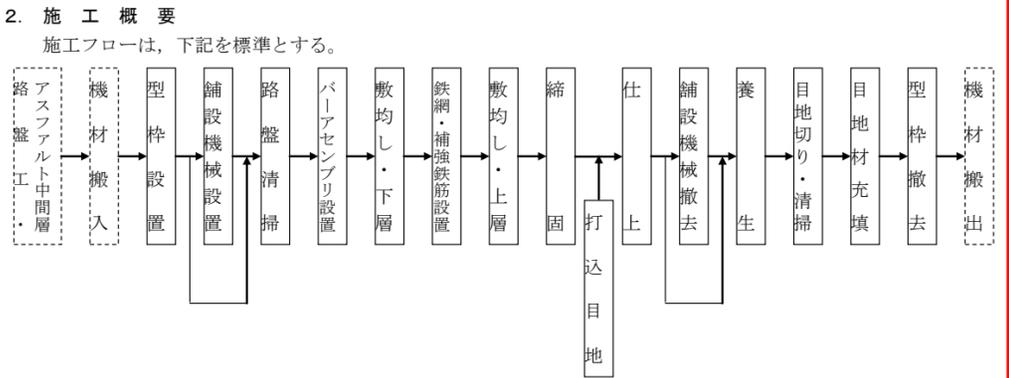
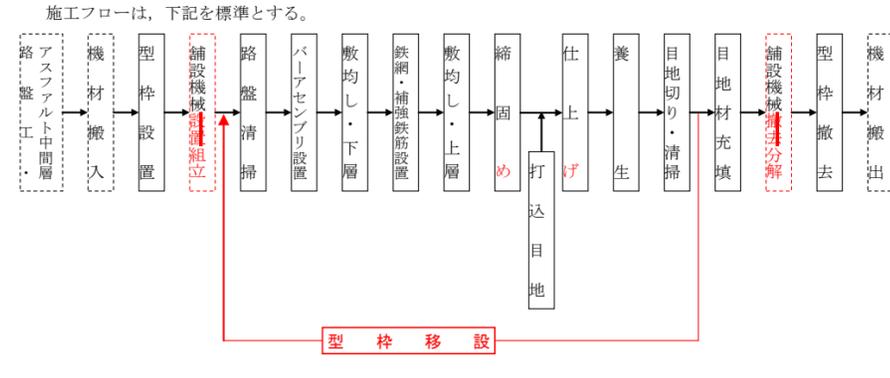
III-4-①-24

①1084

標準歩掛に整合  
記載を追加

参照先の施工パッ  
ケージ化のため、ロ  
ス率の記載を追加

積算上の注意事項			(控え頁) 7/17
----------	--	--	---------------

改正理由	一部改正	改正 現 行																																																																							
現 行		改 正																																																																							
<p>⑤ コンクリート舗装工</p> <p>⑤-1 コンクリート舗装工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、レディーミクストコンクリートを用いたセメントコンクリート舗装工事に適用する。なお、特殊舗装（連続鉄筋コンクリート・プレストレストコンクリート舗装等）及び両勾配における2車線同時施工には適用しない。 踏掛版及び摺付版については、土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕第Ⅶ編第9章舗装工③コンクリート舗装工を参照のこと。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. 路盤工は、「第Ⅳ編第1章①路盤工」による。 3. アスファルト中間層の施工は、「第Ⅳ編第1章②アスファルト舗装工」による。</p> <p>図2.1 施工フロー</p> <p>3. 舗設工 舗設は機械舗設を標準とするが、施工量が少ない場合、交差点、すりつけ部等機械持込みが不適当な場合は、人力舗設とする。 3-1 機種を選定 機械舗設における規格は、次表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.1 機種を選定</caption> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">舗 設</td> <td>コンクリートスプレッド</td> <td>ブレード式 3~7.5m</td> <td>台</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コンクリートフィニッシャ</td> <td>勾配固定式 3~7.5m</td> <td>〃</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コンクリートレベラ</td> <td>勾配固定式 3~7.5m</td> <td>〃</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>舗設機械設置・撤去</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧伸縮ジブ型 25t吊</td> <td>〃</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">IV-1-⑤-1</p>		作業種別	機械名	規格	単位	数量	舗 設	コンクリートスプレッド	ブレード式 3~7.5m	台	1	コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1	コンクリートレベラ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1	舗設機械設置・撤去	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧伸縮ジブ型 25t吊	〃	1	<p>⑤ コンクリート舗装工</p> <p>⑤-1 コンクリート舗装工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、レディーミクストコンクリートを用いたセメントコンクリート舗装工事（<u>1車・2車（両・片勾配）</u>）に適用する。なお、特殊舗装（連続鉄筋コンクリート・プレストレストコンクリート舗装等）及び<u>両勾配における2車線同時施工</u>、<u>スリップフォームペーパーを用いる場合には適用しない</u>。 踏掛版及び摺付版については、土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕第Ⅶ編第9章舗装工③コンクリート舗装工を参照のこと。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。 2. 路盤工は、「第Ⅳ編第1章①路盤工」による。 3. アスファルト中間層の施工は、「第Ⅳ編第1章②アスファルト舗装工」による。 <u>4. 1車線舗装における舗設機械の移設を含む。</u></p> <p>図2.1 施工フロー</p> <p>3. 舗設工 舗設は機械舗設を標準とするが、施工量が少ない場合、交差点、すりつけ部等機械持込みが不適当な場合は、人力舗設とする。 3-1 機種を選定 機械舗設における規格は、次表を標準とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表3.1 機種を選定</caption> <thead> <tr> <th>車線数</th> <th>作業種別</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1車線</td> <td rowspan="3">舗設</td> <td>コンクリートスプレッド</td> <td>ブレード式 3~7.5m</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートフィニッシャ</td> <td>勾配固定式 3~7.5m</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートレベラ</td> <td>勾配固定式 3~7.5m</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舗設機械移設</td> <td>ラフテレーンクレーン</td> <td>油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第2次基準値） 25t吊</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2車線</td> <td rowspan="3">舗設</td> <td>コンクリートスプレッド</td> <td>勾配可変式・ブレード式 5~8.5m</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートフィニッシャ</td> <td>勾配可変式 5~8.5m</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリートレベラ</td> <td>勾配可変式 5~8.5m</td> <td>〃</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">IV-1-⑤-1</p>	車線数	作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要	1車線	舗設	コンクリートスプレッド	ブレード式 3~7.5m	台	1		コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1		コンクリートレベラ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1		舗設機械移設	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第2次基準値） 25t吊	〃	1		2車線	舗設	コンクリートスプレッド	勾配可変式・ブレード式 5~8.5m	台	1		コンクリートフィニッシャ	勾配可変式 5~8.5m	〃	1		コンクリートレベラ	勾配可変式 5~8.5m	〃	1		<p>2車線施工の機械に変動が確認されたため適用範囲の修正</p> <p>施工フローの修正</p> <p>注記の追加</p> <p>2車線施工の機械の変動に伴い機種追加</p>
作業種別	機械名	規格	単位	数量																																																																					
舗 設	コンクリートスプレッド	ブレード式 3~7.5m	台	1																																																																					
	コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1																																																																					
	コンクリートレベラ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1																																																																					
舗設機械設置・撤去	ラフテレーンクレーン	排出ガス対策型（第2次基準値） 油圧伸縮ジブ型 25t吊	〃	1																																																																					
車線数	作業種別	機械名	規格	単位	数量	摘要																																																																			
1車線	舗設	コンクリートスプレッド	ブレード式 3~7.5m	台	1																																																																				
		コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1																																																																				
		コンクリートレベラ	勾配固定式 3~7.5m	〃	1																																																																				
	舗設機械移設	ラフテレーンクレーン	油圧伸縮ジブ型・排出ガス対策型（第2次基準値） 25t吊	〃	1																																																																				
2車線	舗設	コンクリートスプレッド	勾配可変式・ブレード式 5~8.5m	台	1																																																																				
		コンクリートフィニッシャ	勾配可変式 5~8.5m	〃	1																																																																				
		コンクリートレベラ	勾配可変式 5~8.5m	〃	1																																																																				
積算上の注意事項			(控え頁) 1/9																																																																						

工 種	コンクリート舗装工
-----	-----------

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考																																																																																																																															
現	行	改 正	備 考																																																																																																																															
<p>3-2 舗設歩掛 舗設歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.2 舗設歩掛</b> (100㎡当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">機械舗設</th> <th colspan="2">人力舗設</th> </tr> <tr> <th>1車</th> <th>2車</th> <th>舗装厚 20cm以上</th> <th>舗装厚 20cm未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土 木 一 般 世 話 役</td><td>人</td><td>0.90</td><td>0.78</td><td>1.73</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>特 殊 作 業 員</td><td>〃</td><td>2.80</td><td>2.40</td><td>5.39</td><td>3.72</td></tr> <tr><td>普 通 作 業 員</td><td>〃</td><td>6.29</td><td>5.41</td><td>10.26</td><td>7.09</td></tr> <tr><td>コンクリートスプレッド運転</td><td>h</td><td>1.58</td><td>1.34</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>コンクリートフィニッシャ運転</td><td>〃</td><td>1.58</td><td>1.34</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>コンクリートレベラ運転</td><td>〃</td><td>1.58</td><td>1.34</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ラフテレーンクレーン運転</td><td>日</td><td colspan="2">0.13</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>諸 雑 費 率</td><td>%</td><td>18</td><td>20</td><td>18</td><td>27</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械舗設で1車とは、1車線施工であり、2車とは2車線同時施工をいう。 2. 1車において、片側交互交通規制で施工する場合は、ラフテレーンクレーン運転及び諸雑費を除いた、上記歩掛の各々に1.1を乗じた数値を計上する。 3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。 4. コンクリートの搬入にアジテータ車を用いる場合には、コンクリートスプレッドは計上しない。 5. 諸雑費は、養生材料等（初期、後期養生用）及び舗設に使用する機械（型枠、軌条、トラック（クレーン装置付4t積、2t吊）、コンクリートカッタ、小機械器具）の費用であり、労務費、機械賃料、機械損料及び運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。ただし、人力施工の場合は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p>3-3 舗設用コンクリート使用量 舗設用コンクリート使用量は、次式による。 使用量(㎡) = 設計面積(㎡) × 舗設厚(m) × (1+K) …式3.1 K：ロス率</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.3 ロス率(K)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>舗 設 厚</th> <th>ロス率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25cm未満</td> <td>+0.04</td> </tr> <tr> <td>25cm以上30cm以下</td> <td>+0.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>3-4 目地材料費 コンクリート舗装における横・縦目地の材料費については、下記により計上することを標準とする。 目地材料費(式) = (舗設額+主要材料費) × 0.04…式3.2 舗 設 額：⑤-1コンクリート舗装の舗設歩掛に一工事当り舗設面積を乗じた額 ：②-1アスファルト舗装の舗設歩掛に一工事当り舗設面積を乗じた額 主要材料費：生コンクリート、鉄筋鉄網（補強部含む）、中間層材料費の一工事当り合計金額 (注) 1. 上記は、セメントコンクリート舗装要綱に規定される標準的な目地間隔を有するものに適用される。これにより難い場合は、別途材料費を計上すること。 2. 舗設額の金額に変更を生じた場合は、目地構造の変更の有無に関わらず変更する。舗設額に変更が無く、目地構造が変更される場合については変更しない。ただし、(注) 1. の適用範囲内である場合に限る。 3. 舗設額のアスファルト舗装、主要材料費の中間層材料費は、中間層を設ける場合に計上すること。</p> <p style="text-align: center;">IV-1-⑤-2</p>	名 称	単 位	機械舗設		人力舗設		1車	2車	舗装厚 20cm以上	舗装厚 20cm未満	土 木 一 般 世 話 役	人	0.90	0.78	1.73	1.20	特 殊 作 業 員	〃	2.80	2.40	5.39	3.72	普 通 作 業 員	〃	6.29	5.41	10.26	7.09	コンクリートスプレッド運転	h	1.58	1.34	—	—	コンクリートフィニッシャ運転	〃	1.58	1.34	—	—	コンクリートレベラ運転	〃	1.58	1.34	—	—	ラフテレーンクレーン運転	日	0.13		—	—	諸 雑 費 率	%	18	20	18	27	舗 設 厚	ロス率	25cm未満	+0.04	25cm以上30cm以下	+0.03	<p>3-2 舗設歩掛 舗設歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表3.2 舗設歩掛</b> (100㎡当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">機械舗設</th> <th colspan="2">人力舗設</th> </tr> <tr> <th>1車</th> <th>2車</th> <th>舗装厚 20cm以上</th> <th>舗装厚 20cm未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土 木 一 般 世 話 役</td><td>人</td><td>0.90</td><td>0.81</td><td>1.73</td><td>1.20</td></tr> <tr><td>特 殊 作 業 員</td><td>〃</td><td>2.80</td><td>1.24</td><td>5.39</td><td>3.72</td></tr> <tr><td>普 通 作 業 員</td><td>〃</td><td>6.29</td><td>3.31</td><td>10.26</td><td>7.09</td></tr> <tr><td><del>左 官</del></td><td><del>〃</del></td><td><del>—</del></td><td><del>0.73</del></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>コンクリートスプレッド運転</td><td>h</td><td>1.58</td><td>1.46</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>コンクリートフィニッシャ運転</td><td>〃</td><td>1.58</td><td>1.46</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>コンクリートレベラ運転</td><td>〃</td><td>1.58</td><td>1.46</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ラフテレーンクレーン運転</td><td>日</td><td>0.13</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>諸 雑 費 率</td><td>%</td><td>18</td><td>20</td><td>18</td><td>27</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 機械舗設で1車とは、1車線施工であり、2車とは2車線同時施工をいう。 2. 1車において、片側交互交通規制で施工する場合は、ラフテレーンクレーン運転及び諸雑費を除いた、上記歩掛の各々に1.1を乗じた数値を計上する。 3. ラフテレーンクレーンは、賃料とする。 <del>4. コンクリートの搬入にアジテータ車を用いる場合には、コンクリートスプレッドは計上しない。</del> 4. 「2車」のコンクリートフィニッシャは、分解組立費、運搬費、運搬中の損料を別途積上げ計上すること。 5. 諸雑費は、養生に使用するマット、散水車等の費用、及び舗設に使用する軌道・型枠、機械（トラック（クレーン装置付 ベーストラック4t級・吊能力2.9t）、コンクリートカッタ等）の費用であり、労務費、及び機械運転経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。ただし、人力施工の場合は、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 6. ターンテーブルが必要な場合は別途計上すること。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(注) 1. 上記は、<del>セメントコンクリート舗装要綱舗装設計便覧（平成18年2月）第6章コンクリート舗装の構造設計</del>に規定される標準的な目地間隔を有するものに適用される。これにより難い場合は、別途材料費を計上すること。 2. 舗設額の金額に変更を生じた場合は、目地構造の変更の有無に関わらず変更する。舗設額に変更が無く、目地構造が変更される場合については変更しない。ただし、(注) 1. の適用範囲内である場合に限る。 3. 舗設額のアスファルト舗装、主要材料費の中間層材料費は、中間層を設ける場合に計上すること。</p> <p style="text-align: center;">IV-1-⑤-2</p> <p style="text-align: right;">②40</p>	名 称	単 位	機械舗設		人力舗設		1車	2車	舗装厚 20cm以上	舗装厚 20cm未満	土 木 一 般 世 話 役	人	0.90	0.81	1.73	1.20	特 殊 作 業 員	〃	2.80	1.24	5.39	3.72	普 通 作 業 員	〃	6.29	3.31	10.26	7.09	<del>左 官</del>	<del>〃</del>	<del>—</del>	<del>0.73</del>			コンクリートスプレッド運転	h	1.58	1.46	—	—	コンクリートフィニッシャ運転	〃	1.58	1.46	—	—	コンクリートレベラ運転	〃	1.58	1.46	—	—	ラフテレーンクレーン運転	日	0.13	—	—	—	諸 雑 費 率	%	18	20	18	27	<p>2車線施工の機械の変動により舗設歩掛の改訂</p> <p>コンクリート搬入にアジテータ車を用いた場合でも、コンクリートスプレッドを使用しているため、記載の削除。</p> <p>諸雑費の記載の修正</p> <p>注記に分解組立輸送及びターンテーブルが必要な場合別途計上することを追記。</p> <p>語句の修正</p>
名 称			単 位	機械舗設		人力舗設																																																																																																																												
	1車	2車		舗装厚 20cm以上	舗装厚 20cm未満																																																																																																																													
土 木 一 般 世 話 役	人	0.90	0.78	1.73	1.20																																																																																																																													
特 殊 作 業 員	〃	2.80	2.40	5.39	3.72																																																																																																																													
普 通 作 業 員	〃	6.29	5.41	10.26	7.09																																																																																																																													
コンクリートスプレッド運転	h	1.58	1.34	—	—																																																																																																																													
コンクリートフィニッシャ運転	〃	1.58	1.34	—	—																																																																																																																													
コンクリートレベラ運転	〃	1.58	1.34	—	—																																																																																																																													
ラフテレーンクレーン運転	日	0.13		—	—																																																																																																																													
諸 雑 費 率	%	18	20	18	27																																																																																																																													
舗 設 厚	ロス率																																																																																																																																	
25cm未満	+0.04																																																																																																																																	
25cm以上30cm以下	+0.03																																																																																																																																	
名 称	単 位	機械舗設		人力舗設																																																																																																																														
		1車	2車	舗装厚 20cm以上	舗装厚 20cm未満																																																																																																																													
土 木 一 般 世 話 役	人	0.90	0.81	1.73	1.20																																																																																																																													
特 殊 作 業 員	〃	2.80	1.24	5.39	3.72																																																																																																																													
普 通 作 業 員	〃	6.29	3.31	10.26	7.09																																																																																																																													
<del>左 官</del>	<del>〃</del>	<del>—</del>	<del>0.73</del>																																																																																																																															
コンクリートスプレッド運転	h	1.58	1.46	—	—																																																																																																																													
コンクリートフィニッシャ運転	〃	1.58	1.46	—	—																																																																																																																													
コンクリートレベラ運転	〃	1.58	1.46	—	—																																																																																																																													
ラフテレーンクレーン運転	日	0.13	—	—	—																																																																																																																													
諸 雑 費 率	%	18	20	18	27																																																																																																																													
積算上の注意事項			(控え頁) 2/9																																																																																																																															

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																																																																				
現	行	改	正																																																																																																																																																																																			
備 考																																																																																																																																																																																						
<p>5. 単 価 表 (1) 機械舗設 100 m<sup>2</sup>当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td></td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m<sup>3</sup></td><td></td><td>式3.1</td></tr> <tr><td>石粉又は瀝青材</td><td></td><td>kg, ℓ</td><td></td><td>必要に応じて計上</td></tr> <tr><td>鉄 網</td><td>D6 150×150</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補強鉄筋鉄網</td><td>D13 200×200</td><td>t</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補 強 鉄 筋</td><td>D13</td><td>"</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>m</td><td></td><td>目地材・目地板・スリップ</td></tr> <tr><td>横 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>"</td><td></td><td>パー・チェア等を含む</td></tr> <tr><td>縦自由縁部</td><td></td><td>"</td><td></td><td>目地材・目地板等含む</td></tr> <tr><td>コンクリート スプレッド運転</td><td>ブレード式 3～7.5m</td><td>h</td><td></td><td>表3.1, 3.2</td></tr> <tr><td>コンクリート フィニッシュ運転</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>コンクリート レベラ 運 転</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>ラフテレーン クレーン賃料</td><td>排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊</td><td>日</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートの搬入を、アジテータ車にて行う場合は、上記のコンクリートスプレッドを計上しないこと。 2. 目地材料費を「3-4 目地材料費(式3.2)」により計上する場合は、※印部(縦及び横目地材料費)を計上する必要はない。</p> <p style="text-align: right;">IV-1-⑤-3</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表3.2	特殊作業員		"		"	普通作業員		"		"	コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1	石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上	鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>			補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t			補 強 鉄 筋	D13	"			縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ	横 目 地	(膨張)(収縮)	"		パー・チェア等を含む	縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む	コンクリート スプレッド運転	ブレード式 3～7.5m	h		表3.1, 3.2	コンクリート フィニッシュ運転	勾配固定式 3～7.5m	"		"	コンクリート レベラ 運 転	勾配固定式 3～7.5m	"		"	ラフテレーン クレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		"	諸 雑 費		式	1	表3.2	計					<p>5. 単 価 表 (1) 機械舗設 <u>(1車)</u> 100 m<sup>2</sup>当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td></td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m<sup>3</sup></td><td></td><td>式3.1</td></tr> <tr><td>石粉又は瀝青材</td><td></td><td>kg, ℓ</td><td></td><td>必要に応じて計上</td></tr> <tr><td>鉄 網</td><td>D6 150×150</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補強鉄筋鉄網</td><td>D13 200×200</td><td>t</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補 強 鉄 筋</td><td>D13</td><td>"</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>m</td><td></td><td>目地材・目地板・スリップ ※</td></tr> <tr><td>横 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>"</td><td></td><td>パー・チェア等を含む ※</td></tr> <tr><td>縦自由縁部</td><td></td><td>"</td><td></td><td>目地材・目地板等含む ※</td></tr> <tr><td>コンクリート スプレッド運転</td><td>ブレード式 3～7.5m</td><td>h</td><td></td><td>表3.1, 3.2</td></tr> <tr><td>コンクリート フィニッシュ運転</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>コンクリート レベラ 運 転</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>ラフテレーン クレーン賃料</td><td><u>油圧伸縮ジブ</u> 型・排出ガス対 策型(第2次基 準値) <u>油圧伸縮ジブ型</u> 25 t 吊</td><td>日</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <del>コンクリートの搬入を、アジテータ車にて行う場合は、上記のコンクリートスプレッドを計上しないこと。</del> <del>2. 目地材料費を「3-4 目地材料費(式3.2)」により計上する場合は、※印部(縦及び横目地材料費)を計上する必要はない。</del></p> <p style="text-align: right;">②41 IV-1-⑤-3</p>	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表3.2	特殊作業員		"		"	普通作業員		"		"	コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1	石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上	鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>			補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t			補 強 鉄 筋	D13	"			縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ ※	横 目 地	(膨張)(収縮)	"		パー・チェア等を含む ※	縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む ※	コンクリート スプレッド運転	ブレード式 3～7.5m	h		表3.1, 3.2	コンクリート フィニッシュ運転	勾配固定式 3～7.5m	"		"	コンクリート レベラ 運 転	勾配固定式 3～7.5m	"		"	ラフテレーン クレーン賃料	<u>油圧伸縮ジブ</u> 型・排出ガス対 策型(第2次基 準値) <u>油圧伸縮ジブ型</u> 25 t 吊	日		"	諸 雑 費		式	1	表3.2	計					<p>語句の修正</p> <p>※ ※ ※</p> <p>コンクリート搬入にアジテータ車を用いた場合でも、コンクリートスプレッドを使用しているため、語句の削除。</p>
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																																																		
土木一般世話役		人		表3.2																																																																																																																																																																																		
特殊作業員		"		"																																																																																																																																																																																		
普通作業員		"		"																																																																																																																																																																																		
コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1																																																																																																																																																																																		
石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上																																																																																																																																																																																		
鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																				
補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t																																																																																																																																																																																				
補 強 鉄 筋	D13	"																																																																																																																																																																																				
縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ																																																																																																																																																																																		
横 目 地	(膨張)(収縮)	"		パー・チェア等を含む																																																																																																																																																																																		
縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む																																																																																																																																																																																		
コンクリート スプレッド運転	ブレード式 3～7.5m	h		表3.1, 3.2																																																																																																																																																																																		
コンクリート フィニッシュ運転	勾配固定式 3～7.5m	"		"																																																																																																																																																																																		
コンクリート レベラ 運 転	勾配固定式 3～7.5m	"		"																																																																																																																																																																																		
ラフテレーン クレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日		"																																																																																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1	表3.2																																																																																																																																																																																		
計																																																																																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																																																																		
土木一般世話役		人		表3.2																																																																																																																																																																																		
特殊作業員		"		"																																																																																																																																																																																		
普通作業員		"		"																																																																																																																																																																																		
コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1																																																																																																																																																																																		
石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上																																																																																																																																																																																		
鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>																																																																																																																																																																																				
補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t																																																																																																																																																																																				
補 強 鉄 筋	D13	"																																																																																																																																																																																				
縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ ※																																																																																																																																																																																		
横 目 地	(膨張)(収縮)	"		パー・チェア等を含む ※																																																																																																																																																																																		
縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む ※																																																																																																																																																																																		
コンクリート スプレッド運転	ブレード式 3～7.5m	h		表3.1, 3.2																																																																																																																																																																																		
コンクリート フィニッシュ運転	勾配固定式 3～7.5m	"		"																																																																																																																																																																																		
コンクリート レベラ 運 転	勾配固定式 3～7.5m	"		"																																																																																																																																																																																		
ラフテレーン クレーン賃料	<u>油圧伸縮ジブ</u> 型・排出ガス対 策型(第2次基 準値) <u>油圧伸縮ジブ型</u> 25 t 吊	日		"																																																																																																																																																																																		
諸 雑 費		式	1	表3.2																																																																																																																																																																																		
計																																																																																																																																																																																						
積算上の注意事項		(控え頁)	6/9																																																																																																																																																																																			

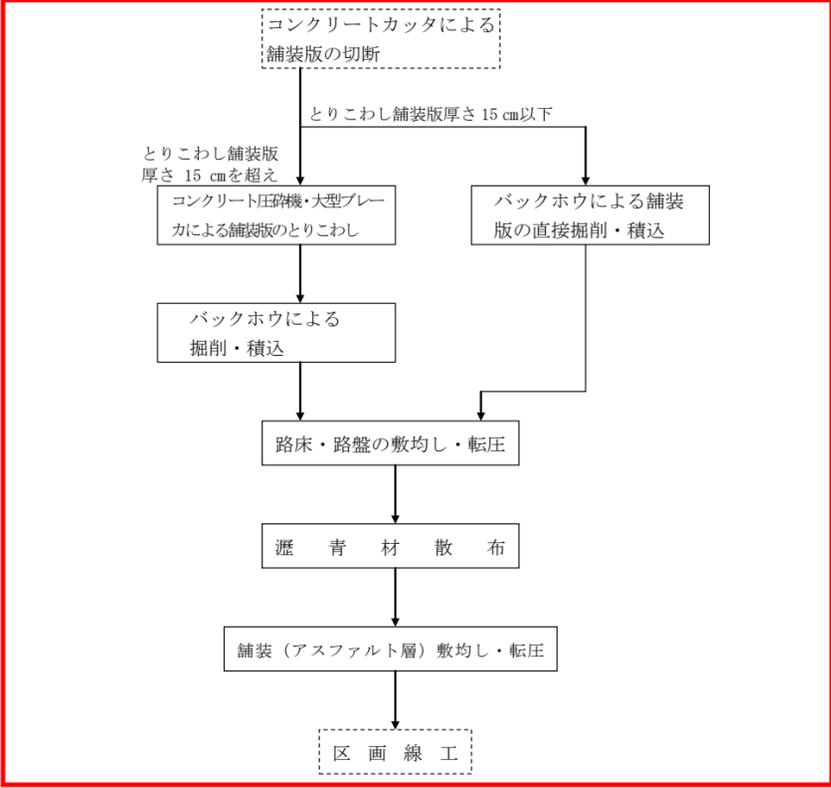
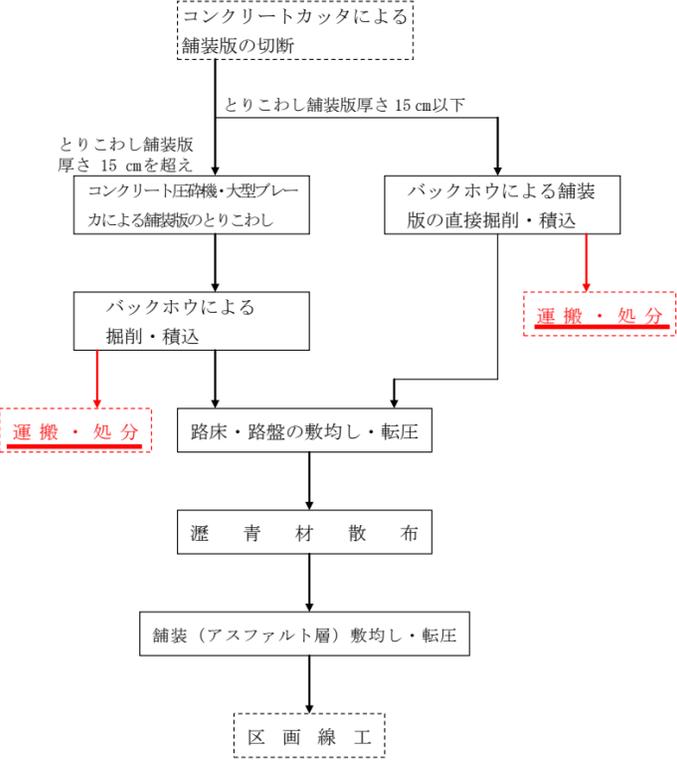
工 種	コンクリート舗装工
-----	-----------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																											
現 行	改 正		備 考																																																																																										
現行なし	<p style="text-align: center;">(2) 機械舗設 (2車) 100㎡当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表3.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>左 官</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td></td> <td>㎡</td> <td></td> <td>式3.1</td> </tr> <tr> <td>石粉又は瀝青材</td> <td></td> <td>kg, ℓ</td> <td></td> <td>必要に応じて計上</td> </tr> <tr> <td>鉄 網</td> <td>D6 150×150</td> <td>㎡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋鉄網</td> <td>D13 200×200</td> <td>t</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>D13</td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦 目 地</td> <td>(膨張)(収縮)</td> <td>m</td> <td></td> <td>目地材・目地板・スリップ</td> </tr> <tr> <td>横 目 地</td> <td>(膨張)(収縮)</td> <td>〃</td> <td></td> <td>パー・チェア等を含む</td> </tr> <tr> <td>縦自由縁部</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>目地材・目地板等含む</td> </tr> <tr> <td>コンクリート スプレッド運転</td> <td>勾配可変型・ ブレード式 5～8.5m</td> <td>h</td> <td></td> <td>表3.1, 3.2</td> </tr> <tr> <td>コンクリート フィニッシュ運転</td> <td>勾配可変式 5～8.5m</td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>コンクリート レベラ運転</td> <td>勾配可変式 5～8.5m</td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ ※ ※</p> <p>(注) 目地材料費を「3-4 目地材料費(式3.2)」により計上する場合は、※印部(縦及び横目地材料費)を計上する必要はない。</p>		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表3.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	左 官		〃		〃	コンクリート		㎡		式3.1	石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上	鉄 網	D6 150×150	㎡			補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t			補強鉄筋	D13	〃			縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ	横 目 地	(膨張)(収縮)	〃		パー・チェア等を含む	縦自由縁部		〃		目地材・目地板等含む	コンクリート スプレッド運転	勾配可変型・ ブレード式 5～8.5m	h		表3.1, 3.2	コンクリート フィニッシュ運転	勾配可変式 5～8.5m	〃		〃	コンクリート レベラ運転	勾配可変式 5～8.5m	〃		〃	諸 雑 費		式	1	表3.2	計					機械舗設(2車)の単価表追加
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																									
土木一般世話役		人		表3.2																																																																																									
特殊作業員		〃		〃																																																																																									
普通作業員		〃		〃																																																																																									
左 官		〃		〃																																																																																									
コンクリート		㎡		式3.1																																																																																									
石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上																																																																																									
鉄 網	D6 150×150	㎡																																																																																											
補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t																																																																																											
補強鉄筋	D13	〃																																																																																											
縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ																																																																																									
横 目 地	(膨張)(収縮)	〃		パー・チェア等を含む																																																																																									
縦自由縁部		〃		目地材・目地板等含む																																																																																									
コンクリート スプレッド運転	勾配可変型・ ブレード式 5～8.5m	h		表3.1, 3.2																																																																																									
コンクリート フィニッシュ運転	勾配可変式 5～8.5m	〃		〃																																																																																									
コンクリート レベラ運転	勾配可変式 5～8.5m	〃		〃																																																																																									
諸 雑 費		式	1	表3.2																																																																																									
計																																																																																													
IV-1-⑤-7	IV-1-⑤-4	②42																																																																																											
積算上の注意事項			(控え頁) 7/9																																																																																										

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																													
現 行		改 正																																																																																																																																													
<p>(2) 人力舗設 100 m<sup>2</sup>当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td></td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m<sup>3</sup></td><td></td><td>式3.1</td></tr> <tr><td>石粉又は瀝青材</td><td></td><td>kg, ℓ</td><td></td><td>必要に応じ計上</td></tr> <tr><td>鉄 網</td><td>D6 150×150</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補強鉄筋鉄網</td><td>D13 200×200</td><td>t</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補 強 鉄 筋</td><td>D13</td><td>"</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>m</td><td></td><td>目地材・目地板・スリップ</td></tr> <tr><td>横 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>"</td><td></td><td>バー・チェア等を含む</td></tr> <tr><td>縦自由縁部</td><td></td><td>"</td><td></td><td>目地材・目地板等含む</td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 目地材料費を「3-4 目地材料費(式3.2)」により計上する場合は、※印部(縦及び横目地材料費)を計上する必要はない。</p>		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表3.2	特殊作業員		"		"	普通作業員		"		"	コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1	石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じ計上	鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>			補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t			補 強 鉄 筋	D13	"			縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ	横 目 地	(膨張)(収縮)	"		バー・チェア等を含む	縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む	諸 雑 費		式	1	表3.2	計					<p>(3) 人力舗設 100 m<sup>2</sup>当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>土木一般世話役</td><td></td><td>人</td><td></td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>特殊作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>普通作業員</td><td></td><td>"</td><td></td><td>"</td></tr> <tr><td>コンクリート</td><td></td><td>m<sup>3</sup></td><td></td><td>式3.1</td></tr> <tr><td>石粉又は瀝青材</td><td></td><td>kg, ℓ</td><td></td><td>必要に応じて計上</td></tr> <tr><td>鉄 網</td><td>D6 150×150</td><td>m<sup>2</sup></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補強鉄筋鉄網</td><td>D13 200×200</td><td>t</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>補 強 鉄 筋</td><td>D13</td><td>"</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>縦 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>m</td><td></td><td>目地材・目地板・スリップ ※</td></tr> <tr><td>横 目 地</td><td>(膨張)(収縮)</td><td>"</td><td></td><td>バー・チェア等を含む ※</td></tr> <tr><td>縦自由縁部</td><td></td><td>"</td><td></td><td>目地材・目地板等含む ※</td></tr> <tr><td>諸 雑 費</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>表3.2</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 目地材料費を「3-4 目地材料費(式3.2)」により計上する場合は、※印部(縦及び横目地材料費)を計上する必要はない。</p>		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表3.2	特殊作業員		"		"	普通作業員		"		"	コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1	石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上	鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>			補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t			補 強 鉄 筋	D13	"			縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ ※	横 目 地	(膨張)(収縮)	"		バー・チェア等を含む ※	縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む ※	諸 雑 費		式	1	表3.2	計				
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																											
土木一般世話役		人		表3.2																																																																																																																																											
特殊作業員		"		"																																																																																																																																											
普通作業員		"		"																																																																																																																																											
コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1																																																																																																																																											
石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じ計上																																																																																																																																											
鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>																																																																																																																																													
補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t																																																																																																																																													
補 強 鉄 筋	D13	"																																																																																																																																													
縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ																																																																																																																																											
横 目 地	(膨張)(収縮)	"		バー・チェア等を含む																																																																																																																																											
縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む																																																																																																																																											
諸 雑 費		式	1	表3.2																																																																																																																																											
計																																																																																																																																															
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																											
土木一般世話役		人		表3.2																																																																																																																																											
特殊作業員		"		"																																																																																																																																											
普通作業員		"		"																																																																																																																																											
コンクリート		m <sup>3</sup>		式3.1																																																																																																																																											
石粉又は瀝青材		kg, ℓ		必要に応じて計上																																																																																																																																											
鉄 網	D6 150×150	m <sup>2</sup>																																																																																																																																													
補強鉄筋鉄網	D13 200×200	t																																																																																																																																													
補 強 鉄 筋	D13	"																																																																																																																																													
縦 目 地	(膨張)(収縮)	m		目地材・目地板・スリップ ※																																																																																																																																											
横 目 地	(膨張)(収縮)	"		バー・チェア等を含む ※																																																																																																																																											
縦自由縁部		"		目地材・目地板等含む ※																																																																																																																																											
諸 雑 費		式	1	表3.2																																																																																																																																											
計																																																																																																																																															
<p>(3) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンクリートスプレッダ</td><td>ブレード式 3～7.5m</td><td>機-1</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリートフィニッシャ</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリートレベラ</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td></tr> </tbody> </table>		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	コンクリートスプレッダ	ブレード式 3～7.5m	機-1		コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3～7.5m	"		コンクリートレベラ	勾配固定式 3～7.5m	"		<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コンクリートスプレッダ</td><td>ブレード式 3～7.5m</td><td>機-1</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリートフィニッシャ</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td></tr> <tr><td>コンクリートレベラ</td><td>勾配固定式 3～7.5m</td><td>"</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px solid red;"><td>コンクリートスプレッダ</td><td>勾配可変型 ブレード式 5～8.5m</td><td>"</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px solid red;"><td>コンクリートフィニッシャ</td><td>勾配可変式 5～8.5m</td><td>"</td><td></td></tr> <tr style="border: 2px solid red;"><td>コンクリートレベラ</td><td>勾配可変式 5～8.5m</td><td>"</td><td></td></tr> </tbody> </table>		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	コンクリートスプレッダ	ブレード式 3～7.5m	機-1		コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3～7.5m	"		コンクリートレベラ	勾配固定式 3～7.5m	"		コンクリートスプレッダ	勾配可変型 ブレード式 5～8.5m	"		コンクリートフィニッシャ	勾配可変式 5～8.5m	"		コンクリートレベラ	勾配可変式 5～8.5m	"																																																																																																	
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																																																																																																																												
コンクリートスプレッダ	ブレード式 3～7.5m	機-1																																																																																																																																													
コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3～7.5m	"																																																																																																																																													
コンクリートレベラ	勾配固定式 3～7.5m	"																																																																																																																																													
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																																																																																																																												
コンクリートスプレッダ	ブレード式 3～7.5m	機-1																																																																																																																																													
コンクリートフィニッシャ	勾配固定式 3～7.5m	"																																																																																																																																													
コンクリートレベラ	勾配固定式 3～7.5m	"																																																																																																																																													
コンクリートスプレッダ	勾配可変型 ブレード式 5～8.5m	"																																																																																																																																													
コンクリートフィニッシャ	勾配可変式 5～8.5m	"																																																																																																																																													
コンクリートレベラ	勾配可変式 5～8.5m	"																																																																																																																																													
IV-1-⑤-5	IV-1-⑤-4	②42																																																																																																																																													
積算上の注意事項			(控え頁) 8/9																																																																																																																																												

語句の修正

2車舗設の機械運転単価表の追加。

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>④ 道路打換え工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、維持修繕アスファルト舗装工のうち、舗装版とりこわしから舗装までを急速施工する日当り平均作業量が50㎡以上420㎡以下の現道打換え工事に適用する。 舗装版とは、コンクリート層及びアスファルト層を総称していう。 アスファルト混合物の積算は購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。 また、排水性舗装、シックリフト工法、QRP工法等並びに、舗装版破砕工には適用出来ない。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p style="text-align: center;">(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p style="text-align: center;">IV-3-④-1</p>		<p>現行どおり</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p style="text-align: center;">(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p style="text-align: center;">IV-3-④-1</p>	適用範囲の明確化
積算上の注意事項			(控え頁) 1/12

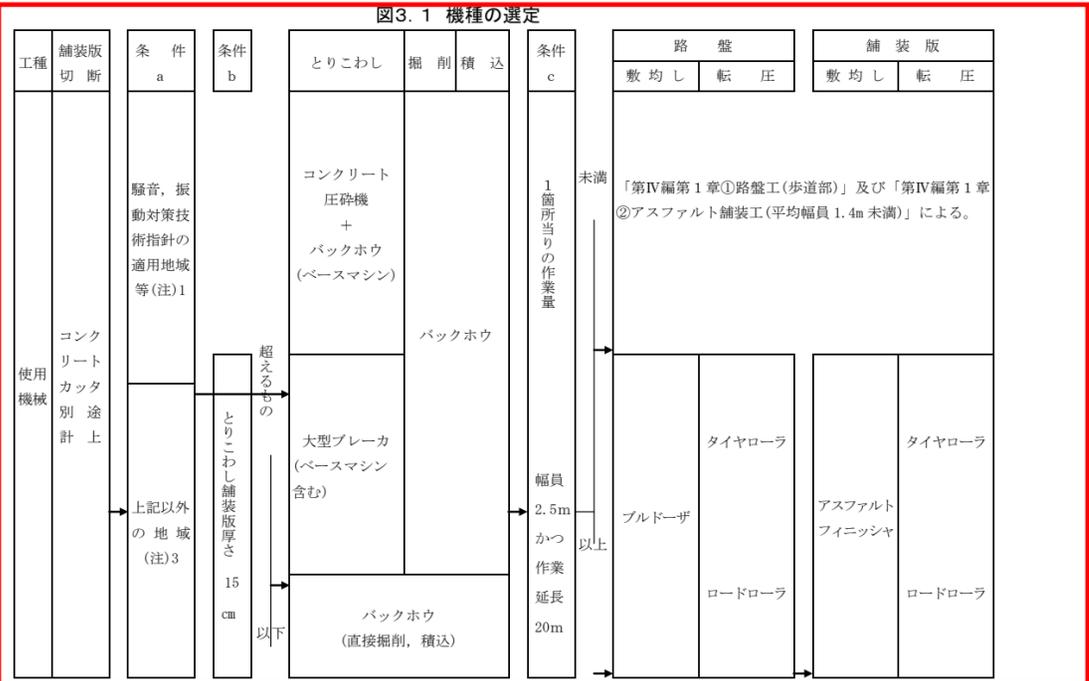
改正理由	一部改正	改正 ----- 現行	
------	------	-------------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

3. 機種及び工法の選定

3-1 機種の選定等

機械・規格は、図3.1及び表3.1を標準とする。



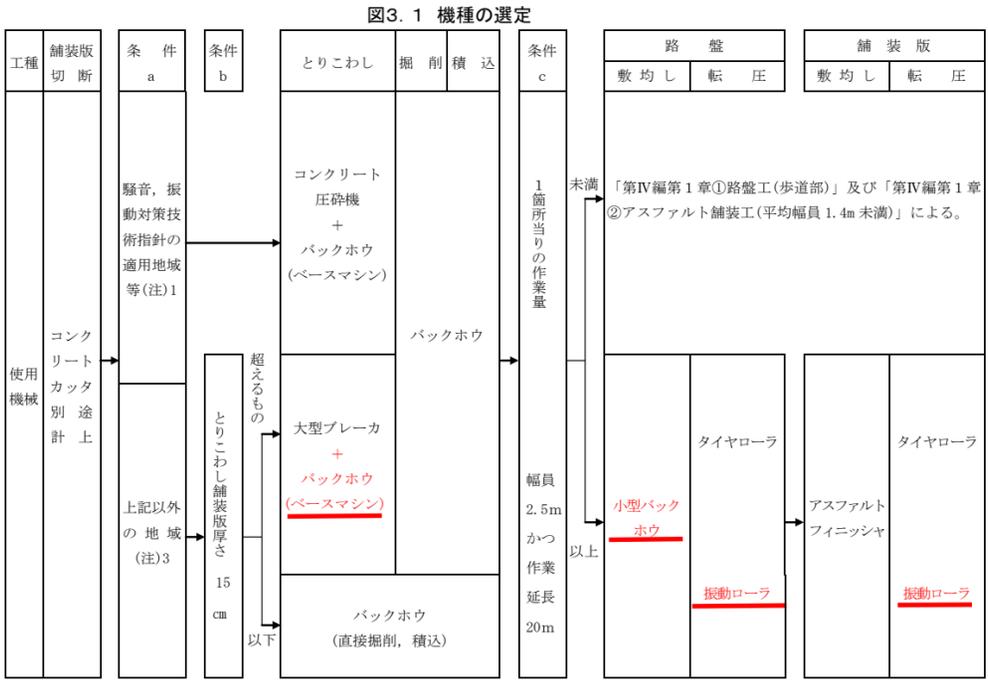
- (注) 1. 「建設工事に伴う騒音、振動対策技術指針」の第2章適用範囲に示す地域等。
2. とりこわし舗装版の厚さが15cm以下の場合にはバックホウによる直接掘削積込を標準とするが、施工上騒音振動対策を必要とする場合は、コンクリート圧砕機を選定する事が出来る。  
 とりこわし：大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機により舗装版のみ破砕する作業  
 掘削積込：大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機により舗装版を破砕後、バックホウにより舗装版、路盤・路床材を各々又は同時に掘削し、積込む作業  
 直接掘削積込：バックホウにより直接舗装版、路盤・路床材を各々又は同時に掘削し、積込む作業
3. 条件aで「上記以外の地域」となった場合においても、施工上騒音振動対策が必要となった場合は、コンクリート圧砕機を選定することが出来る。
4. コンクリート圧砕機を選定した場合には、使用するバックホウについては、低騒音型建設機械を用いること。

IV-3-④-2

3. 機種及び工法の選定

3-1 機種の選定等

機械・規格は、図3.1及び表3.1を標準とする。



- (注) 1. 「建設工事に伴う騒音、振動対策技術指針」の第2章適用範囲に示す地域等。
2. とりこわし舗装版の厚さが15cm以下の場合にはバックホウによる直接掘削積込を標準とするが、施工上騒音振動対策を必要とする場合は、コンクリート圧砕機を選定する事が出来る。  
 とりこわし：大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機により舗装版のみ破砕する作業  
 掘削積込：大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機により舗装版を破砕後、バックホウにより舗装版、路盤・路床材を各々又は同時に掘削し、積込む作業  
 直接掘削積込：バックホウにより直接舗装版、路盤・路床材を各々又は同時に掘削し、積込む作業
3. 条件aで「上記以外の地域」となった場合においても、施工上騒音振動対策が必要となった場合は、コンクリート圧砕機を選定することが出来る。
4. コンクリート圧砕機を選定した場合には、使用するバックホウについては、低騒音型建設機械を用いること。

IV-3-④-2

②142

歩掛改訂による使用機械の変更

積算上の注意事項			(控え頁)  2/12
----------	--	--	-------------------

改正理由	一部改正	改正 ----- 現行	
------	------	-------------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表3.1 機種の選定

作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
直接掘削積込	バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)	台	1	
バックホウによる掘削積込		山積 0.45 m <sup>3</sup> (平積 0.35 m <sup>3</sup> )			
コンクリート圧砕機によるとりこわし	コンクリート圧砕機	道路打換工用 破砕力 600kN 級 開口幅 715 mm	〃	1	
	(コンクリート圧砕機ベースマシン)バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.45 m <sup>3</sup> (平積 0.35 m <sup>3</sup> )	〃	1	
大型ブレーカによるとりこわし	大型ブレーカ	油圧ブレーカ バケット容量 0.2 m <sup>3</sup> 対応 ベースマシン含む	〃	1	
路床及び路盤の敷均し	ブルドーザ	普通・排出ガス対策型(第1次基準値) 3 t 級	〃	1	
舗装の敷均し	アスファルトフィニッシャ	ホイール型 排出ガス対策型(第1次基準値) 2.0 ~ 4.5m	〃	1	
路床及び路盤の転圧	タイヤローラ	排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1	
舗装の転圧		8~20 t	〃	1	
路床及び路盤の転圧	ロードローラ	マカダム・排出ガス対策型(第1次基準値)	〃	1	
舗装の転圧		10 ~ 12 t	〃	1	

(注) バックホウ, (コンクリート圧砕機ベースマシン) バックホウ, 大型ブレーカ, ブルドーザは賃料とする。

IV-3-④-3

表3.1 機種の選定

作業種別	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要
直接掘削積込	バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型(第3次基準値)	台	1	
バックホウによる掘削積込		山積 0.45 m <sup>3</sup> (平積 0.35 m <sup>3</sup> )			
コンクリート圧砕機によるとりこわし	コンクリート圧砕機	道路打換工用 破砕力 600kN 級 開口幅 715 mm	〃	1	
	(コンクリート圧砕機ベースマシン)バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.45 m <sup>3</sup> (平積 0.35 m <sup>3</sup> )	〃	1	
大型ブレーカによるとりこわし	大型ブレーカ	油圧ブレーカ バケット容量 0.2 m <sup>3</sup> 対応 ベースマシン含む	〃	1	
路床及び路盤の敷均し	小型バックホウ	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)山積 0.09~0.11m <sup>3</sup> (平積 0.07~0.08m <sup>3</sup> )	〃	1	
舗装の敷均し	アスファルトフィニッシャ	ホイール型 排出ガス対策型(第2次基準値) 2.0 ~ 4.5m	〃	1	
路床及び路盤の転圧	タイヤローラ	普通型・排出ガス対策型(第2次基準値)	〃	1	
舗装の転圧		8~20 t	〃	1	
路床及び路盤の転圧	振動ローラ	搭乗・タンデム式・排出ガス対策型(第2次基準値)3~5t	〃	1	
舗装の転圧			〃	1	

(注) バックホウ, (コンクリート圧砕機ベースマシン) バックホウ, 大型ブレーカ, タイヤローラ, 振動ローラは賃料とする。

②143

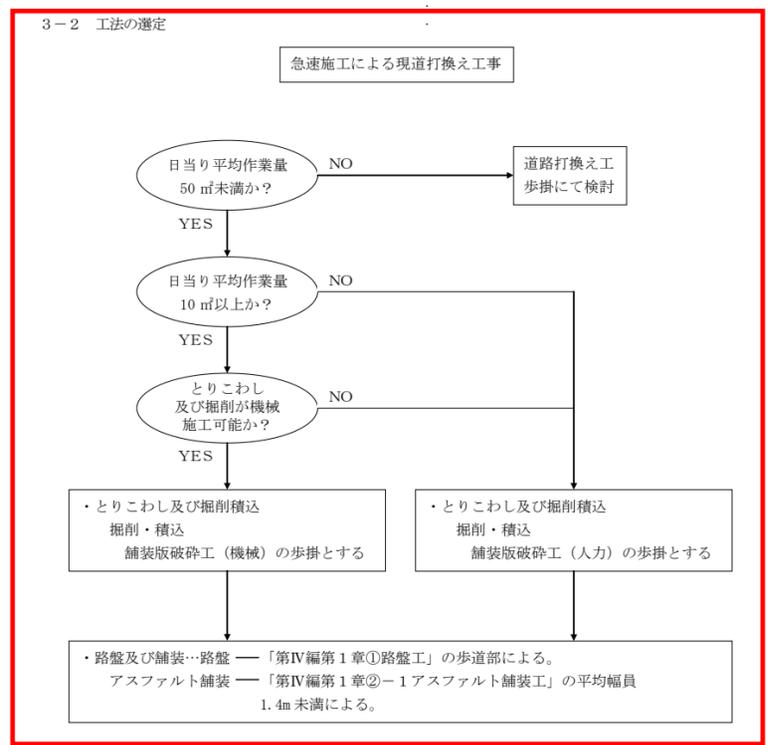
IV-3-④-3

歩掛改訂による使用機械の変更

積算上の注意事項			(控え頁) 3/12
----------	--	--	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----



4. 編 成 人 員  
1パーティ当りの日当り編成人員は、次表を標準とする。

第4.1 日当り編成人員 (人)

土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
1	3	4

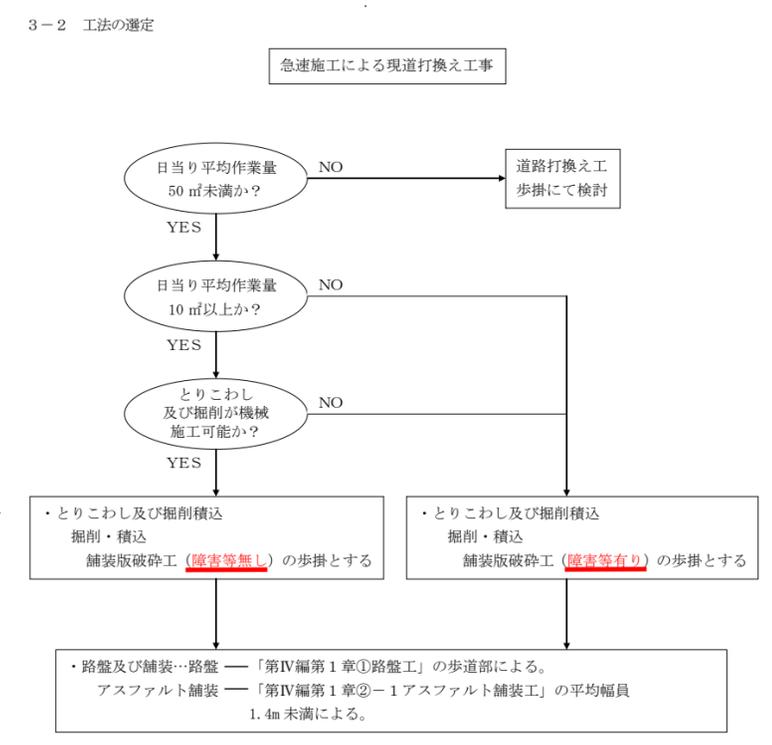
5. 施 工 歩 掛  
5-1 施工機械の運転時間  
100 m²当りの運転時間は、次表とする。

(1) とりこわし

表5.1 とりこわし時間 (h/100 m²)

舗装版厚さ	15 cm以下	15 cmを超え 30 cm以下	30 cmを超え 40 cm以下	記号
使用機械				
バックホウによるとりこわし	掘削・積込に含む	-	-	-
大型ブレードによるとりこわし	-	1.3	1.7	T <sub>H</sub>
コンクリート圧砕機によるとりこわし	1.1			

IV-3-④-4



4. 編 成 人 員  
1パーティ当りの日当り編成人員は、次表を標準とする。

第4.1 日当り編成人員 (人)

土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員
1	3	4

5. 施 工 歩 掛  
5-1 施工機械の運転時間  
100 m²当りの運転時間は、次表とする。

(1) とりこわし

表5.1 とりこわし時間 (h/100 m²)

舗装版厚さ	15 cm以下	15 cmを超え 30 cm以下	30 cmを超え 40 cm以下	記号
使用機械				
バックホウによるとりこわし	掘削・積込に含む	-	-	-
大型ブレードによるとりこわし	-	1.3	1.7	T <sub>H</sub>
コンクリート圧砕機によるとりこわし	1.1			

現行どおり

IV-3-④-4

②144

黄本との整合

積算上の注意事項		(控え頁) 4/12
----------	--	---------------

改正理由	一部改正	改 正	
		現 行	

現 行	改 正	備 考																																																																																																																																			
<p>(2) 掘削・積込</p> <p style="text-align: center;">表5.2 掘削積込時間 (h/100 m<sup>2</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>舗装版厚+路盤及び路床の掘削深さ</th> <th>40 cm以下</th> <th>40 cmを超え 80 cm以下</th> <th>80 cmを超え 120 cm以下</th> <th>記 号</th> </tr> <tr> <td>組合せ機械</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウによる直接掘削・積込</td> <td>2.0</td> <td>3.3</td> <td>4.7</td> <td>T<sub>B1</sub></td> </tr> <tr> <td>大型ブレーカとりこわし後のバックホウ掘削・積込</td> <td>2.1</td> <td>2.8</td> <td>3.5</td> <td>T<sub>B2</sub></td> </tr> </table> <p>(3) 路床及び路盤の敷均し、転圧 (安定処理を含まず)</p> <p style="text-align: center;">表5.3 路床及び路盤の敷均し、転圧時間 (h/100 m<sup>2</sup>一層当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>使 用 機 械</th> <th>作 業 時 間</th> <th>記 号</th> </tr> <tr> <td>ブルドーザによる敷均し</td> <td>0.5</td> <td rowspan="3">T<sub>D</sub></td> </tr> <tr> <td>ロードローラによる転圧</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラによる転圧</td> <td>0.5</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 安定処理は、(4) 舗装 (アスファルト層) で計上する。 2. 一層当りとは、敷均し、転圧層数をいう。 3. 不陸整正は、掘削後の路床・路盤面の整正を目的とし、補足材の有無にかかわらず一層分計上する。</p> <p>(4) 舗装 (アスファルト層・安定処理) 敷均し、転圧</p> <p style="text-align: center;">表5.4 舗装敷均し、転圧時間 (h/100 m<sup>2</sup>一層当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>使 用 機 械</th> <th>作 業 時 間</th> <th>記 号</th> </tr> <tr> <td>アスファルトフィニッシャによる敷均し</td> <td>0.5</td> <td rowspan="3">T<sub>F</sub></td> </tr> <tr> <td>ロードローラによる転圧</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラによる転圧</td> <td>0.5</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 表層を別途施工の場合は、「第IV編第1章②-1 アスファルト舗装工」による。 2. 一層当りとは、敷均し、転圧層数をいう。</p> <p>5-2 労務歩掛 道路打換え 100 m<sup>2</sup>当りの作業歩掛は5-1 の (1) ~ (4) までの使用する主機械の時間で次式による。 T' = { [(T<sub>H</sub>+T<sub>B2</sub>) 又は T<sub>B1</sub>] + T<sub>D</sub> × 層数 + T<sub>F</sub> × 層数 } × 0.66 (h/100 m<sup>2</sup>) 0.66: 一連作業のための重複度</p> <p>5-3 諸雑費 諸雑費は、瀝青材料費及び散布費用、加熱器具燃料費、チゼル損耗費 (大型ブレーカのみ)、道路縦横断方向のすりつけ作業等の費用であり、労務費、材料費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表5.5 諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">施工範囲</th> <th colspan="2">すりつけ作業の計上</th> </tr> <tr> <th>あ り</th> <th>な し</th> </tr> <tr> <td>全層打換えの場合</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>舗装版のみの打換えの場合</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> </table> <p>(注) 「全層打換え」とは下層路盤又は路床まで打換える場合とする。</p> <p style="text-align: center;">IV-3-④-5</p>	舗装版厚+路盤及び路床の掘削深さ	40 cm以下	40 cmを超え 80 cm以下	80 cmを超え 120 cm以下	記 号	組合せ機械					バックホウによる直接掘削・積込	2.0	3.3	4.7	T <sub>B1</sub>	大型ブレーカとりこわし後のバックホウ掘削・積込	2.1	2.8	3.5	T <sub>B2</sub>	使 用 機 械	作 業 時 間	記 号	ブルドーザによる敷均し	0.5	T <sub>D</sub>	ロードローラによる転圧	0.5	タイヤローラによる転圧	0.5	使 用 機 械	作 業 時 間	記 号	アスファルトフィニッシャによる敷均し	0.5	T <sub>F</sub>	ロードローラによる転圧	0.5	タイヤローラによる転圧	0.5	施工範囲	すりつけ作業の計上		あ り	な し	全層打換えの場合	6	2	舗装版のみの打換えの場合	8	2	<p>(2) 掘削・積込</p> <p style="text-align: center;">表5.2 掘削積込時間 (h/100 m<sup>2</sup>)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>舗装版厚+路盤及び路床の掘削深さ</th> <th>40 cm以下</th> <th>40 cmを超え 80 cm以下</th> <th>80 cmを超え 120 cm以下</th> <th>記 号</th> </tr> <tr> <td>組合せ機械</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウによる直接掘削・積込</td> <td>2.0</td> <td>3.3</td> <td>4.7</td> <td>T<sub>B1</sub></td> </tr> <tr> <td>大型ブレーカとりこわし後のバックホウ掘削・積込</td> <td>2.1</td> <td>2.8</td> <td>3.5</td> <td>T<sub>B2</sub></td> </tr> </table> <p>(3) 路床及び路盤の敷均し、転圧 (安定処理を含まず)</p> <p style="text-align: center;">表5.3 路床及び路盤の敷均し、転圧時間 (h/100 m<sup>2</sup>一層当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>使 用 機 械</th> <th colspan="2">作 業 時 間</th> <th rowspan="2">記 号</th> </tr> <tr> <th>総 施 工 量</th> <th>1,000m<sup>2</sup>未満</th> <th>1,000m<sup>2</sup>以上</th> </tr> <tr> <td>小型バックホウによる敷均し</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> <td rowspan="4">T<sub>D</sub></td> </tr> <tr> <td>振動ローラによる転圧</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラによる転圧</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラによる転圧</td> <td>0.7</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 安定処理は、(4) 舗装 (アスファルト層) で計上する。 2. 一層当りとは、敷均し、転圧層数をいう。 3. 不陸整正は、掘削後の路床・路盤面の整正を目的とし、補足材の有無にかかわらず一層分計上する。</p> <p>(4) 舗装 (アスファルト層・安定処理) 敷均し、転圧</p> <p style="text-align: center;">表5.4 舗装敷均し、転圧時間 (h/100 m<sup>2</sup>一層当り)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>使 用 機 械</th> <th colspan="2">作 業 時 間</th> <th rowspan="2">記 号</th> </tr> <tr> <th>総 施 工 量</th> <th>1,000m<sup>2</sup>未満</th> <th>1,000m<sup>2</sup>以上</th> </tr> <tr> <td>アスファルトフィニッシャによる敷均し</td> <td>0.9</td> <td>0.6</td> <td rowspan="4">T<sub>F</sub></td> </tr> <tr> <td>振動ローラによる転圧</td> <td>0.9</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラによる転圧</td> <td>0.9</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>タイヤローラによる転圧</td> <td>0.9</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 表層を別途施工の場合は、「第IV編第1章②-1 アスファルト舗装工」による。 2. 一層当りとは、敷均し、転圧層数をいう。</p> <p>5-2 労務歩掛 道路打換え 100 m<sup>2</sup>当りの作業歩掛は5-1 の (1) ~ (4) までの使用する主機械の時間で次式による。 T' = { [(T<sub>H</sub>+T<sub>B2</sub>) 又は T<sub>B1</sub>] + T<sub>D</sub> × 層数 + T<sub>F</sub> × 層数 } × 0.66 (h/100 m<sup>2</sup>) 0.66: 一連作業のための重複度</p> <p>5-3 諸雑費 諸雑費は、瀝青材料費及び散布費用、加熱器具燃料費、チゼル損耗費 (大型ブレーカのみ)、<b>道路縦横断方向</b>のすりつけ作業等の費用であり、労務費、材料費、機械損料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表5.5 諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">総施工量</th> <th rowspan="2">施工範囲</th> <th colspan="2">すりつけ作業の計上</th> </tr> <tr> <th>あ り</th> <th>な し</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000 m<sup>2</sup>未満</td> <td>全層打換えの場合</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>舗装版のみの打換えの場合</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000 m<sup>2</sup>以上</td> <td>全層打換えの場合</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>舗装版のみの打換えの場合</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(注) 「全層打換え」とは下層路盤又は路床まで打換える場合とする。</p> <p style="text-align: center;">IV-3-④-5</p>	舗装版厚+路盤及び路床の掘削深さ	40 cm以下	40 cmを超え 80 cm以下	80 cmを超え 120 cm以下	記 号	組合せ機械					バックホウによる直接掘削・積込	2.0	3.3	4.7	T <sub>B1</sub>	大型ブレーカとりこわし後のバックホウ掘削・積込	2.1	2.8	3.5	T <sub>B2</sub>	使 用 機 械	作 業 時 間		記 号	総 施 工 量	1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上	小型バックホウによる敷均し	0.7	0.6	T <sub>D</sub>	振動ローラによる転圧	0.7	0.6	タイヤローラによる転圧	0.7	0.6	タイヤローラによる転圧	0.7	0.6	使 用 機 械	作 業 時 間		記 号	総 施 工 量	1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上	アスファルトフィニッシャによる敷均し	0.9	0.6	T <sub>F</sub>	振動ローラによる転圧	0.9	0.6	タイヤローラによる転圧	0.9	0.6	タイヤローラによる転圧	0.9	0.6	総施工量	施工範囲	すりつけ作業の計上		あ り	な し	1,000 m <sup>2</sup> 未満	全層打換えの場合	6	2	舗装版のみの打換えの場合	8	3	1,000 m <sup>2</sup> 以上	全層打換えの場合	6	2	舗装版のみの打換えの場合	8	3	<p>歩掛改正による、使用機械、作業時間の変更</p> <p>歩掛改正による、使用機械、作業時間の変更</p> <p>( ) 書きの記載を別枠にして記載</p>
舗装版厚+路盤及び路床の掘削深さ	40 cm以下	40 cmを超え 80 cm以下	80 cmを超え 120 cm以下	記 号																																																																																																																																	
組合せ機械																																																																																																																																					
バックホウによる直接掘削・積込	2.0	3.3	4.7	T <sub>B1</sub>																																																																																																																																	
大型ブレーカとりこわし後のバックホウ掘削・積込	2.1	2.8	3.5	T <sub>B2</sub>																																																																																																																																	
使 用 機 械	作 業 時 間	記 号																																																																																																																																			
ブルドーザによる敷均し	0.5	T <sub>D</sub>																																																																																																																																			
ロードローラによる転圧	0.5																																																																																																																																				
タイヤローラによる転圧	0.5																																																																																																																																				
使 用 機 械	作 業 時 間	記 号																																																																																																																																			
アスファルトフィニッシャによる敷均し	0.5	T <sub>F</sub>																																																																																																																																			
ロードローラによる転圧	0.5																																																																																																																																				
タイヤローラによる転圧	0.5																																																																																																																																				
施工範囲	すりつけ作業の計上																																																																																																																																				
	あ り	な し																																																																																																																																			
全層打換えの場合	6	2																																																																																																																																			
舗装版のみの打換えの場合	8	2																																																																																																																																			
舗装版厚+路盤及び路床の掘削深さ	40 cm以下	40 cmを超え 80 cm以下	80 cmを超え 120 cm以下	記 号																																																																																																																																	
組合せ機械																																																																																																																																					
バックホウによる直接掘削・積込	2.0	3.3	4.7	T <sub>B1</sub>																																																																																																																																	
大型ブレーカとりこわし後のバックホウ掘削・積込	2.1	2.8	3.5	T <sub>B2</sub>																																																																																																																																	
使 用 機 械	作 業 時 間		記 号																																																																																																																																		
総 施 工 量	1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																																			
小型バックホウによる敷均し	0.7	0.6	T <sub>D</sub>																																																																																																																																		
振動ローラによる転圧	0.7	0.6																																																																																																																																			
タイヤローラによる転圧	0.7	0.6																																																																																																																																			
タイヤローラによる転圧	0.7	0.6																																																																																																																																			
使 用 機 械	作 業 時 間		記 号																																																																																																																																		
総 施 工 量	1,000m <sup>2</sup> 未満	1,000m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																																			
アスファルトフィニッシャによる敷均し	0.9	0.6	T <sub>F</sub>																																																																																																																																		
振動ローラによる転圧	0.9	0.6																																																																																																																																			
タイヤローラによる転圧	0.9	0.6																																																																																																																																			
タイヤローラによる転圧	0.9	0.6																																																																																																																																			
総施工量	施工範囲	すりつけ作業の計上																																																																																																																																			
		あ り	な し																																																																																																																																		
1,000 m <sup>2</sup> 未満	全層打換えの場合	6	2																																																																																																																																		
	舗装版のみの打換えの場合	8	3																																																																																																																																		
1,000 m <sup>2</sup> 以上	全層打換えの場合	6	2																																																																																																																																		
	舗装版のみの打換えの場合	8	3																																																																																																																																		

積算上の注意事項		(控え頁)	5/12
----------	--	-------	------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

5-4 道路打換え工事の供用日当り運転時間及び運転日当り運転時間  
道路打換え工で使用するアスファルトフィニッシャについては、次表の供用日当り運転時間（t）により  
損料補正を行う。

表5.6 供用日当り運転時間(t)及び運転日当り運転時間(T)

機 械 名	供用日当り運転時間 t (h/(供)日)		運転日当り運転時間 T (h/日) (注)	
	全層打換えの 場 合	舗装版のみの 打換えの場合	全層打換えの 場 合	舗装版のみの 打換えの場合
大 型 プ レ ー カ	-	-	1.8	1.9
コ ン ク リ ー ト 圧 砕 機	-	-	1.8	1.9
バ ッ ク ホ ウ	-	-	3.8	2.6
ブ ル ド ー ザ	-	-	2.9	2.1
タ イ ヤ ロ ー ラ	-	-	4.6	4.7
ロ ー ド ロ ー ラ	-	-	4.4	4.4
アスファルトフィニッシャ	1.8	2.2	2.2	2.7

(注) 1. 現場条件により、上表により難い場合は、別途考慮する。  
2. 運転時間 T は運転労務算出に用いる。

IV-3-④-5

5-4 道路打換え工事の供用日当り運転時間及び運転日当り運転時間  
道路打換え工で使用するアスファルトフィニッシャについては、次表の供用日当り運転時間（t）により  
損料補正を行う。

表5.6 供用日当り運転時間(t)及び運転日当り運転時間(T)

機 械 名	供用日当り運転時間 t (h/(供)日)		運転日当り運転時間 T (h/日) (注)	
	全層打換えの 場 合	舗装版のみの 打換えの場合	全層打換えの 場 合	舗装版のみの 打換えの場合
大 型 プ レ ー カ	-	-	1.8	1.9
コ ン ク リ ー ト 圧 砕 機	-	-	1.8	1.9
バ ッ ク ホ ウ	-	-	3.8	2.6
<u>小 型 バ ッ ク ホ ウ</u>	-	-	<u>3.2</u>	<u>2.3</u>
タ イ ヤ ロ ー ラ	-	-	4.6	<u>4.9</u>
<u>振 動 ロ ー ラ</u>	-	-	<u>4.6</u>	<u>4.8</u>
アスファルトフィニッシャ	<u>2.0</u>	<u>2.3</u>	2.2	2.7

(注) 1. 現場条件により、上表により難い場合は、別途考慮する。  
2. 運転時間 T は運転労務算出に用いる。

IV-3-④-6

②146

歩掛改正による、使用機械、作業時間の変更

積算上の注意事項		(控え頁) 6/12
----------	--	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

6. 単 価 表

(1) 100 m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
土木一般世話役		人		1×1/8×T' (注)1
特殊作業員		人		3×1/8×T' (注)1
普通作業員		人		4×1/8×T' (注)1
クラッシャラン		m <sup>2</sup>	A	100m <sup>2</sup> ×仕上り厚 ×(1+ロス率)=A, (注)2
粒度調整砕石		m <sup>2</sup>	B	100m <sup>2</sup> ×仕上り厚 ×(1+ロス率)=B, (注)2
生アスファルト		t	C	100m <sup>2</sup> ×仕上り厚×設計密度(t/m <sup>2</sup> ) ×(1+ロス率)=C, (注)3
大型ブレーカ運転	油圧ブレーカ バケット容量0.2m <sup>3</sup> 対応 ベースマシン含む	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4, (注)5
(コンクリート圧砕機ベースマシン)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4, (注)5
バックホウ運転	山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4, (注)5
コンクリート圧砕機損料	道路打換工用 破砕力600kN級 開口幅715mm	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4
バックホウ運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	日		(T <sub>B1</sub> 又はT <sub>B2</sub> )/T 表5.2, (注)5
ブルドーザ運転	普通・排出ガス対策型(第1次基準値) 3t級	日		T <sub>D</sub> /T×層数 表5.3, (注)5
タイヤローラ運転	排出ガス対策型(第1次基準値) 8~20t	日		T <sub>D</sub> ×層数+T <sub>F</sub> ×層数 表5.3, 表5.4
ロードローラ運転	マカダム 排出ガス対策型(第1次基準値) 10~12t	日		T <sub>D</sub> ×層数+T <sub>F</sub> ×層数 表5.3, 表5.4
アスファルトフィニッシャ運転	ホイール型 排出ガス対策型(第1次基準値) 2.0~4.5m	日		T <sub>F</sub> ×層数 表5.4
諸 雑 費		式	1	表5.5
計				

- (注)1. T' = [(T<sub>H</sub>+T<sub>B2</sub>)又はT<sub>B1</sub>]+T<sub>D</sub>×層数+T<sub>F</sub>×層数)×0.66 (h/100 m<sup>2</sup>)  
T' : 補助労務の労務歩掛  
T<sub>H</sub> : 大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機によるとりこわし作業時間 (h/100 m<sup>2</sup>)  
T<sub>B1</sub> : バックホウによる直接掘削積込作業時間 (h/100 m<sup>2</sup>)  
T<sub>B2</sub> : 大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機によるとりこわし後の、バックホウによる掘削積込作業時間 (h/100 m<sup>2</sup>)  
T<sub>D</sub> : 路床及び路盤の敷均し転圧作業時間 (h/100 m<sup>2</sup>)  
T<sub>F</sub> : 舗装の敷均し転圧作業時間 (h/100 m<sup>2</sup>)  
2. ロス率は、6(3)の(注)5による。  
3. ロス率は、「第IV編第3章①-2切削オーバーレイ工」表5.2アスファルト混合物のロス率による。  
4. 大型ブレーカ又はコンクリート圧砕機は、図3.1・表3.1により必要な場合のみ計上する。  
5. 騒音、振動対策を必要とする場合は、低騒音型建設機械を使用する。

IV-3-④-6

7. 単 価 表

(1) 100 m<sup>2</sup>当り単価表

名 称	規 格	単位	数量	摘 要
土木一般世話役		人		1×1/8×T' (注)1
特殊作業員		人		3×1/8×T' (注)1
普通作業員		人		4×1/8×T' (注)1
クラッシャラン		m <sup>2</sup>	A	100m <sup>2</sup> ×仕上り厚 ×(1+ロス率)=A, (注)2
粒度調整砕石		m <sup>2</sup>	B	100m <sup>2</sup> ×仕上り厚 ×(1+ロス率)=B, (注)2
生アスファルト		t	C	100m <sup>2</sup> ×仕上り厚×設計密度(t/m <sup>2</sup> ) ×(1+ロス率)=C, (注)3
大型ブレーカ運転	油圧ブレーカ バケット容量0.2m <sup>3</sup> 対応 ベースマシン含む	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4, (注)5 <u>機械賃料</u>
(コンクリート圧砕機ベースマシン)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4, (注)5 <u>機械賃料</u>
バックホウ運転	山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4, (注)5 <u>機械賃料</u>
コンクリート圧砕機損料	道路打換工用 破砕力600kN級 開口幅715mm	日		T <sub>H</sub> /T 表5.1, (注)4 <u>機械賃料</u>
バックホウ運転	標準型・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	日		(T <sub>B1</sub> 又はT <sub>B2</sub> )/T 表5.2, (注)5 <u>機械賃料</u>
小型バックホウ運転	標準型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.09~0.11m <sup>3</sup> (平積0.07~0.08m <sup>3</sup> )	日		T <sub>D</sub> /T×層数 表5.3, (注)5 <u>機械賃料</u>
タイヤローラ運転	普通型・排出ガス対策型(第2次基準値) 8~20t	日		(T <sub>D</sub> ×層数+T <sub>F</sub> ×層数)/T 表5.3, 表5.4 <u>機械賃料</u>
振動ローラ運転	搭乗・タンデム式 排出ガス対策型(第2次基準値) 3~5t	日		(T <sub>D</sub> ×層数+T <sub>F</sub> ×層数)/T 表5.3, 表5.4 <u>機械賃料</u>
アスファルトフィニッシャ運転	ホイール型 排出ガス対策型(第2次基準値) 2.0~4.5m	日		T <sub>F</sub> ×層数 表5.4 <u>機械賃料</u>
諸 雑 費		式	1	表5.5
計				

現行どおり

②147

IV-3-④-7

歩掛改正による、  
使用機械、作業時間の変更  
  
損料、賃料の別の明示

積算上の注意事項			(控え頁) 11/12
----------	--	--	----------------

改正理由	一部改正	改正	
		現行	

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バックホウ (クローラ型)	標準型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.45 m <sup>3</sup> (平積0.35 m <sup>3</sup> )	機-28	運転労務数量→0.95(全層打換え) 0.65(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →42(全層打換え) 29(舗装版のみ打換え) 賃料数量 →1.27(全層打換え) 1.24(舗装版のみ打換え)
大型ブレーカ	油圧ブレーカ バケット容量0.2 m <sup>3</sup> 対応 ベースマシン含む	機-28	運転労務数量→0.45(全層打換え) 0.48(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →13(全層打換え) 14(舗装版のみ打換え) 賃料数量 →1.29(全層打換え) 1.27(舗装版のみ打換え)
(コンクリート圧砕機 ベースマシン) バックホウ	バックホウ(クローラ型) 標準型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.45 m <sup>3</sup> (平積0.35 m <sup>3</sup> )	機-28	運転労務数量→0.45(全層打換え) 0.48(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →20(全層打換え) 21(舗装版のみ打換え) 賃料数量 →1.38(全層打換え) 1.36(舗装版のみ打換え)
ブルドーザ	普通 排出ガス対策型(第1次基準値) 3t級	機-28	運転労務数量→0.73(全層打換え) 0.53(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →15(全層打換え) 11(舗装版のみ打換え) 賃料数量 →1.16(全層打換え) 1.17(舗装版のみ打換え)
タイヤローラ	排出ガス対策型(第1次基準値) 8~20t	機-1	運転労務数量→0.22(全層打換え) 0.21(舗装版のみ打換え)
ロードローラ	マカダム 排出ガス対策型(第1次基準値) 10~12t	機-1	運転労務数量→0.23
アスファルト フィニッシャ	ホイール型 排出ガス対策型(第1次基準値) 2.0~4.5m	機-1	運転労務数量→0.25

IV-3-④-7

(2) 機械運転単価表

機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
バックホウ (クローラ型)	標準型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.45 m <sup>3</sup> (平積0.35 m <sup>3</sup> )	機-28	運転労務数量→0.95(全層打換え) 0.65(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →42(全層打換え) 29(舗装版のみ打換え) <u>機械賃料数量→1.27(全層打換え)</u> 1.24(舗装版のみ打換え)
大型ブレーカ	油圧ブレーカ バケット容量0.2 m <sup>3</sup> 対応 ベースマシン含む	機-28	運転労務数量→0.45(全層打換え) 0.48(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →13(全層打換え) 14(舗装版のみ打換え) <u>機械賃料数量→1.29(全層打換え)</u> 1.27(舗装版のみ打換え)
(コンクリート圧砕機 ベースマシン) バックホウ	バックホウ(クローラ型) 標準型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.45 m <sup>3</sup> (平積0.35 m <sup>3</sup> )	機-28	運転労務数量→0.45(全層打換え) 0.48(舗装版のみ打換え) 燃料消費量 →20(全層打換え) 21(舗装版のみ打換え) <u>機械賃料数量→1.38(全層打換え)</u> 1.36(舗装版のみ打換え)
小型バックホウ	<u>標準型・超低騒音型</u> <u>排出ガス対策型</u> <u>(第3次基準値)</u> <u>山積0.09~0.11m<sup>3</sup>(平積0.07~</u> <u>0.08m<sup>3</sup>)</u>	<u>機-18</u>	<u>運転労務数量→0.80(全層打換え)</u> <u>0.58(舗装版のみ打換え)</u> <u>燃料消費量 →11(全層打換え)</u> <u>8(舗装版のみ打換え)</u> <u>機械賃料数量 →1.37(全層打換え)</u> <u>1.13(舗装版のみ打換え)</u>
タイヤローラ	<u>普通型</u> <u>排出ガス対策型(第2次基準値)</u> 8~20t	<u>機-28</u>	<u>運転労務数量→1.00(全層打換え)</u> <u>1.00(舗装版のみ打換え)</u> <u>燃料消費量 →33(全層打換え)</u> <u>35(舗装版のみ打換え)</u> <u>機械賃料数量→1.34(全層打換え)</u> <u>1.34(舗装版のみ打換え)</u>
振動ローラ	<u>搭乗型・タンデム式</u> <u>排出ガス対策型</u> <u>(第2次基準値)</u> <u>3~5t</u>	<u>機-28</u>	<u>運転労務数量→1.00(全層打換え)</u> <u>1.00(舗装版のみ打換え)</u> <u>燃料消費量 →15(全層打換え)</u> <u>15(舗装版のみ打換え)</u> <u>機械賃料数量→1.34(全層打換え)</u> <u>1.34(舗装版のみ打換え)</u>
アスファルト フィニッシャ	ホイール型 排出ガス対策型(第2次基準値) 2.0~4.5m	機-1	運転労務数量→0.25

IV-3-④-8

歩掛改訂による、規格の変更

歩掛改正による、使用機械、指定事項の変更

②148

積算上の注意事項			(控え頁) 12/12
----------	--	--	----------------

工 種	欠損部補修工
-----	--------

改正理由	一部改正	改正 現行																						
現	行	改	正																					
			備 考																					
		<p><del>3-2 諸雑費</del></p> <p style="text-align: center;"><del>表3.2 諸雑费率 (%)</del></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;"><del>使 用 条 件</del></th> <th style="text-align: center;"><del>日施工量 5t未満</del></th> <th style="text-align: center;"><del>日施工量 5t以上</del></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><del>アスファルト混合物(加熱型)</del></td> <td style="text-align: center;"><del>車道・歩道</del></td> <td style="text-align: center;"><del>6</del></td> <td style="text-align: center;"><del>8</del></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><del>アスファルト混合物(常温型)</del></td> <td style="text-align: center;"><del>車道・歩道</del></td> <td colspan="2" style="text-align: center;"><del>5</del></td> </tr> </tbody> </table> <p><del>(注) 瀝青材、舗装用石灰粉、プロパンガス、コテ、レーキ、バーナ、振動ローラ損料、振動コンパクタ損料、燃料費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</del></p>	<del>使 用 条 件</del>		<del>日施工量 5t未満</del>	<del>日施工量 5t以上</del>	<del>アスファルト混合物(加熱型)</del>	<del>車道・歩道</del>	<del>6</del>	<del>8</del>	<del>アスファルト混合物(常温型)</del>	<del>車道・歩道</del>	<del>5</del>		レイアウト変更 削除									
<del>使 用 条 件</del>		<del>日施工量 5t未満</del>	<del>日施工量 5t以上</del>																					
<del>アスファルト混合物(加熱型)</del>	<del>車道・歩道</del>	<del>6</del>	<del>8</del>																					
<del>アスファルト混合物(常温型)</del>	<del>車道・歩道</del>	<del>5</del>																						
		<p>3-2 常温合材補修歩掛</p> <p>常温合材による欠損部補修工の歩掛は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表3.2 常温合材補修工歩掛 (1t当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">規 格</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th>日施工量</th> </tr> <tr> <th>0.3t未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td></td> <td>%</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 諸雑費は、コテ、レーキ、スコップ、ホウキ、バーナ、振動コンパクタ賃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p>	名 称	規 格	単 位	日施工量	0.3t未満	土木一般世話役		人	3.3	特殊作業員		〃	3.3	普通作業員		〃	4.9	諸 雑 費 率		%	1	施工歩掛の追加
名 称	規 格	単 位				日施工量																		
			0.3t未満																					
土木一般世話役		人	3.3																					
特殊作業員		〃	3.3																					
普通作業員		〃	4.9																					
諸 雑 費 率		%	1																					
	IV-3-22-2	271	IV-3-22-1																					
積算上の注意事項			(控え頁) 2/4																					

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																							
現	行	改	正																																																																																																																																						
備 考																																																																																																																																									
<p>5. 単 価 表</p> <p>(1) 欠損部補修工1 t 当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">コード番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">S4600</td> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇アスファルト 混 合 物</td> <td></td> <td>t</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				コード番号	S4600		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表 3.1	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	〇〇〇アスファルト 混 合 物		t			諸 雑 費		式	1	表 3.2	計					<p>5. 単 価 表</p> <p>(1) <u>加熱合材欠損部</u>補修工1 t 当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">コード番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">S4600</td> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.1</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>振 動 ロ ー ラ ( 舗 装 用 )</td> <td><u>搭乗・コンバインド式</u> <u>排出ガス対策型 (第2次基準値)</u> <u>2.4~2.5t</u></td> <td style="text-align: center;"><u>日</u></td> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>〃</u> <u>機械賃料</u></td> </tr> <tr> <td><del>〇〇〇</del>アスファルト 混 合 物</td> <td><u>加熱型</u></td> <td>t</td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td><u>表 3.1 表 2.3</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 常温合材補修工1 t 当り単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">コード番号</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">S4601</td> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>アスファルト 混 合 物</td> <td>常温型</td> <td>t</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>表 3.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 機械運転単価表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> <tr> <td>振 動 ロ ー ラ ( 舗 装 用 )</td> <td><u>搭乗・コンバインド式</u> <u>排出ガス対策型 (第2次基準値)</u> <u>2.4~2.5t</u></td> <td style="text-align: center;">機-28</td> <td>運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 9 機械賃料数量→ 1.40</td> </tr> </table>				コード番号	S4600		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表 3.1	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	振 動 ロ ー ラ ( 舗 装 用 )	<u>搭乗・コンバインド式</u> <u>排出ガス対策型 (第2次基準値)</u> <u>2.4~2.5t</u>	<u>日</u>		<u>〃</u> <u>機械賃料</u>	<del>〇〇〇</del> アスファルト 混 合 物	<u>加熱型</u>	t	<u>1</u>		諸 雑 費		式	1	<u>表 3.1 表 2.3</u>	計							コード番号	S4601		名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	土木一般世話役		人		表 3.2	特殊作業員		〃		〃	普通作業員		〃		〃	アスファルト 混 合 物	常温型	t	1		諸 雑 費		式	1	表 3.2	計					機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	振 動 ロ ー ラ ( 舗 装 用 )	<u>搭乗・コンバインド式</u> <u>排出ガス対策型 (第2次基準値)</u> <u>2.4~2.5t</u>	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 9 機械賃料数量→ 1.40	<p>単価表の変更</p> <p>単価表の追加</p> <p>単価表の追加</p>
		コード番号	S4600																																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																					
土木一般世話役		人		表 3.1																																																																																																																																					
特殊作業員		〃		〃																																																																																																																																					
普通作業員		〃		〃																																																																																																																																					
〇〇〇アスファルト 混 合 物		t																																																																																																																																							
諸 雑 費		式	1	表 3.2																																																																																																																																					
計																																																																																																																																									
		コード番号	S4600																																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																					
土木一般世話役		人		表 3.1																																																																																																																																					
特殊作業員		〃		〃																																																																																																																																					
普通作業員		〃		〃																																																																																																																																					
振 動 ロ ー ラ ( 舗 装 用 )	<u>搭乗・コンバインド式</u> <u>排出ガス対策型 (第2次基準値)</u> <u>2.4~2.5t</u>	<u>日</u>		<u>〃</u> <u>機械賃料</u>																																																																																																																																					
<del>〇〇〇</del> アスファルト 混 合 物	<u>加熱型</u>	t	<u>1</u>																																																																																																																																						
諸 雑 費		式	1	<u>表 3.1 表 2.3</u>																																																																																																																																					
計																																																																																																																																									
		コード番号	S4601																																																																																																																																						
名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要																																																																																																																																					
土木一般世話役		人		表 3.2																																																																																																																																					
特殊作業員		〃		〃																																																																																																																																					
普通作業員		〃		〃																																																																																																																																					
アスファルト 混 合 物	常温型	t	1																																																																																																																																						
諸 雑 費		式	1	表 3.2																																																																																																																																					
計																																																																																																																																									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																																																																																																																																						
振 動 ロ ー ラ ( 舗 装 用 )	<u>搭乗・コンバインド式</u> <u>排出ガス対策型 (第2次基準値)</u> <u>2.4~2.5t</u>	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 9 機械賃料数量→ 1.40																																																																																																																																						
IV-3-②-1		IV-3-22-2	② 272																																																																																																																																						
積算上の注意事項			(控え頁) 4/4																																																																																																																																						

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																			
現	行	改	正																																			
<p>5-2 輸送費 輸送費の積算は、各橋種毎に表5.1鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算するものとする。</p> <table border="1" style="border: 2px solid red; margin: 10px auto;"> <caption>表5.1 鋼橋工場製作輸送費（沖縄を除く）</caption> <thead> <tr> <th>橋 種</th> <th>輸送単価（円/t）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鈹桁（鋼床版鈹桁を除く）</td><td><math>Y = 23.92X + 4,710</math></td></tr> <tr><td>鈹桁（鋼床版鈹桁のみ）</td><td><math>Y = 15.96X + 8,791</math></td></tr> <tr><td>箱桁（鋼床版箱桁を除く）</td><td><math>Y = 18.11X + 6,447</math></td></tr> <tr><td>箱桁（鋼床版箱桁のみ）</td><td><math>Y = 13.24X + 12,038</math></td></tr> <tr><td>トラス、アーチ、ラーメン</td><td><math>Y = 14.98X + 7,441</math></td></tr> <tr><td>橋脚</td><td><math>Y = 24.01X + 4,496</math></td></tr> <tr><td>アンカーフレーム</td><td><math>Y = 10.72X + 9,086</math></td></tr> <tr><td>横断歩道橋</td><td><math>Y = 46.01X + 10,421</math></td></tr> </tbody> </table> <p>Y：輸送単価（円/t） X：運搬距離（km）</p> <p style="text-align: right;">IV-7-①-14</p>	橋 種	輸送単価（円/t）	鈹桁（鋼床版鈹桁を除く）	$Y = 23.92X + 4,710$	鈹桁（鋼床版鈹桁のみ）	$Y = 15.96X + 8,791$	箱桁（鋼床版箱桁を除く）	$Y = 18.11X + 6,447$	箱桁（鋼床版箱桁のみ）	$Y = 13.24X + 12,038$	トラス、アーチ、ラーメン	$Y = 14.98X + 7,441$	橋脚	$Y = 24.01X + 4,496$	アンカーフレーム	$Y = 10.72X + 9,086$	横断歩道橋	$Y = 46.01X + 10,421$	<p>5-2 輸送費 輸送費の積算は、各橋種毎に表5.1鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算するものとする。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>表5.1 鋼橋工場製作輸送費（沖縄を除く）</caption> <thead> <tr> <th>橋 種</th> <th>輸送単価（円/t）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鈹桁（鋼床版鈹桁を除く）</td><td><math>Y = 24.04X + 6,413</math></td></tr> <tr><td>鈹桁（鋼床版鈹桁のみ）</td><td><math>Y = 15.96X + 8,791</math></td></tr> <tr><td>箱桁（鋼床版箱桁を除く）</td><td><math>Y = 20.01X + 7,012</math></td></tr> <tr><td>箱桁（鋼床版箱桁のみ）</td><td><math>Y = 13.24X + 12,038</math></td></tr> <tr><td>トラス、アーチ、ラーメン</td><td><math>Y = 14.98X + 7,441</math></td></tr> <tr><td>橋脚</td><td><math>Y = 24.01X + 4,496</math></td></tr> <tr><td>アンカーフレーム</td><td><math>Y = 10.72X + 9,086</math></td></tr> <tr><td>横断歩道橋</td><td><math>Y = 60.23X + 9,723</math></td></tr> </tbody> </table> <p>Y：輸送単価（円/t） X：運搬距離（km）</p> <p style="text-align: right;">IV-7-①-1</p>	橋 種	輸送単価（円/t）	鈹桁（鋼床版鈹桁を除く）	$Y = 24.04X + 6,413$	鈹桁（鋼床版鈹桁のみ）	$Y = 15.96X + 8,791$	箱桁（鋼床版箱桁を除く）	$Y = 20.01X + 7,012$	箱桁（鋼床版箱桁のみ）	$Y = 13.24X + 12,038$	トラス、アーチ、ラーメン	$Y = 14.98X + 7,441$	橋脚	$Y = 24.01X + 4,496$	アンカーフレーム	$Y = 10.72X + 9,086$	横断歩道橋	$Y = 60.23X + 9,723$	<p>実態調査に基づく改定</p>
橋 種	輸送単価（円/t）																																					
鈹桁（鋼床版鈹桁を除く）	$Y = 23.92X + 4,710$																																					
鈹桁（鋼床版鈹桁のみ）	$Y = 15.96X + 8,791$																																					
箱桁（鋼床版箱桁を除く）	$Y = 18.11X + 6,447$																																					
箱桁（鋼床版箱桁のみ）	$Y = 13.24X + 12,038$																																					
トラス、アーチ、ラーメン	$Y = 14.98X + 7,441$																																					
橋脚	$Y = 24.01X + 4,496$																																					
アンカーフレーム	$Y = 10.72X + 9,086$																																					
横断歩道橋	$Y = 46.01X + 10,421$																																					
橋 種	輸送単価（円/t）																																					
鈹桁（鋼床版鈹桁を除く）	$Y = 24.04X + 6,413$																																					
鈹桁（鋼床版鈹桁のみ）	$Y = 15.96X + 8,791$																																					
箱桁（鋼床版箱桁を除く）	$Y = 20.01X + 7,012$																																					
箱桁（鋼床版箱桁のみ）	$Y = 13.24X + 12,038$																																					
トラス、アーチ、ラーメン	$Y = 14.98X + 7,441$																																					
橋脚	$Y = 24.01X + 4,496$																																					
アンカーフレーム	$Y = 10.72X + 9,086$																																					
横断歩道橋	$Y = 60.23X + 9,723$																																					
積算上の注意事項			(控え頁) 3/13																																			

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																																		
	<p style="text-align: center;">現 行</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>② 区 画 線 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。</p> <p>(2) 設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) コンクリート舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去。</p> <p>3) 溶融式（手動）のうち、非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。</p> <p>4) 区画線消去（ウォータージェット式）のうち、1工事の施工規模が100m未満の場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> </div> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">作 業</th> <th rowspan="2">機 器</th> <th rowspan="2">材 料</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区 画 線 設 置 (溶融式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">作 業</td> <td rowspan="2">路 面 清 掃</td> <td rowspan="2">プ ラ イ マ ー 塗 布 ・ 養 生</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>塗 料 塗 布 ・ 養 生</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費(プライマー、プロパンガス、雑器具等)を含む。 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">作 業</th> <th rowspan="2">機 器</th> <th rowspan="2">材 料</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区 画 線 設 置 (ペイント式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">作 業</td> <td rowspan="2">路 面 清 掃</td> <td rowspan="2">塗 料 塗 布 ・ 養 生</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費(雑器具等)を含む。 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">消 去</th> <th rowspan="2">機 器</th> <th rowspan="2">材 料</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区 画 線 消 去 (削り取り式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">消 去</td> <td rowspan="2">路 面 清 掃</td> <td rowspan="2">廃 材 運 搬</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>廃 材 処 分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 2. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。 3. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。 4. 排水性舗装には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-②-1</p>	工 種	市場単価			作 業	機 器	材 料	機	労	材	区 画 線 設 置 (溶融式)	○	○	○	作 業	路 面 清 掃	プ ラ イ マ ー 塗 布 ・ 養 生					塗 料 塗 布 ・ 養 生	工 種	市場単価			作 業	機 器	材 料	機	労	材	区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	○	作 業	路 面 清 掃	塗 料 塗 布 ・ 養 生						工 種	市場単価			消 去	機 器	材 料	機	労	材	区 画 線 消 去 (削り取り式)	○	○	○	消 去	路 面 清 掃	廃 材 運 搬					廃 材 処 分	<p style="text-align: center;">改 正</p> <p style="text-align: center;">現 行</p> <p>② 区 画 線 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。</p> <p>(2) 設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p><u>2) 設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合。(ただし、北海道特殊規格において一部適用可)</u></p> <p><u>3) コンクリート舗装の上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。</u></p> <p><u>4) 溶融式（手動）のうち、非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。</u></p> <p><u>5) 区画線消去（ウォータージェット式）のうち、1工事の施工規模が100m未満の場合。</u></p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: center;">現行通り</p> <p style="text-align: center;">VI-1-②-1</p> <p style="text-align: right;">②816</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p>適用範囲を明確化 1式価格導入による 摘要範囲の変更</p>
工 種	市場単価			作 業	機 器				材 料																																																												
	機	労	材																																																																		
区 画 線 設 置 (溶融式)	○	○	○	作 業	路 面 清 掃	プ ラ イ マ ー 塗 布 ・ 養 生																																																															
							塗 料 塗 布 ・ 養 生																																																														
工 種	市場単価			作 業	機 器	材 料																																																															
	機	労	材																																																																		
区 画 線 設 置 (ペイント式)	○	○	○	作 業	路 面 清 掃	塗 料 塗 布 ・ 養 生																																																															
工 種	市場単価			消 去	機 器	材 料																																																															
	機	労	材																																																																		
区 画 線 消 去 (削り取り式)	○	○	○	消 去	路 面 清 掃	廃 材 運 搬																																																															
							廃 材 処 分																																																														
積算上の注意事項			(控え頁) 1/6																																																																		

改正理由	一部改正	改正 — 現行																																																																							
現 行	改 正		備 考																																																																						
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区画線消去 (ウォータージェット式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。 3. 1工事の施工規模が100m未満の場合には適用出来ない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 区画線工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.1 区画線設置(溶融式・手動)</b></p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">実 線・ゼブラ</td> <td>15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">破 線</td> <td>15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>20cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>30cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>45cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>矢印・記号・文字</td> <td>15cm換算</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 塗布厚は1.5mmとする。 2. 線色は白色又は黄色とする。 3. 破線は塗布延長とする。 4. 矢印・記号・文字は所要材料換算長とし、溶融式に限り適用出来る。また、自転車マークのように構成する線幅が10cm未満の矢印・記号・文字及び、シール等の貼り付け式には適用出来ない。</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.2 区画線設置(ペイント式・車載式)</b></p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">溶剤型</td> <td rowspan="2">実 線</td> <td>加熱式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>常温式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">破 線</td> <td>加熱式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>常温式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">水性型</td> <td rowspan="2">実 線</td> <td>加熱式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>常温式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">破 線</td> <td>加熱式15cm</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>常温式15cm</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 線色は白色又は黄色とする。 2. 破線は塗布延長とする。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-②-2</p> </div> <div style="width: 45%;"> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>区画線消去 (ウォータージェット式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 2. 消去後に発生した汚泥の処理・処分費は別途計上する。 <u>3. 1工事の施工規模が100m未満の場合には適用出来ない。</u></p> <p style="text-align: center;">現行通り</p> <p style="text-align: center;">VI-1-②-2</p> </div> </div>		工 種	市場単価			機	労	材	区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/	規格・仕様		単位	実 線・ゼブラ	15cm	m	20cm	m	30cm	m	45cm	m	破 線	15cm	m	20cm	m	30cm	m	45cm	m	矢印・記号・文字	15cm換算	m	規格・仕様		単位	溶剤型	実 線	加熱式15cm	m	常温式15cm	m	破 線	加熱式15cm	m	常温式15cm	m	水性型	実 線	加熱式15cm	m	常温式15cm	m	破 線	加熱式15cm	m	常温式15cm	m	工 種	市場単価			機	労	材	区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/	<p>1式価格導入による摘要範囲の変更</p>
工 種	市場単価																																																																								
	機	労	材																																																																						
区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/																																																																						
規格・仕様		単位																																																																							
実 線・ゼブラ	15cm	m																																																																							
	20cm	m																																																																							
	30cm	m																																																																							
	45cm	m																																																																							
破 線	15cm	m																																																																							
	20cm	m																																																																							
	30cm	m																																																																							
	45cm	m																																																																							
矢印・記号・文字	15cm換算	m																																																																							
規格・仕様		単位																																																																							
溶剤型	実 線	加熱式15cm	m																																																																						
		常温式15cm	m																																																																						
	破 線	加熱式15cm	m																																																																						
		常温式15cm	m																																																																						
水性型	実 線	加熱式15cm	m																																																																						
		常温式15cm	m																																																																						
	破 線	加熱式15cm	m																																																																						
		常温式15cm	m																																																																						
工 種	市場単価																																																																								
	機	労	材																																																																						
区画線消去 (ウォータージェット式)	○	○	/																																																																						
積算上の注意事項			(控え頁) 2/6																																																																						

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考																																																																																																																																																																																												
現	行	改 正	備 考																																																																																																																																																																																												
<p style="text-align: center;">表2.3 区画線消去</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削り取り式</td> <td>15cm換算 m</td> </tr> <tr> <td>ウォータージェット式</td> <td>15cm換算 m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削り取り式を標準とする。 2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。</p> <p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>記号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td>標準</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td rowspan="3">全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>S<sub>1</sub></td> </tr> <tr> <td>S<sub>2</sub> S<sub>3</sub></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td rowspan="6">対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> </tr> <tr> <td>塗布厚1.0mmの場合</td> <td>K<sub>3</sub></td> </tr> <tr> <td>排水性舗装に施工する場合</td> <td>K<sub>4</sub></td> </tr> <tr> <td>未供用区間の場合</td> <td>K<sub>5</sub></td> </tr> <tr> <td>ペイント式の区間線を消去する場合</td> <td>K<sub>6</sub></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.5 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">区画線設置</th> <th colspan="2">区画線消去</th> </tr> <tr> <th>溶解式</th> <th>ペイント式</th> <th>削り取り式</th> <th>ウォータージェット式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">加算率</td> <td rowspan="4">施工規模</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>(500m以上) 0%</td> <td>(2,000m以上) 0%</td> <td>(600m以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>1</sub></td> <td>(100m以上500m未満) 30%</td> <td>(500m以上2,000m未満) 15%</td> <td>(300m以上600m未満) 40%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>2</sub></td> <td>(50m以上100m未満) 100%</td> <td>(200m以上500m未満) 30%</td> <td>(300m未満) 100%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>3</sub></td> <td>(50m未満) 150%</td> <td>(200m未満) 60%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.3</td> <td>1.15</td> <td>-</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.35</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>塗布厚1.0mmの場合</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>0.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>排水性舗装に施工する場合</td> <td>K<sub>4</sub></td> <td>1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未供用区間の場合</td> <td>K<sub>5</sub></td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ペイント式の区間線を消去する場合</td> <td>K<sub>6</sub></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>), (S<sub>2</sub>) 又は (S<sub>3</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 区画線設置の施工規模は、溶解式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。 ただし、ペイント式(車載式)で、切削オーバーレイ工の完了待ちなどにより、1日当りの施工数量が標</p>		規 格 ・ 仕 様	単 位	削り取り式	15cm換算 m	ウォータージェット式	15cm換算 m	規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備 考	加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量	施工規模	S <sub>1</sub>	S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量	夜間作業	K <sub>2</sub>	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>	区 分	記号	区画線設置		区画線消去		溶解式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式	加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	(600m以上) 0%	S <sub>1</sub>	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	(300m以上600m未満) 40%	S <sub>2</sub>	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	(300m未満) 100%	S <sub>3</sub>	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	-	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.3	1.15	-	1.3	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.2	1.1	1.35	1.25	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>	0.9	-	-	-	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>	1.2	-	-	-	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>	0.9	0.9	-	-	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>	-	-	-	0.85	<p style="text-align: center;">表2.4 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>記号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td>標準</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td rowspan="3">全体数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>S<sub>1</sub></td> </tr> <tr> <td>S<sub>2</sub> S<sub>3</sub></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td rowspan="6">対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> </tr> <tr> <td>塗布厚1.0mmの場合</td> <td>K<sub>3</sub></td> </tr> <tr> <td>排水性舗装に施工する場合</td> <td>K<sub>4</sub></td> </tr> <tr> <td>未供用区間の場合</td> <td>K<sub>5</sub></td> </tr> <tr> <td>ペイント式の区間線を消去する場合</td> <td>K<sub>6</sub></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.5 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">区画線設置</th> <th colspan="2">区画線消去</th> </tr> <tr> <th>溶解式</th> <th>ペイント式</th> <th>削り取り式</th> <th>ウォータージェット式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">加算率</td> <td rowspan="4">施工規模</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>(500m以上) 0%</td> <td>(2,000m以上) 0%</td> <td>(600m以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>1</sub></td> <td>(100m以上500m未満) 30%</td> <td>(500m以上2,000m未満) 15%</td> <td>(300m以上600m未満) 40%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>2</sub></td> <td>(50m以上100m未満) 100%</td> <td>(200m以上500m未満) 30%</td> <td>(300m未満) 100%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>3</sub></td> <td>(50m未満) 150%</td> <td>(200m未満) 60%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.3</td> <td>1.15</td> <td>-</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.2</td> <td>1.1</td> <td>1.35</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>塗布厚1.0mmの場合</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>0.9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>排水性舗装に施工する場合</td> <td>K<sub>4</sub></td> <td>1.2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未供用区間の場合</td> <td>K<sub>5</sub></td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ペイント式の区間線を消去する場合</td> <td>K<sub>6</sub></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>), (S<sub>2</sub>) 又は (S<sub>3</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。なお、区画線消去(ウォータージェット式)で一式価格を適用する場合も、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) は適用しない。 2. 区画線設置の施工規模は、溶解式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。</p>		規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備 考	加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量	施工規模	S <sub>1</sub>	S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量	夜間作業	K <sub>2</sub>	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>	区 分	記号	区画線設置		区画線消去		溶解式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式	加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	(600m以上) 0%	S <sub>1</sub>	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	(300m以上600m未満) 40%	S <sub>2</sub>	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	(300m未満) 100%	S <sub>3</sub>	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	-	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.3	1.15	-	1.3	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.2	1.1	1.35	1.25	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>	0.9	-	-	-	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>	1.2	-	-	-	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>	0.9	0.9	-	-	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>	-	-	-	0.85	現 行 通 り	<p>少量施工の1式価格導入</p> <p>少量施工の1式価格導入</p> <p>少量施工の1式価格導入</p>
規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																																																																																																																																														
削り取り式	15cm換算 m																																																																																																																																																																																														
ウォータージェット式	15cm換算 m																																																																																																																																																																																														
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備 考																																																																																																																																																																																												
加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量																																																																																																																																																																																												
	施工規模	S <sub>1</sub>																																																																																																																																																																																													
		S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>																																																																																																																																																																																													
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量																																																																																																																																																																																												
	夜間作業	K <sub>2</sub>																																																																																																																																																																																													
	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>																																																																																																																																																																																													
	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>																																																																																																																																																																																													
	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>																																																																																																																																																																																													
	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>																																																																																																																																																																																													
区 分	記号	区画線設置		区画線消去																																																																																																																																																																																											
		溶解式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式																																																																																																																																																																																										
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	(600m以上) 0%																																																																																																																																																																																										
		S <sub>1</sub>	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	(300m以上600m未満) 40%																																																																																																																																																																																										
		S <sub>2</sub>	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	(300m未満) 100%																																																																																																																																																																																										
		S <sub>3</sub>	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	-																																																																																																																																																																																										
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.3	1.15	-	1.3																																																																																																																																																																																									
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.2	1.1	1.35	1.25																																																																																																																																																																																									
	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>	0.9	-	-	-																																																																																																																																																																																									
	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>	1.2	-	-	-																																																																																																																																																																																									
	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>	0.9	0.9	-	-																																																																																																																																																																																									
	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>	-	-	-	0.85																																																																																																																																																																																									
規 格 ・ 仕 様	適 用 基 準	記号	備 考																																																																																																																																																																																												
加算率	標準	S <sub>0</sub>	全体数量																																																																																																																																																																																												
	施工規模	S <sub>1</sub>																																																																																																																																																																																													
		S <sub>2</sub> S <sub>3</sub>																																																																																																																																																																																													
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	対象数量																																																																																																																																																																																												
	夜間作業	K <sub>2</sub>																																																																																																																																																																																													
	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>																																																																																																																																																																																													
	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>																																																																																																																																																																																													
	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>																																																																																																																																																																																													
	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>																																																																																																																																																																																													
区 分	記号	区画線設置		区画線消去																																																																																																																																																																																											
		溶解式	ペイント式	削り取り式	ウォータージェット式																																																																																																																																																																																										
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	(600m以上) 0%																																																																																																																																																																																										
		S <sub>1</sub>	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	(300m以上600m未満) 40%																																																																																																																																																																																										
		S <sub>2</sub>	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	(300m未満) 100%																																																																																																																																																																																										
		S <sub>3</sub>	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	-																																																																																																																																																																																										
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.3	1.15	-	1.3																																																																																																																																																																																									
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.2	1.1	1.35	1.25																																																																																																																																																																																									
	塗布厚1.0mmの場合	K <sub>3</sub>	0.9	-	-	-																																																																																																																																																																																									
	排水性舗装に施工する場合	K <sub>4</sub>	1.2	-	-	-																																																																																																																																																																																									
	未供用区間の場合	K <sub>5</sub>	0.9	0.9	-	-																																																																																																																																																																																									
	ペイント式の区間線を消去する場合	K <sub>6</sub>	-	-	-	0.85																																																																																																																																																																																									
VI-1-②-3		VI-1-②-3	②818																																																																																																																																																																																												
積算上の注意事項			(控え頁) 3/6																																																																																																																																																																																												

改正理由	一部改正	改正 — 現行																	
現	行	改	正																
		備 考																	
<p>準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>3. 区画線消去（ウォータージェット式）の施工規模は1工事の全体数量で判定する。ただし、交通規制等の制約により、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数（<math>K_4</math>）は、溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。</p> <p>5. ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p>		<p>ただし、ペイント式（車載式）で、切削オーバーレイ工の完了待ちなどにより、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>3. 区画線消去（ウォータージェット式）の施工規模は1工事の全体数量で判定する。ただし、交通規制等の制約により、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数（<math>K_4</math>）は、溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p> <p>5. ペイント式の区画線を消去する場合の補正係数（<math>K_5</math>）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p><del>5. ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</del></p>																	
<p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量</p> <p>（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> or S<sub>3</sub>/100）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×……×K<sub>n</sub>）</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p>		<p>2-4 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費＝設計単価（注1）×設計数量</p> <p>（注1）設計単価＝標準の市場単価×（1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> or S<sub>3</sub>/100）×（K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×……×K<sub>n</sub>）</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p>																	
表3.1		表3.1																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事</td> </tr> <tr> <td>交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td>未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事	交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事
区 分	工 事 種 別																		
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事																		
	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事																		
	交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事																		
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事																		
区 分	工 事 種 別																		
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事																		
	現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事																		
	交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事																		
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事																		
<p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。</p>		<p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。</p>																	
<p>(3) 溶融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。</p> <p>(4) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。</p> <p>所要材料換算長(m)＝設計数量（塗布面積(m<sup>2</sup>))÷0.15×1.20（重複施工ロス分）</p>		<p>(3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。</p> <p>(4) コンクリート舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様が同じであれば、適用出来る。</p> <p>(5) 溶融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。</p> <p>(6) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。</p> <p>所要材料換算長(m)＝設計数量（塗布面積(m<sup>2</sup>))÷0.15×1.20（重複施工ロス分）</p>																	
<p>(5) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後の施工を標準とする。</p> <p>(6) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>		<p>ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。</p> <p>(7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は適用出来ない。</p> <p>(8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後の施工を標準とする。</p> <p>(9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>																	
VI-1-②-4		②819																	
VI-1-②-4		VI-1-②-4																	
積算上の注意事項		(控え頁)																	
		4/6																	

工 種	防護柵設置工(ガードレール)
-----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																											
現	行	改 正	備 考																																											
<p>⑤ 防護柵設置工</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 橋梁建込の場合。</p> <p>(2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。</p> <p>(3) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 白色以外の塗装色の場合。</p> <p>2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンプアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。</p> <p>2. 耐雪型については、根巻コンクリートと基礎採石(労務費・材料費)を含む。</p> <p>3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンプアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。</p> <p>2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	<p>⑤ 防護柵設置工</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 橋梁建込の場合。</p> <p>(2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。</p> <p>(3) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p><del>4) 白色以外の塗装色の場合。</del></p> <p>1) ベースプレート式の設置の場合。</p> <p>2) 2-2市場単価の規格・仕様(表2. 1~2. 8)以外の製品の場合。</p> <p>3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。</p> <p>4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(プロンプアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。</p> <p>2. 耐雪型については、根巻<del>き</del>コンクリートと基礎採石(労務費・材料費)を含む。</p> <p>3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(プロンプアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。</p> <p>2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-1</p> <p style="text-align: right;">②830</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	<p>語句の削除</p> <p>語句の追記</p> <p>語句の修正</p>
工 種		市場単価																																												
	機	労	材																																											
土中建込	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
コンクリート建込	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
土中建込	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
コンクリート建込	○	○	○																																											
積算上の注意事項			(控え頁) 1/11																																											

工 種	防護柵設置工(ガードレール)
-----	----------------

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	考
<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×K<sub>3</sub>) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする</p> <p>(2) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。</p> <p>(3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間={撤去単価(標準の市場単価)×補正係数} + {設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数-材料費※} ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(5) 防護柵の設置については、袖ビーム、支柱、ブラケット、ボルトの設置手間および材料費を含む。 なお、設計数量には、袖ビームも含む。</p> <p>(6) 施工規模の判定については、工種区分ごとの合計で判定する。</p>	<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×K<sub>3</sub>) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(2) 景観に配慮した塗装(景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等)を施した製品を用いる場合は、材料を含まない設置手間(機・労)を算出の上、材料費を別途計上する。</p> <p>(3) 耐雪型ガードレールの設置において、ガードレールB種・積雪ランク5、ガードレールC種・積雪ランク4及び5は、上級種別の規格を適用する。</p> <p>(4) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間={撤去単価(標準の市場単価)×補正係数} + {設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数-材料費※} ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費+曲げ加工費)とする。</p> <p>(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(6) 耐雪型ガードレールにおける根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用可能。</p> <p>(7) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。</p> <p>(8) 防護柵の設置については、袖ビーム、支柱、ブラケット、ボルトの設置手間および材料費を含む。 なお、設計数量には、袖ビームも含む。</p> <p>(9) 施工規模の判定については、工種区分ごとの合計で判定する。</p>	<p>VI-1-⑤-7</p> <p>VI-1-⑤-7</p> <p>②836</p>	<p>語句の追記</p> <p>語句の追記</p>
積算上の注意事項			(控え頁) 7/11

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																	
現	行	改 正	備 考																																	
<p><b>⑤-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</b></p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) 白色以外の塗装色の場合。 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>土中建込</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table> <p>(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（ブロンアスファルト、砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>コンクリート建込</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table> <p>(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（ブロンアスファルト、砂（労務費・材料費））を含む。</p> <p>(2) 部材設置 1) パイプ設置</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr><tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr><tr><td>パイプ設置</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">○</td><td style="text-align: center;">×</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-8</p>		工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	パイプ設置	○	○	×	<p><b>⑤-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</b></p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 <del>2) 白色以外の塗装色の場合。</del> <del>2) ベースプレート式ガードパイプの場合。</del> <del>3) 2-2市場単価の規格・仕様(表2. 1～2. 5)以外の製品の場合。</del> <del>4) 景観型ガードパイプの場合 (Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等)。</del> <del>5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。</del> <del>6) 特殊袖ビーム(張出し幅300mm・500mmのE型袖など)の場合。</del> <del>7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</del> <del>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</del></p> <p style="text-align: center;">②837</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-8</p>	適用範囲の明確化
工 種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
土中建込	○	○	○																																	
工 種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
コンクリート建込	○	○	○																																	
工 種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
パイプ設置	○	○	×																																	
積算上の注意事項			(控え頁) 1/6																																	

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																																					
現 行		改 正																																																																																																																																																					
<p style="text-align: center;"><b>表2.4 パイプ設置</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>パイプ設置</td> <td>歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m</td> <td>m</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">コード番号 S7182</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.5 パイプ撤去</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>パイプ撤去</td> <td>歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m</td> <td>m</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">コード番号 S7183</p> <p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.6 加算率・補正係数の適用基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">施 工 規 模</td> <td>標準</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S<sub>1</sub> S<sub>2</sub></td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜 間 作 業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">曲 線 部</td> <td>曲線部(半径30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.7 加算率・補正係数の数値</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">記号</th> <th colspan="2">防 護 柵 設 置</th> <th>部材設置</th> <th>防護柵</th> <th>部材撤去</th> </tr> <tr> <th>土中建込</th> <th>コンクリート建込</th> <th>パイプのみ</th> <th>撤 去</th> <th>パイプのみ</th> </tr> <tr> <th>100m以上 0%</th> <th>100m以上 0%</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">施 工 規 模</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>100m以上 0%</td> <td>100m以上 0%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S<sub>1</sub></td> <td>50m以上 100m未満 10%</td> <td>100m未満 20%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S<sub>2</sub></td> <td>50m未満 20%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜 間 作 業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">曲 線 部</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>1.25</td> <td>1.30</td> <td>1.15</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)又は(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p>		区 分	規格・仕様	単位	パイプ設置	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m	区 分	規格・仕様	単位	パイプ撤去	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m	規格・仕様		適用基準	記号	備考	加算率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	全体数量	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	曲 線 部	曲線部(半径30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量	区 分	記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵	部材撤去	土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤 去	パイプのみ	100m以上 0%	100m以上 0%	-	-	-	加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	100m以上 0%	100m以上 0%	-	-	S <sub>1</sub>	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	-	-	S <sub>2</sub>	50m未満 20%				補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.35	1.35	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.10	1.20	1.50	1.50	曲 線 部	K <sub>3</sub>	1.25	1.30	1.15	-	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.7 加算率・補正係数の数値</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">記号</th> <th colspan="2">防 護 柵 設 置</th> <th>部材設置</th> <th>防護柵</th> <th>部材撤去</th> </tr> <tr> <th>土中建込</th> <th>コンクリート建込</th> <th>パイプのみ</th> <th>撤 去</th> <th>パイプのみ</th> </tr> <tr> <th>100m以上 0%</th> <th>100m以上 0%</th> <th>-</th> <th>-</th> <th>-</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">加算率</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">施 工 規 模</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>100m以上 0%</td> <td>100m以上 0%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S<sub>1</sub></td> <td>50m以上 100m未満 10%</td> <td>100m未満 20%</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>S<sub>2</sub></td> <td>50m未満 20%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.35</td> <td>1.35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜 間 作 業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">曲 線 部</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>1.25</td> <td>1.30</td> <td>1.15</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)又は(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。 2. 防護柵設置の施工規模は、土中建込、コンクリート建込それぞれ1工事の全体数量で判断する。</p>		区 分	記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵	部材撤去	土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤 去	パイプのみ	100m以上 0%	100m以上 0%	-	-	-	加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	100m以上 0%	100m以上 0%	-	-	S <sub>1</sub>	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	-	-	S <sub>2</sub>	50m未満 20%				補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.35	1.35	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.10	1.20	1.50	1.50	曲 線 部	K <sub>3</sub>	1.25	1.30	1.15	-	<p style="text-align: center;">施工規模判断の明確化</p>
区 分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																					
パイプ設置	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m																																																																																																																																																					
区 分	規格・仕様	単位																																																																																																																																																					
パイプ撤去	歩車道境界用 Ap・Bp・Cp 種 支柱間隔 2m	m																																																																																																																																																					
規格・仕様		適用基準	記号	備考																																																																																																																																																			
加算率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量																																																																																																																																																			
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	全体数量																																																																																																																																																			
		通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量																																																																																																																																																			
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																																																																																																																																			
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																																																																																																																																			
	曲 線 部	曲線部(半径30m以下)の場合は、曲線部の延長に対して対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量																																																																																																																																																			
区 分	記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵	部材撤去																																																																																																																																																	
		土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤 去	パイプのみ																																																																																																																																																	
		100m以上 0%	100m以上 0%	-	-	-																																																																																																																																																	
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	100m以上 0%	100m以上 0%	-	-																																																																																																																																																	
		S <sub>1</sub>	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	-	-																																																																																																																																																	
		S <sub>2</sub>	50m未満 20%																																																																																																																																																				
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.35	1.35																																																																																																																																																	
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.10	1.20	1.50	1.50																																																																																																																																																	
	曲 線 部	K <sub>3</sub>	1.25	1.30	1.15	-																																																																																																																																																	
区 分	記号	防 護 柵 設 置		部材設置	防護柵	部材撤去																																																																																																																																																	
		土中建込	コンクリート建込	パイプのみ	撤 去	パイプのみ																																																																																																																																																	
		100m以上 0%	100m以上 0%	-	-	-																																																																																																																																																	
加算率	施 工 規 模	S <sub>0</sub>	100m以上 0%	100m以上 0%	-	-																																																																																																																																																	
		S <sub>1</sub>	50m以上 100m未満 10%	100m未満 20%	-	-																																																																																																																																																	
		S <sub>2</sub>	50m未満 20%																																																																																																																																																				
補正係数	時 間 的 制 約 を 受 け る 場 合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.35	1.35																																																																																																																																																	
	夜 間 作 業	K <sub>2</sub>	1.10	1.20	1.50	1.50																																																																																																																																																	
	曲 線 部	K <sub>3</sub>	1.25	1.30	1.15	-																																																																																																																																																	
積算上の注意事項	VI-2-⑤-10	⑤839	VI-1-⑤-10																																																																																																																																																				
			(控え頁) 3/6																																																																																																																																																				

工 種	防護柵設置工(ガードパイプ)
-----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考
現	行	改 正	考
<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費 + 曲げ加工費)とする。</p> <p>(2) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。 移設手間 = {撤去単価(標準の市場単価) × 補正係数} + {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数 - 材料費※} ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費 + 曲げ加工費)とする。</p> <p>(3) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(4) 施工規模の判定については、工種区分ごとの合計で判定する。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑤-11</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。 設置手間 = {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数} - 材料費※ ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費 + 曲げ加工費)とする。</p> <p><u>(2) 景観に配慮した塗装色を用いる場合は、材料費を含まない設置手間(機・労)を算出のうえ、材料費を別途計上する。</u></p> <p><u>(3) 移設の設置手間(機・労)の算出は、次式による。</u> 移設手間 = {撤去単価(標準の市場単価) × 補正係数} + {設置単価(標準の市場単価) × 加算率 × 補正係数 - 材料費※} ※曲線部の場合、ビームの曲げ加工済みの材料費(標準材料費 + 曲げ加工費)とする。</p> <p><u>(4) コンクリート基礎ブロックの設置が必要な場合は、コンクリート基礎ブロック材料費・設置手間(機・労)を別途計上する。</u></p> <p><u>(5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</u></p> <p><u>(6) 施工規模の判定については、工種区分ごとの合計で判定する。</u></p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑤-11</p>	<p style="text-align: center;">②840</p>	<p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p>
積算上の注意事項			(控え頁) 4/6

工 種	防護柵設置工(横断・転落防止柵)
-----	------------------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

**⑤-3 防護柵設置工 (横断・転落防止柵)**

1. 適用範囲  
本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲  
(1) 新設・更新、撤去工事。  
(2) 部材設置、部材撤去工事。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲  
(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。  
1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。  
(2) 特別調査等別途考慮するもの。  
1) 防護柵(S・P種)(横断・転落防止柵)  
2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。  
3) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定  
2-1 市場単価の構成と範囲  
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 防護柵(横断・転落防止柵)設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	×

(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(労務費・材料費)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。  
2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。  
3. ※については、施工単価入力基準表(WB810760)で考慮されているため別途計上する必要はない。なお、根巻きコンクリート設置については、施工単価入力基準表(WB810760)で考慮されているので必要に応じて計上すること。

工 種	市場単価		
	機	労	材
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×

(注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材(労務費・材料費)を含む。  
2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	※

(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(労務費・材料費)を含む。

VI-1-⑤-12

**⑤-3 防護柵設置工 (横断・転落防止柵)**

1. 適用範囲  
本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。

1-1 市場単価が適用出来る範囲  
(1) 新設・更新、撤去工事。  
(2) 部材設置、部材撤去工事。

1-2 市場単価が適用出来ない範囲  
(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。  
1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。  
(2) 特別調査等別途考慮するもの。  
1) 防護柵(S・P種)(横断・転落防止柵) 以外の製品の場合。  
2) 高さが125cm超の場合。  
3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。  
4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。  
5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。  
6) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。

2. 市場単価の設定  
2-1 市場単価の構成と範囲  
市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。

① 防護柵(横断・転落防止柵)設置

工 種	市場単価		
	機	労	材
土中建込	○	○	×

(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(労務費・材料費)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。  
2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。

工 種	市場単価		
	機	労	材
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	※

(注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材(労務費・材料費)を含む。  
2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。

工 種	市場単価		
	機	労	材
コンクリート建込	○	○	※

(注) 1. 支柱建込箇所のコンクリートの穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(労務費・材料費)を含む。

②841 VI-1-⑤-12

適用範囲の追記

レイアウト変更

積算上の注意事項		(控え頁)
		1/8

工 種	防護柵設置工(横断・転落防止柵)
-----	------------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																																																																														
	<p>現 行</p> <div data-bbox="379 709 816 871"> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>アンカーボルト固定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table> <p>小運搬 → アンカーボルト固定 → ビーム又はパネルの設置</p> <p>(注) 1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。</p> </div> <div data-bbox="350 919 638 945"> <p>② 防護柵(横断・転落防止柵)部材設置</p> </div> <div data-bbox="379 949 742 1102"> <p>1) ビーム又はパネルの設置</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ビーム又はパネルの設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table> <p>小運搬 → ビーム又はパネルの設置</p> </div> <div data-bbox="379 1144 1053 1302"> <p>2) 根巻きコンクリート設置</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>根巻きコンクリート設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>床掘り → 小運搬 → 支柱 → 根巻きコンクリート設置 → 埋戻し → ビーム又はパネルの設置 → 残土の積み込み → 残土の運搬・処分</p> <p>(注) 1. 床掘り・埋戻しの有無にかかわらず適用出来る。 2. プレキャスト製品・現場打設を問わず適用出来る。</p> </div> <div data-bbox="350 1344 608 1369"> <p>③ 防護柵(横断・転落防止柵)撤去</p> </div> <div data-bbox="379 1375 801 1522"> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>ビーム又はパネルの撤去 → 支柱撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。</p> </div> <div data-bbox="350 1543 638 1568"> <p>④ 防護柵(横断・転落防止柵)部材撤去</p> </div> <div data-bbox="379 1575 875 1753"> <p>ビーム又はパネルの撤去</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ビーム又はパネルの撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>ビーム又はパネルの撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。</p> </div> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-13</p>	工 種	市場単価			機	労	材	アンカーボルト固定	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	ビーム又はパネルの設置	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	根巻きコンクリート設置	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	ビーム又はパネルの撤去	○	○	/	<p>改 正</p> <div data-bbox="1507 682 1944 850"> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>アンカーボルト固定</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table> <p>小運搬 → アンカーボルト固定 → ビーム又はパネルの設置</p> <p>(注) 1. アンカーボルトの材料費及び穿孔費用を含む。</p> </div> <div data-bbox="1478 892 1765 917"> <p>② 防護柵(横断・転落防止柵)部材設置</p> </div> <div data-bbox="1507 919 1855 1071"> <p>1) ビーム又はパネルの設置</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ビーム又はパネルの設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </table> <p>小運搬 → ビーム又はパネルの設置</p> </div> <div data-bbox="1507 1113 2181 1291"> <p>2) 根巻きコンクリート設置</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>根巻きコンクリート設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>床掘り → 小運搬 → 支柱 → 根巻きコンクリート設置 → 埋戻し → ビーム又はパネルの設置 → 残土の積み込み → 残土の運搬・処分</p> <p>(注) 1. 床掘り・埋戻しの有無にかかわらず適用出来る。 2. プレキャスト製品・現場打設を問わず適用出来る。</p> </div> <div data-bbox="1478 1312 1736 1337"> <p>③ 防護柵(横断・転落防止柵)撤去</p> </div> <div data-bbox="1507 1344 1929 1501"> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>ビーム又はパネルの撤去 → 支柱撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。 2. <u>プレキャストコンクリートブロック建込および根巻きコンクリート設置の防護柵の場合、コンクリートブロックの撤去を含む。</u> 3. <u>コンクリートブロックと支柱を分離する費用は含まない。</u></p> </div> <div data-bbox="1478 1564 1765 1589"> <p>④ 防護柵(横断・転落防止柵)部材撤去</p> </div> <div data-bbox="1507 1596 1869 1774"> <p>ビーム又はパネルの撤去</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ビーム又はパネルの撤去</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p>ビーム又はパネルの撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用出来る。</p> </div> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-13</p> <p style="text-align: right;">⑧842</p>	工 種	市場単価			機	労	材	アンカーボルト固定	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	ビーム又はパネルの設置	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	根巻きコンクリート設置	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	ビーム又はパネルの撤去	○	○	/	<p>レイアウト変更</p> <p>適用範囲の追記</p> <p>レイアウト変更</p>
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
アンカーボルト固定	○	○	×※																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
ビーム又はパネルの設置	○	○	×※																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
根巻きコンクリート設置	○	○	○																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
防護柵撤去	○	○	/																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
ビーム又はパネルの撤去	○	○	/																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
アンカーボルト固定	○	○	×※																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
ビーム又はパネルの設置	○	○	×※																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
根巻きコンクリート設置	○	○	○																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
防護柵撤去	○	○	/																																																																																																														
工 種	市場単価																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																														
ビーム又はパネルの撤去	○	○	/																																																																																																														
積算上の注意事項			(控え頁) 2/8																																																																																																														

工 種	防護柵設置工(横断・転落防止柵)
-----	------------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	
	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <div style="border: 1px solid red; width: 350px; height: 50px; margin: 10px 0;"></div>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。 <u>(2) プレキャストコンクリートブロック建込の根入れ深さが変わる場合でも、プレキャストコンクリートブロック質量が100kg未満であれば適用できる。</u> <u>(3) 根巻きコンクリートは、プレキャストコンクリートブロック、現場打設を問わず適用できる。</u> <u>(4) 部材の色を問わず適用できる。</u></p>	適用範囲の追記
	VI-1-⑤-15	②845 VI-1-⑤-16	
積算上の注意事項			(控え頁) 5/8

工 種	防護柵設置工(落石防護柵)
-----	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																											
現	行	改 正	備 考																																																																											
<p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 落雪(せり出し)防護柵の場合。 2) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">支柱 建 込 み</th> <th rowspan="2">ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">ロー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">金 網 等 ・ 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">支柱 建 込 み</th> <th rowspan="2">ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">ロー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">金 網 ・ 間 隔 保 持 材 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">支柱 建 込 み</th> <th rowspan="2">ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">ロー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">金 網 ・ 上 弦 材 ・ 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (上弦材付き)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-17</p>	工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 等 ・ 設 置	機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○					工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 ・ 間 隔 保 持 材 設 置	機	労	材	ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	○	○	○					工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 ・ 上 弦 材 ・ 設 置	機	労	材	ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	○	○	○					<p>⑤-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵(ストーンガード)設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m(耐雪型(上弦材付き)は3m、2m)とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 <u>1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。</u> <u>2) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材なし)の場合。</u> <u>3) 耐雪型のロープ・金網設置工(上弦材付き)で柵高が3mを超える場合。</u> <u>4) 落雪(せり出し)防護柵の場合。</u> <u>5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。</u> <u>6) 高エネルギー吸収柵の場合。</u> 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">支柱 建 込 み</th> <th rowspan="2">ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">ロー プ ・ 設 置</th> <th rowspan="2">金 網 等 ・ 設 置</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) <u>1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</u> <u>2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">②847</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-18</p>	工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 等 ・ 設 置	機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○					<p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p> <p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p>
工 種		市場単価							支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 等 ・ 設 置																																																																		
	機	労	材																																																																											
支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○																																																																											
工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 ・ 間 隔 保 持 材 設 置																																																																							
	機	労	材																																																																											
ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	○	○	○																																																																											
工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 ・ 上 弦 材 ・ 設 置																																																																							
	機	労	材																																																																											
ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	○	○	○																																																																											
工 種	市場単価			支柱 建 込 み	ステー ア ン カ ー ロ ー プ ・ 設 置	ロー プ ・ 設 置	金 網 等 ・ 設 置																																																																							
	機	労	材																																																																											
支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○																																																																											
積算上の注意事項			(控え頁) 1/9																																																																											

工 種	防護柵設置工(落石防止網)
-----	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																				
現	行	改 正	備 考																																																				
<p><b>⑤-5 防護柵設置工（落石防止網）</b></p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 落石防止網（繊維網）設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工。 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>金網・ロープ設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>アンカー設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 支柱設置用アンカーの材料費及び設置費を含む。 3. 支柱設置時に発生する残土の処理（処分費）は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-2</p>		工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	金網・ロープ設置	○	○	○	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	アンカー設置	○	○	○	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	支柱設置	○	○	○	○	○	○	<p><b>⑤-5 防護柵設置工（落石防止網）</b></p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 <u>(2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。</u></p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 落石防止網（繊維網）設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 <u>4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。</u> <u>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> <u>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</u></p> <p style="text-align: center;">②853</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-24</p>		<p>適用範囲の明確化</p> <p>現行どおり</p>
工 種	市場単価			機	労				材																																														
	機	労	材																																																				
金網・ロープ設置	○	○	○	○	○	○																																																	
工 種	市場単価			機	労	材																																																	
	機	労	材																																																				
アンカー設置	○	○	○	○	○	○																																																	
工 種	市場単価			機	労	材																																																	
	機	労	材																																																				
支柱設置	○	○	○	○	○	○																																																	
積算上の注意事項			(控え頁) 1/7																																																				

工 種	法面工
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>⑥ 法 面 工</p> <p>⑥-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>4) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>5) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>6) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p> <p>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑥-1</p>	<p>⑥ 法 面 工</p> <p>⑥-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p><b>3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</b></p> <p>4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p> <p>9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑥-1</p>	<p>⑥ 法 面 工</p> <p>⑥-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付砕工のうち砕内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法砕工、法面施肥工、吹付砕工（砕内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付砕工の砕内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p> <p>9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑥-1</p>	<p>語句の追加</p>
積算上の注意事項			(控え頁) 1/12

改正理由	一部改正	改正 ----- 現行	
------	------	-------------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

**表2.6 主体種子**

草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス バビアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	外 来 種	イタチハギ
	在 来 種	ヤマハギ (皮取り) ヤマハギ (皮付き) コマツナギ

**表2.6 主体種子**

草本類	外 来 種	トールフェスク クリーピングレッドフェスク オーチャードグラス ケンタッキーブルーグラス チモシー パミューダグラス バビアグラス ホワイトクローバー ペレニアルライグラス イタリアンライグラス ベントグラス レッドトップ
	在 来 種	ヨモギ ススキ イタドリ メドハギ
木本類	<del>外 来 種</del>	<del>イタチハギ</del>
	在 来 種	ヤマハギ (皮取り) ヤマハギ (皮付き) コマツナギ

(注) 種子は外国産を対象とする。

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

2-3 加算率・補正係数  
(1) 加算率・補正係数の適用基準

**表2.7 加算率・補正係数の適用基準**

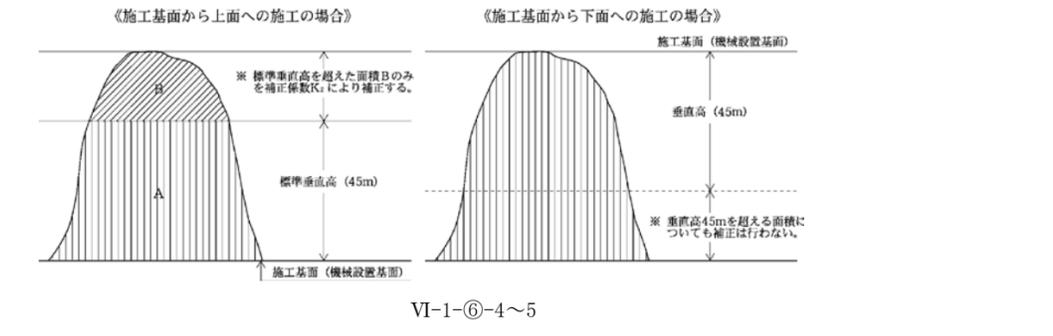
規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	
		通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し、施工基面より下面への施工は補正しない。	K <sub>2</sub>	
	枠内吹付の場合 (モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工)	吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K <sub>3</sub>	

**表2.7 加算率・補正係数の適用基準**

規格・仕様		適用基準	記号	備考
加算率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub>	全体数量
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	
		通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量
	施工基面からの法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合	植生基材吹付工において、法面の垂直高が45mを超え80m以下の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。但し、施工基面より下面への施工は補正しない。	K <sub>2</sub>	
	枠内吹付の場合 (モルタル吹付工 コンクリート吹付工 植生基材吹付工)	吹付枠工で枠内吹付をする場合、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。また、対象となる数量は、枠内に吹付ける面積とする。	K <sub>3</sub>	

(注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。  
1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は45m以下。  
2) 植生基材吹付工は45m以下。(下記図例<正面図>を参照)  
3) 客土吹付工は25m以下。  
4) 種子散布工は30m以下。

(注) 各工種標準の垂直高は以下のとおりとする。  
1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工は45m以下。  
2) 植生基材吹付工は45m以下。(下記図例<正面図>を参照)  
3) 客土吹付工は25m以下。  
4) 種子散布工は30m以下。



語句の削除

語句の追加

語句の修正

語句の削除

積算上の注意事項		(控え頁) 5/12
----------	--	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工</p> <p>1) モルタル、コンクリートの強度は、15N/mm<sup>2</sup> (150kgf/cm<sup>2</sup>) 程度以上とする。</p> <p>2) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/㎡、及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/㎡をそれぞれ標準とする。</p> <p>3) 溶接金網を使用する場合は適用できない。</p> <p>4) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。</p> <p>5) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>6) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無に関わらず適用できる。</p> <p>7) オーバーハングの法面は別途積算とする。</p> <p>8) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(2) 植生基材吹付工</p> <p>1) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/㎡、及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/㎡をそれぞれ標準とする。</p> <p>2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>(3) 客土吹付工、種子散布工</p> <p>1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、第VI編第2章⑥-2吹付砕工による。</p> <p>2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>(4) 枠内吹付工</p> <p>1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章⑥-2吹付砕工による。</p> <p>(5) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工</p> <p>1) 肥料袋付(肥料袋間隔:40~50cm)が2重ネット、肥料袋無が1重ネットを標準とする。</p> <p>2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工、繊維ネット工(肥料袋付)が6本/㎡程度、植生シート工が4本/㎡程度、繊維ネット(肥料袋無)が3本/㎡程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm、止め釘はL=150mmを標準とする。</p> <p>3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。</p> <p>4) 施工規模は、1工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。</p> <p>5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。</p> <p>(6) 植生筋工、筋芝工、張芝工</p> <p>1) 植生筋工、筋芝工の設計数量は、芝の総面積ではなく、対象となる法面の面積とする。</p> <p>2) 植生筋工、筋芝工は土羽厚30cmを標準とする。</p> <p>3) 張芝工は、施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>4) 植生筋工、筋芝工は耳芝及び肥料等、張芝工は、耳芝、目串及び肥料等必要な資材を含む。ただし、使用の有無に関わらず適用できる。</p> <p>5) 施工規模は、植生筋工、筋芝工、張芝工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>6) 北海道の張芝の形状はロール芝とし、かけ土作業は含まない(栽培土工芝も適用可)。</p> <p>(7) 随意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	<p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) モルタル吹付工、コンクリート吹付工</p> <p>1) 法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>2) モルタル、コンクリートの強度は、15N/mm<sup>2</sup> (150kgf/cm<sup>2</sup>) 程度以上とする。</p> <p>3) 特殊セメントを除き、普通セメント、高炉セメントの種別に関わらず適用できる。</p> <p>4) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/㎡、及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/㎡をそれぞれ標準とする。</p> <p>5) 溶接金網を使用する場合は適用できない。</p> <p>6) ラス張工はスペーサーの有無に関わらず適用できる。</p> <p>7) 補強鉄筋が必要な場合は別途計上する。</p> <p>8) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>9) 目地及び水抜きパイプ等の施工の有無に関わらず適用できる。</p> <p>10) 吸出し防止材が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>11) オーバーハングの法面は別途考慮する。</p> <p>12) 施工規模は、モルタル吹付工、コンクリート吹付工のそれぞれ1工事の全体数量で判定する。</p> <p>(2) 植生基材吹付工</p> <p>1) 菱形金網は、線形2.0mm 網目50mm、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm・1.5本/㎡、及びφ16(D16)×L=400mm・0.3本/㎡をそれぞれ標準とする。</p> <p>2) 仮設ロープ等による施工を標準とする。</p> <p>3) 施工規模は、植生基材吹付工のみの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>4) 植生基材吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>5) ラス張工はスペーサーの有無に関わらず適用できる</p> <p>6) 生育基盤材、肥料、接合材を含む。</p> <p>(3) 客土吹付工、種子散布工</p> <p>1) 客土吹付工に併用して施工するラス張工は、第VI編第2章⑥-2吹付砕工による。</p> <p>2) 施工規模は、客土吹付工、種子散布工それぞれの1工事の全体数量で判定する。</p> <p>3) 客土吹付工は、法面部への施工を標準とするが、法面に一部平面部(小段等)が含まれる施工にも適用できる。ただし、平面部のみの施工には適用できない。</p> <p>4) 種子散布工は施工場所(法面部・平面部)に関わらず適用できる。</p> <p>5) 「繊維ネット工」が必要な場合は材料費、設置手間を別途計上する。</p> <p>(4) 枠内吹付工</p> <p>1) 枠内吹付に伴う法面清掃およびラス・アンカーピンの設置は第VI編第2章⑥-2吹付砕工による。</p> <p>(5) 植生マット工、植生シート工、繊維ネット工</p> <p>1) 肥料袋付(肥料袋間隔:40~50cm)が2重ネット、肥料袋無が1重ネットを標準とする。</p> <p>2) アンカーピン及び止め釘の使用数量は植生マット工、繊維ネット工(肥料袋付)が6本/㎡程度、植生シート工が4本/㎡程度、繊維ネット(肥料袋無)が3本/㎡程度を標準とする。また、アンカーピンはφ9(D10)×L=200mm、止め釘はL=150mmを標準とする。</p> <p>3) 繊維ネット工は、種子の費用を含まない。</p> <p>4) 施工規模は、1工事における植生マット工、植生シート工の合計数量で判定する。</p> <p>5) 繊維ネット工を単独で施工する場合、施工規模は繊維ネット工のみの1工事の全体数量で判定する。客土吹付工または種子散布工を併用する場合、施工規模は客土吹付工または種子散布工の数量で判定する。</p>	<p>語句の追加</p> <p>語句の追加</p> <p>語句の追加</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の追加</p> <p>語句の追加</p>
積算上の注意事項	VI-1-⑥-7	②863	VI-1-⑥-7
	次ページへ移行		(控え頁)
			7/12

工 種	吹付砕工
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考											
	<p>⑥-2 吹付砕工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による吹付砕工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。 2) 梁の断面が正方形以外の場合。 3) <b>基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外の場合。</b></p> <p>4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>吹付砕工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ハンチの有無は問わない。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 目地については別途考慮する。 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。 なお、必要な場合は別途計上する。</p> <p>VI-1-⑥-9</p>	工 種	市場単価			機	労	材	吹付砕工	○	○	○	<p>⑥-2 吹付砕工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による吹付砕工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付砕工。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。 2) 梁の断面が正方形以外の場合。 3) <b>基本外観形状が矩形（正方形、長方形）以外（三角形、台形、円形等）の場合（一部分のみが矩形以外の場合は除く）。</b></p> <p>4) <b>設計アンカー力が標準以外の場合。</b> 5) <b>梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。</b> 6) <b>梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。</b> 7) <b>ラス張工を砕内に部分的に施工する場合。</b> 8) <b>ラス張工で菱形金網を使用しない場合。</b></p> <p>9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>VI-1-⑥-10</p> <p>②866</p>	<p>語句の修正</p> <p>語句の追記</p> <p>語句の修正 (番号修正)</p>
工 種	市場単価													
	機	労	材											
吹付砕工	○	○	○											
積算上の注意事項		現行どおり	(控え頁) 1/3											

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																																																																																						
現	行	改	正																																																																																																																																																																						
備	考																																																																																																																																																																								
<p>⑦ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。</p> <p>2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">埋</th> <th rowspan="2">養</th> <th rowspan="2">場</th> <th rowspan="2">残</th> <th rowspan="2">残</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>搬</td> <td>掘</td> <td>混入</td> <td>付</td> <td>し</td> <td>(水きめ)</td> <td>敷均し</td> <td>土積込又は現</td> <td>土運搬</td> <td>土処分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p>2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">積</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">処</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>搬</td> <td>柱設置</td> <td>柱撤去</td> <td>み</td> <td>搬</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>(注) 発生材処分における運搬を含む。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">地</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">養</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>地被類植付工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>搬</td> <td>拵え</td> <td>混入</td> <td>付</td> <td>(水きめ)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">せ</th> <th rowspan="2">集</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">せ</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹管理 せん定</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>ん定</td> <td>積込</td> <td>搬</td> <td>ん定枝処分</td> </tr> </table> <p>(注) せん定枝処分における運搬を含む。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑦-1</p>	工 種	市場単価			小	植	土	植	埋	養	場	残	残	機	労	材	植樹工	○	○	×	搬	掘	混入	付	し	(水きめ)	敷均し	土積込又は現	土運搬	土処分	工 種	市場単価			小	支	支	積	運	処	機	労	材	支柱設置	○	○	○	搬	柱設置	柱撤去	み	搬	分	工 種	市場単価			小	地	土	植	養	機	労	材	地被類植付工	○	○	×	搬	拵え	混入	付	(水きめ)	工 種	市場単価			せ	集	運	せ	機	労	材	植樹管理 せん定	○	○	○	ん定	積込	搬	ん定枝処分	<p>⑦ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) <b>植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</b></p> <p>2) <b>植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。</b></p> <p>3) <b>地被類植付工でさざん草類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</b></p> <p>4) <b>地被類植付工でコンテナ径12cmを超える地被類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。</b></p> <p>5) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻しておき、後日移植する場合。</p> <p>6) <b>植樹管理(除草)を機械施工する場合。</b></p> <p>7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">埋</th> <th rowspan="2">養</th> <th rowspan="2">場</th> <th rowspan="2">残</th> <th rowspan="2">残</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>搬</td> <td>掘</td> <td>混入</td> <td>付</td> <td>し</td> <td>(水きめ)</td> <td>敷均し</td> <td>土積込又は現</td> <td>土運搬</td> <td>土処分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p>2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">支</th> <th rowspan="2">積</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">処</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>搬</td> <td>柱設置</td> <td>柱撤去</td> <td>み</td> <td>搬</td> <td>分</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 発生材処分における運搬を含む。</p> <p>2. <b>運搬距離にかかわらず適用出来る。</b></p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">小</th> <th rowspan="2">地</th> <th rowspan="2">土</th> <th rowspan="2">植</th> <th rowspan="2">養</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>地被類植付工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>搬</td> <td>拵え</td> <td>混入</td> <td>付</td> <td>(水きめ)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑦-1</p> <p style="text-align: center;"><b>次頁へ移動</b></p>	工 種	市場単価			小	植	土	植	埋	養	場	残	残	機	労	材	植樹工	○	○	×	搬	掘	混入	付	し	(水きめ)	敷均し	土積込又は現	土運搬	土処分	工 種	市場単価			小	支	支	積	運	処	機	労	材	支柱設置	○	○	○	搬	柱設置	柱撤去	み	搬	分	工 種	市場単価			小	地	土	植	養	機	労	材	地被類植付工	○	○	×	搬	拵え	混入	付	(水きめ)	<p>適用できない範囲の明確化</p> <p>運搬距離を明示</p>
工 種		市場単価												小	植	土	植	埋	養	場	残	残																																																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																																																																						
植樹工	○	○	×	搬	掘	混入	付	し	(水きめ)	敷均し	土積込又は現	土運搬	土処分																																																																																																																																																												
工 種	市場単価			小	支	支	積	運	処																																																																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																																																																																						
支柱設置	○	○	○	搬	柱設置	柱撤去	み	搬	分																																																																																																																																																																
工 種	市場単価			小	地	土	植	養																																																																																																																																																																	
	機	労	材																																																																																																																																																																						
地被類植付工	○	○	×	搬	拵え	混入	付	(水きめ)																																																																																																																																																																	
工 種	市場単価			せ	集	運	せ																																																																																																																																																																		
	機	労	材																																																																																																																																																																						
植樹管理 せん定	○	○	○	ん定	積込	搬	ん定枝処分																																																																																																																																																																		
工 種	市場単価			小	植	土	植	埋	養	場	残	残																																																																																																																																																													
	機	労	材																																																																																																																																																																						
植樹工	○	○	×	搬	掘	混入	付	し	(水きめ)	敷均し	土積込又は現	土運搬	土処分																																																																																																																																																												
工 種	市場単価			小	支	支	積	運	処																																																																																																																																																																
	機	労	材																																																																																																																																																																						
支柱設置	○	○	○	搬	柱設置	柱撤去	み	搬	分																																																																																																																																																																
工 種	市場単価			小	地	土	植	養																																																																																																																																																																	
	機	労	材																																																																																																																																																																						
地被類植付工	○	○	×	搬	拵え	混入	付	(水きめ)																																																																																																																																																																	
積算上の注意事項		②871	(控え頁) 1/22																																																																																																																																																																						

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考																																																																																																																																																																						
<div data-bbox="296 735 593 861"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 施肥</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </table> <p>小 施 運 搬 肥</p> </div> <div data-bbox="296 882 742 1008"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 抜根除草</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>障 害 物 の 除 去 → 抜 根 除 草 → 集 積 ・ 積 込 → 運 搬 → せ ん 定 枝 処 分</p> </div> <div data-bbox="296 1008 742 1134"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 芝刈</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>障 害 物 の 除 去 → 芝 刈 → 集 積 ・ 積 込 → 運 搬 → せ ん 定 枝 処 分</p> </div> <div data-bbox="296 1134 860 1260"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 灌水</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>給 水 → 灌 水</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 防除</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </table> <p>防 除</p> <p>(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。 2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。 3. 散水車(貸与)の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。</p> </div> <div data-bbox="296 1302 920 1470"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>移植工 掘取工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>枝 葉 落 と し → 掘 取 り → 掘 り 下 げ → 根 巻 き → 埋 戻 し → 積 込 → 運 搬 → 荷 卸 → 植 樹 工</p> <p>(注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。 2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。 3. 低木は根巻きを含まない。 4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が30kmを超える場合は別途考慮する。</p> </div> <div data-bbox="252 1480 845 1774"> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 道路植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <caption>表2.1 植樹工</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低 木</td> <td>樹 高 60cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹 高 60cm以上100cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中 木</td> <td>樹 高 100cm以上200cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹 高 200cm以上300cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高 木</td> <td>幹 周 20cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹 周 20cm以上 40cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹 周 40cm以上 60cm未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幹 周 60cm以上 90cm未満</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低木には株物、一本立を含む。</p> </div>	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 施肥	○	○	×	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 抜根除草	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 芝刈	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 灌水	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 防除	○	○	×	工 種	市場単価			機	労	材	移植工 掘取工	○	○	○	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	低 木	樹 高 60cm未満	本	樹 高 60cm以上100cm未満	本	中 木	樹 高 100cm以上200cm未満	本	樹 高 200cm以上300cm未満	本	高 木	幹 周 20cm未満	本	幹 周 20cm以上 40cm未満	本	幹 周 40cm以上 60cm未満	本		幹 周 60cm以上 90cm未満	本	<div data-bbox="1513 567 1899 714"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 せん定</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>せ ん 定 → 集 積 ・ 積 込 → 運 搬 → せ ん 定 枝 処 分</p> <p>(注) 1. せん定枝処分における運搬を含む。 2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。</p> </div> <div data-bbox="1513 735 1810 861"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 施肥</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </table> <p>小 施 運 搬 肥</p> </div> <div data-bbox="1513 882 1958 1008"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 抜根除草</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>障 害 物 の 除 去 → 抜 根 除 草 → 集 積 ・ 積 込 → 運 搬 → せ ん 定 枝 処 分</p> <p>(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。</p> </div> <div data-bbox="1513 1008 1958 1134"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 芝刈</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>障 害 物 の 除 去 → 芝 刈 → 集 積 ・ 積 込 → 運 搬 → せ ん 定 枝 処 分</p> <p>(注) 1. 運搬距離にかかわらず適用出来る。</p> </div> <div data-bbox="1513 1134 2077 1260"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 灌水</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>給 水 → 灌 水</p> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>植樹管理 防除</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr> </table> <p>防 除</p> <p>(注) 1. 給水及び灌水の移動を含む。 2. 水の費用が必要な場合は別途計上する。 3. 散水車(貸与)の市場単価には、散水車の現場修理費及び機械管理費は含まない。</p> </div> <div data-bbox="1513 1302 2136 1470"> <table border="1"> <tr><th rowspan="2">工 種</th><th colspan="3">市場単価</th></tr> <tr><th>機</th><th>労</th><th>材</th></tr> <tr><td>移植工 掘取工</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>枝 葉 落 と し → 掘 取 り → 掘 り 下 げ → 根 巻 き → 埋 戻 し → 積 込 → 運 搬 → 荷 卸 → 植 樹 工</p> <p>(注) 1. 移植工における植樹は植樹工を適用する。 2. 掘り取り後の埋戻し土(不足土)の材料費及び運搬費は別途計上する。 3. 低木は根巻きを含まない。 4. 樹木運搬を含む。ただし、運搬距離が30kmを超える場合は別途考慮する。</p> </div>	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 せん定	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 施肥	○	○	×	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 抜根除草	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 芝刈	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 灌水	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	植樹管理 防除	○	○	×	工 種	市場単価			機	労	材	移植工 掘取工	○	○	○	<p>運搬距離を明示</p> <p>運搬距離を明示</p> <p>運搬距離を明示</p> <p>次頁へ移動</p>
工 種		市場単価																																																																																																																																																																						
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 施肥	○	○	×																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 抜根除草	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 芝刈	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 灌水	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 防除	○	○	×																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
移植工 掘取工	○	○	○																																																																																																																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																																																																																																																						
低 木	樹 高 60cm未満	本																																																																																																																																																																						
	樹 高 60cm以上100cm未満	本																																																																																																																																																																						
中 木	樹 高 100cm以上200cm未満	本																																																																																																																																																																						
	樹 高 200cm以上300cm未満	本																																																																																																																																																																						
高 木	幹 周 20cm未満	本																																																																																																																																																																						
	幹 周 20cm以上 40cm未満	本																																																																																																																																																																						
	幹 周 40cm以上 60cm未満	本																																																																																																																																																																						
	幹 周 60cm以上 90cm未満	本																																																																																																																																																																						
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 せん定	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 施肥	○	○	×																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 抜根除草	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 芝刈	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 灌水	○	○	○																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
植樹管理 防除	○	○	×																																																																																																																																																																					
工 種	市場単価																																																																																																																																																																							
	機	労	材																																																																																																																																																																					
移植工 掘取工	○	○	○																																																																																																																																																																					

積算上の注意事項		②872	(控え頁) 2/22
----------	--	------	---------------

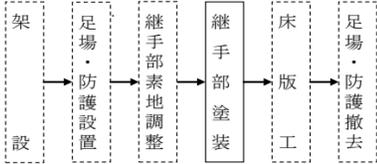
改正理由	一部改正	改正 現行																																																							
現 行		改 正																																																							
備 考																																																									
<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.10 加算率・補正係数の適用基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td rowspan="3">施工規模</td> <td>標準</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S<sub>1</sub> S<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">補正係数</td> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施工場所</td> <td>中央分離帯環境緑地帯</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>供用区間</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>4</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>未供用区間</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>5</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補植の場合</td> <td>低木</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>6</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>7</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>支柱補修</td> <td>支柱補修(部分取替)</td> <td>支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>8</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>幹巻き</td> <td>移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。</td> <td>K<sub>9</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>植樹工低木は、1工事の低木数量(補植の数量も含める)で判定する。</li> <li>植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量(補植の数量も含める)で判定する。</li> <li>支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量(補修の数量も含める)で判定する。ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長(補修の数量も含める)で判定する。</li> <li>支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。</li> <li>地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。</li> <li>せん定低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。</li> <li>せん定寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。</li> <li>施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。</li> <li>施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。</li> <li>施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。</li> <li>抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。</li> <li>芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。</li> <li>灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。</li> <li>防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。</li> <li>防除寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。</li> <li>防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。</li> <li>移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。</li> <li>移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。</li> </ol>		規格・仕様		適用基準	記号	備考	加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	対象数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	対象数量	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	補正係数	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	施工場所	中央分離帯環境緑地帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量	供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>4</sub>	対象数量	未供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象数量	補植の場合	低木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>6</sub>	対象数量	中木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>7</sub>	対象数量	支柱補修	支柱補修(部分取替)	支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>8</sub>	対象数量	幹巻き	移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>9</sub>	対象数量	<p>現行どおり</p> <p>(注) 施工規模の加算率は次項に注意し決定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>植樹工低木は、1工事の低木数量(補植の数量も含める)で判定する。</li> <li>植樹工中木及び高木は、1工事の中木及び高木の合計数量(補植の数量も含める)で判定する。</li> <li>支柱設置は、1工事の支柱を設置する中木及び高木の合計数量(補修の数量も含める)で判定する。ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱設置延長(補修の数量も含める)で判定する。</li> <li>支柱撤去は、1工事の支柱を撤去する中木及び高木の合計数量で判定する。ただし、布掛(竹)と生垣形については、1工事の支柱撤去延長で判定する。</li> <li>地被類植付は、1工事の地被類の植付数量で判定する。</li> <li>せん定低木・中木及び高木は、1工事の低木・中木及び高木の合計数量で判定する。</li> <li>せん定寄植は、1工事の寄植の<b>低木及び中木の合計</b>数量で判定する。</li> <li>施肥高木及び中木、低木は、1工事の高木及び中木、低木の合計数量で判定する。</li> <li>施肥寄植は、1工事の寄植の数量で判定する。</li> <li>施肥芝は、1工事の芝の数量で判定する。</li> <li>抜根除草は、1工事の抜根除草の数量で判定する。</li> <li>芝刈は、1工事の芝刈の数量で判定する。</li> <li>灌水は、1工事の灌水の数量で判定する。</li> <li>防除高木及び中木及び低木は、1工事の高木及び中木及び低木の合計数量で判定する。</li> <li>防除寄植は、1工事の寄植の<b>低木及び中木の合計</b>数量で判定する。</li> <li>防除芝は、1工事の芝の数量で判定する。</li> <li>移植工高木は、1工事の高木の数量で判定する。</li> <li>移植工中木及び低木は、1工事の中木、低木の合計数量で判定する。</li> </ol>		<p>数量の判定基準の明確化</p>
規格・仕様		適用基準	記号	備考																																																					
加算率	施工規模	標準	S <sub>0</sub>	対象数量																																																					
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S <sub>1</sub> S <sub>2</sub>	対象数量																																																					
		時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量																																																				
補正係数	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																																					
	施工場所	中央分離帯環境緑地帯	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>3</sub>	対象数量																																																				
		供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>4</sub>	対象数量																																																				
		未供用区間	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>5</sub>	対象数量																																																				
	補植の場合	低木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>6</sub>	対象数量																																																				
		中木	対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>7</sub>	対象数量																																																				
	支柱補修	支柱補修(部分取替)	支柱材の部分取り替えを含む支柱補修の場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>8</sub>	対象数量																																																				
	幹巻き	移植工で掘取時に幹巻きを行う場合は、対象となる規格・仕様の単価を、係数で補正する。	K <sub>9</sub>	対象数量																																																					
	VI-1-⑦-6		VI-1-⑦-6																																																						
②876																																																									
積算上の注意事項		(控え頁)																																																							
		6/22																																																							

改正理由	一部改正	改正 現行																																			
現 行		改 正																																			
備 考																																					
<p>⑧ 橋梁塗装工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。</p> <p>(2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。</p> <p>(3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。</p> <p>(4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。</p> <p>3) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 動力工具処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。</p> <p>2. プラスト処理による継手部素地調整工で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。</p> <p>3. プラスト処理による継手部素地調整工で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。</p> <p>4. 継手部素地調整は、継手部塗装面積を計上する。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。</p> <p>2. 新橋継手部現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。</p> <p>3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>新橋現場塗装 中塗り・上塗り</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 新橋現場塗装とは、工場内において継手部を除く部位への下塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。</p> <p>2. 準備・補修は、清掃又は水洗い作業及び補修塗装作業等を対象とし、塗装面積を計上する。</p> <p>3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑧-1</p>		工 種	市場単価			機	労	材	新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○	<p>⑧ 橋梁塗装工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。</p> <p>(2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。</p> <p>(3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。</p> <p>(4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。</p> <p>3) 塗装部位が点在する部分塗替え塗装の場合（タッチアップ除く）。</p> <p>4) 化学反応を利用した素地調整の場合。</p> <p>5) 道路付属物（標識・防護柵等）への塗装の場合。</p> <p>6) 静電電力を利用したスプレー塗装の場合。</p> <p>7) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。</p> <p>8) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">②883</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑧-1</p>		<p>語句の追加</p>
工 種	市場単価																																				
	機	労	材																																		
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 素地調整	○	○	○																																		
工 種	市場単価																																				
	機	労	材																																		
新橋現場塗装・新橋 継手部現場塗装 下塗	○	○	○																																		
工 種	市場単価																																				
	機	労	材																																		
新橋現場塗装 中塗り・上塗り	○	○	○																																		
積算上の注意事項			(控え頁) 1/6																																		

改正理由	一部改正	改正 現 行	
------	------	-----------	--

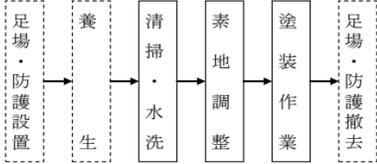
現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

工 種	市場単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗・上塗	○	○	○



(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内に置いて継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。  
2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	市場単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○



(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。  
2. 素地調整は、塗装面積を計上する。  
3. 動力工具及び手工具による素地調整で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。  
4. プラスト処理による素地調整で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。  
5. プラスト処理による素地調整で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。  
6. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

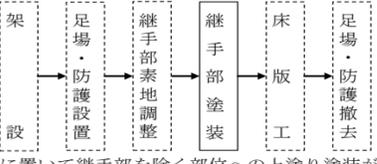
区分	規格・仕様	単位
素地調整	動力工具処理 ISO S t 3	m <sup>2</sup>
	プラスト処理 ISO Sa2 1/2 (ガーネット)	m <sup>2</sup>

区分	規格・仕様	単位
準備・補修		m <sup>2</sup>
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料	m <sup>2</sup>
	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	m <sup>2</sup>
下塗り塗装	有機ジンクリッチペイント	m <sup>2</sup>
	変性エポキシ樹脂塗料	m <sup>2</sup>
	鉛・クロムフリーさび止めペイント	m <sup>2</sup>
	変性エポキシ樹脂塗料 (内面用)	m <sup>2</sup>

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料は、1層当り (500g/m<sup>2</sup>×2) である。  
2. 有機ジンクリッチペイントは、1層当り (300g/m<sup>2</sup>×2) である。  
3. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

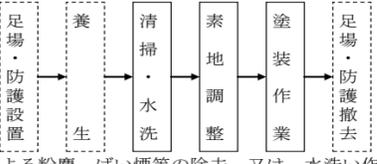
VI-1-⑧-2

工 種	市場単価		
	機	労	材
新橋継手部 現場塗装 中塗・上塗	○	○	○



(注) 1. 新橋継手部現場塗装とは、工場内に置いて継手部を除く部位への上塗り塗装が完了した新橋に対する架設現場での作業を示す。  
2. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

工 種	市場単価		
	機	労	材
塗替塗装	○	○	○



(注) 1. 清掃又は水洗い作業は、ウエスによる粉塵、ばい煙等の除去、又は、水洗い作業による塩分等の除去を対象とする。  
2. 素地調整は、塗装面積を計上する。  
3. 動力工具及び手工具による素地調整で発生したケレンかす等の処理に要する費用を含む。  
4. プラスト処理による素地調整で発生したケレンかす及び研掃材の処理に要する費用は含まない。  
5. プラスト処理による素地調整で粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策に要する費用は含まない。  
6. 密閉部における有機溶剤除去時の安全対策に要する費用は含まない。  
7. はけ・ローラー又はスプレーによる塗装作業とし、スプレー塗装に必要な養生費は、含まない。

2-2 市場単価の規格・仕様

区分	規格・仕様	単位
素地調整	動力工具処理 ISO S t 3	m <sup>2</sup>
	プラスト処理 ISO Sa2 1/2 ( <del>ガーネット</del> )	m <sup>2</sup>

(注) プラスト処理に用いる研削材は珪砂を除く。ガーネット、溶解アルミナ、銅スラグ等を使用する。

区分	規格・仕様	単位
準備・補修		m <sup>2</sup>
ミストコート	変性エポキシ樹脂塗料	m <sup>2</sup>
	超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (2回塗り/層)	m <sup>2</sup>
下塗り塗装	有機ジンクリッチペイント (2回塗り/層)	m <sup>2</sup>
	変性エポキシ樹脂塗料 (2層)	m <sup>2</sup>
	鉛・クロムフリーさび止めペイント (3層)	m <sup>2</sup>
	変性エポキシ樹脂塗料 (内面用)	m <sup>2</sup>

(注) 1. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料 (500g/m<sup>2</sup>×2)、有機ジンクリッチペイント (300g/m<sup>2</sup>×2) は、必要厚が1回では得られないので、2回塗りとしている。  
2. 2層は、1層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに1層の塗装を行うものである。  
3. 各塗料の単価は、1層当りの塗布回数、層数を考慮した1m<sup>2</sup>当りのものである。  
4. はけ・ローラーによる塗装作業とする。

VI-1-⑧-2

②884

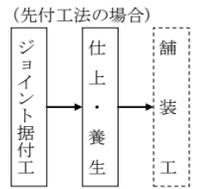
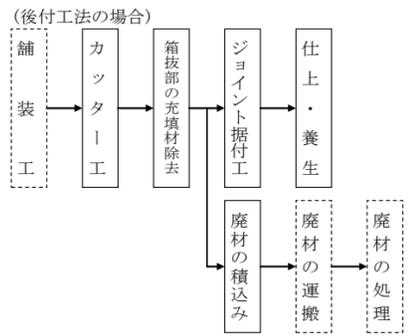
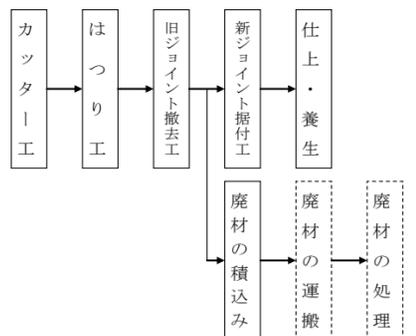
積算上の注意事項			(控え頁) 2/6
----------	--	--	--------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																																									
	<p>現 行</p> <p>表2.3 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">中塗り塗装</td> <td rowspan="3">長油性フタル酸樹脂塗料</td> <td>赤系</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>淡彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料</td> <td>淡彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p>表2.4 新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上塗り塗装</td> <td rowspan="3">長油性フタル酸樹脂塗料</td> <td>赤系</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>淡彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>ふっ素樹脂塗料</td> <td>淡彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) はけ・ローラーによる塗装作業とする。</p> <p>表2.5 塗替塗装(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>清掃・水洗い</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">素地調整</td> <td rowspan="5">1種ケレン(プラスト法)</td> <td></td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>2種ケレン(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>4種ケレン(動力工具と手工具の併用)</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>表2.6 塗替塗装(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">下塗り塗装</td> <td>弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料</td> <td rowspan="2">はけ・ローラー</td> <td rowspan="2">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)</td> </tr> <tr> <td>弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>スプレー</td> <td rowspan="2">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)</td> <td>はけ・ローラー</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>はけ・ローラーⅠ</td> <td rowspan="2">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)</td> <td>はけ・ローラーⅡ</td> </tr> <tr> <td>有機ジンクリッチペイント</td> <td>スプレー</td> <td rowspan="2">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)</td> <td>はけ・ローラー</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. はけ・ローラーⅠは、健全なジンクリッチプライマーやジンクリッチペイントを残し、その他の旧塗膜を全面除去した場合、はけ・ローラーⅡは、旧塗膜を全面除去した場合である。 2. はけ・ローラーⅡは、必要厚が1回では得られないので、2回塗りとしている。 3. 2層は、1層の塗装を行った後、適正な塗装間隔を空けてさらに1層の塗装を行うものである。 4. 各塗料の単価は、1層当りの塗布回数、層数を考慮した1㎡当りのものである。</p> <p>表2.7 塗替塗装(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">中塗り塗装</td> <td rowspan="3">長油性フタル酸樹脂塗料</td> <td>はけ・ローラー</td> <td>赤系</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>淡彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弱溶剤形ふっ素樹脂塗料</td> <td>はけ・ローラー</td> <td>淡彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>スプレー</td> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>はけ・ローラー</td> <td>濃彩</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>スプレー</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>VI-1-⑧-3</p>	区分	規格・仕様	単位	中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m <sup>2</sup>	淡彩	m <sup>2</sup>	濃彩	m <sup>2</sup>	ふっ素樹脂塗料	淡彩	m <sup>2</sup>			濃彩	m <sup>2</sup>	区分	規格・仕様	単位	上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m <sup>2</sup>	淡彩	m <sup>2</sup>	濃彩	m <sup>2</sup>	ふっ素樹脂塗料	淡彩	m <sup>2</sup>			濃彩	m <sup>2</sup>	区分	規格・仕様	単位		清掃・水洗い	m <sup>2</sup>	素地調整	1種ケレン(プラスト法)		m <sup>2</sup>	2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>	3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>	3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>	4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>	区分	規格・仕様	単位	下塗り塗装	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー	m <sup>2</sup>	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	スプレー	m <sup>2</sup>	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)	はけ・ローラー	有機ジンクリッチペイント	はけ・ローラーⅠ	m <sup>2</sup>	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーⅡ	有機ジンクリッチペイント	スプレー	m <sup>2</sup>	無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー	区分	規格・仕様	単位	中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m <sup>2</sup>		淡彩	m <sup>2</sup>		濃彩	m <sup>2</sup>	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	淡彩	m <sup>2</sup>	スプレー	濃彩	m <sup>2</sup>	はけ・ローラー	濃彩	m <sup>2</sup>		スプレー			<p>改 正</p> <p>現 行</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>備考</p> <p>層数の明記</p> <p>新規規格の追加 (はけ・ローラーⅠ、Ⅱ)</p> <p>語句の追加</p> <p>②885</p>
区分	規格・仕様	単位																																																																																																										
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		淡彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
	ふっ素樹脂塗料	淡彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
区分	規格・仕様	単位																																																																																																										
上塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	赤系	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		淡彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
	ふっ素樹脂塗料	淡彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																									
区分	規格・仕様	単位																																																																																																										
	清掃・水洗い	m <sup>2</sup>																																																																																																										
素地調整	1種ケレン(プラスト法)		m <sup>2</sup>																																																																																																									
		2種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		3種ケレンA(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		3種ケレンB(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>																																																																																																									
		4種ケレン(動力工具と手工具の併用)	m <sup>2</sup>																																																																																																									
区分	規格・仕様	単位																																																																																																										
下塗り塗装	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料	はけ・ローラー	m <sup>2</sup>																																																																																																									
	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)																																																																																																											
	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	スプレー	m <sup>2</sup>																																																																																																									
	鉛・クロムフリーさび止めペイント(2層)	はけ・ローラー																																																																																																										
	有機ジンクリッチペイント	はけ・ローラーⅠ	m <sup>2</sup>																																																																																																									
	有機ジンクリッチペイント(2回塗り/層)	はけ・ローラーⅡ																																																																																																										
	有機ジンクリッチペイント	スプレー	m <sup>2</sup>																																																																																																									
無溶剤変性エポキシ樹脂塗料(2層)	はけ・ローラー																																																																																																											
区分	規格・仕様	単位																																																																																																										
中塗り塗装	長油性フタル酸樹脂塗料	はけ・ローラー	赤系	m <sup>2</sup>																																																																																																								
			淡彩	m <sup>2</sup>																																																																																																								
			濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																								
	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料	はけ・ローラー	淡彩	m <sup>2</sup>																																																																																																								
		スプレー	濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																								
		はけ・ローラー	濃彩	m <sup>2</sup>																																																																																																								
	スプレー																																																																																																											
積算上の注意事項			(控え頁) 3/6																																																																																																									

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																										
現	行	改 正	備 考																																																																																									
<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 市場単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>鋼桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発錆面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30 以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3 種 A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15 ~ 30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 種 A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30 以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>同 上</td> <td>15 ~ 30</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>同 上</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>4 種</td> <td>同 上</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はブラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、ブラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜損箇所補修作業である。</p> <p>(10) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>		素地調整種別	さびの状態	発錆面積 (%)	素地調整内容	1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上	3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容	3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上	3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上	4 種	同 上	5 以下	同 上	<p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 鋼橋の現場での塗装作業に適用する。</p> <p>(2) 市場単価の設定でいう濃彩とは、青、緑系及びオレンジ系のことであり、赤系、濃彩以外を淡彩とする。</p> <p>(3) 適用出来る鋼橋形式は、次のとおりとする。</p> <p>鋼桁構造……プレートガーダー、連続プレートガーダー、ゲルバーガーダー、合成桁等に類するもの。</p> <p>箱桁構造……単純ボックスガーダー、連続ボックスガーダー、ゲルバーボックスガーダー、合成ボックスガーダーに類するもの。</p> <p>弦材を有する構造……トラス、ゲルバートラス、ランガー桁、アーチ又はラーメン等に類するもの。</p> <p>横断歩道橋……各種横断歩道橋。</p> <p>側道橋……各種側道橋。</p> <p>(4) 素地調整（ケレン）工に伴う塗膜の劣化面積と素地調整種別は、次のとおりとする。</p> <p>1) さびが発生している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>発錆面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 種</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>2 種</td> <td>点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。</td> <td>30 以上</td> <td>旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。</td> </tr> <tr> <td>3 種 A</td> <td>点錆がかなり点在している。</td> <td>15 ~ 30</td> <td>活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>点錆が少し点在している。</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>点錆がほんの少し点在している。</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) さびがなく、われ・ふくれ・はがれ・白亜化・変退色などの塗膜異常がある場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>素地調整種別</th> <th>さびの状態</th> <th>塗膜異常面積 (%)</th> <th>素地調整内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 種 A</td> <td>発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。</td> <td>30 以上</td> <td>活膜は残すが、不良部は除去する。</td> </tr> <tr> <td>3 種 B</td> <td>同 上</td> <td>15 ~ 30</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>3 種 C</td> <td>同 上</td> <td>5 ~ 15</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>4 種</td> <td>同 上</td> <td>5 以下</td> <td>同 上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 鋼橋架設の新橋継手部の素地調整は動力工具処理又はブラスト処理により行う作業をいう。</p> <p>(6) 3種ケレンについては、補修塗装作業を含むものとする。なお、2種及び4種ケレンについては、補修塗装作業を含まないものとする。</p> <p>(7) 2種ケレン、3種ケレン、4種ケレンは動力工具処理及び手工具により行う作業とし、ブラスト処理により行う作業は適用外とする。</p> <p>(8) ケレン（ブラスト処理を含む）及びスプレー塗装の粉塵飛散防止のための防護工及び安全対策が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>(9) 準備・補修における補修塗装作業とは、橋梁架設時に行う下塗り塗膜損箇所補修作業である。</p> <p>(10) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(10) ブラスト処理による素地調整工で発生したケレンかす、及び研掃材の処理に要する費用は含まない。</p> <p>(11) 準備・補修及び清掃・水洗い作業における水洗い作業の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(12) 準備・補修における下塗り損傷箇所の補修塗り、素地調整3種ケレンにおける鋼材露出部への簡易的な部分塗り（タッチアップ作業）の有無に関わらず適用できる。</p> <p>(13) 随意契約による調整を行う追加工事の扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>		素地調整種別	さびの状態	発錆面積 (%)	素地調整内容	1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。	2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。	3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。	3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上	3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上	素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容	3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。	3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上	3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上	4 種	同 上	5 以下	同 上	<p>語句の修正</p> <p>現行どおり</p> <p>語句の追加</p>
素地調整種別	さびの状態	発錆面積 (%)	素地調整内容																																																																																									
1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																									
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																									
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																									
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上																																																																																									
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上																																																																																									
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容																																																																																									
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																									
3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上																																																																																									
3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上																																																																																									
4 種	同 上	5 以下	同 上																																																																																									
素地調整種別	さびの状態	発錆面積 (%)	素地調整内容																																																																																									
1 種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																									
2 種	点錆が進行し、板状錆に近い状態や、こぶ状錆となっている。	30 以上	旧塗膜、さびを除去し、鋼材面を露出させる。																																																																																									
3 種 A	点錆がかなり点在している。	15 ~ 30	活膜は残すが、それ以外の不良部（さび・われ・ふくれ）は除去する。																																																																																									
3 種 B	点錆が少し点在している。	5 ~ 15	同 上																																																																																									
3 種 C	点錆がほんの少し点在している。	5 以下	同 上																																																																																									
素地調整種別	さびの状態	塗膜異常面積 (%)	素地調整内容																																																																																									
3 種 A	発錆はないが、われ・ふくれ・はがれの発生が多く認められる。	30 以上	活膜は残すが、不良部は除去する。																																																																																									
3 種 B	同 上	15 ~ 30	同 上																																																																																									
3 種 C	同 上	5 ~ 15	同 上																																																																																									
4 種	同 上	5 以下	同 上																																																																																									
積算上の注意事項	VI-1-⑧-6	VI-1-⑧-6	②888																																																																																									
			(控え頁) 4/6																																																																																									

工 種	橋梁付属物工
-----	--------

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>⑨ 橋梁付属物工</p> <p>⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</p> <p>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180kgを超える補修工事。</p> <p>2) 旧伸縮装置が、先付鋼製フィンガー式及びスライド式伸縮装置の場合。</p> <p>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。</p> <p>6) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>9) 鋼床版の場合。</p> <p>10) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑨-1</p>	<p>⑨ 橋梁付属物工</p> <p>⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</p> <p>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180kgを超える補修工事。</p> <p>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。</p> <p>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。</p> <p>6) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>9) 鋼床版の場合。</p> <p>10) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑨-1</p>	<p style="text-align: right;">②890</p>	<p>市場単価との整合適用の明確化</p>
積算上の注意事項			(控え頁) 1/18

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																							
現	行	改 正	備 考																							
<p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(先付工法の場合)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>新 設</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※×</td> </tr> </table>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(後付工法の場合)</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>  </div> </div> <p>(注) 1. ジョイント据付工には、型枠、コンクリート打設、据付等の作業を含む。  2. 伸縮装置本体及び本体に付属するアンカーボルトは、別途計上する。  3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。  1) 打設コンクリート(新設は、普通コンクリート〔普通又は高炉又は早強セメント〕、補修は超速硬コンクリート)  2) 補強鉄筋  3) 削孔式アンカー  4) その他作業に必要な資材  5) 施工に伴う諸資材のロス等</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-2</p>		工 種	市場単価			機	労	材	新 設	○	○	※×	工 種	市場単価			機	労	材	補 修	○	○	×	<p>現行どおり</p>	<p>(注) 1. ジョイント据付工には、型枠、コンクリート打設、据付等の作業を含む。  2. 伸縮装置本体及び本体に付属するアンカーボルトは、別途計上する。  3. 市場単価に含む諸資材は、以下のとおりである。  1) 打設コンクリート(新設は、普通コンクリート〔普通又は高炉又は早強セメント〕、補修は超速硬コンクリート)  2) 補強鉄筋  3) 削孔式アンカー (補修の場合は含む。新設に必要な場合は別途計上する)  4) その他作業に必要な資材  5) 施工に伴う諸資材のロス等</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-2</p>	<p>適用の明確化</p>
工 種	市場単価																									
	機	労	材																							
新 設	○	○	※×																							
工 種	市場単価																									
	機	労	材																							
補 修	○	○	×																							
積算上の注意事項		②891	(控え頁) 2/18																							

工 種	橋梁付属物工
-----	--------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+本体材料費 (注1) 設計単価=標準の市場単価×K<sub>1</sub></p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工出来る車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(5) 補修工事において、床版打抜き等の床版に影響のある場合は、床版補修の費用を別途計上する。</p> <p>(6) 新設工事における工法(先付・後付)にかかわらず適用出来る。</p> <p>(7) 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章②5 般運搬」により別途計上する。</p>	<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量+本体材料費 (注) 設計単価=標準の市場単価×K<sub>1</sub></p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工出来る車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(5) 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。</p> <p>(6) 新設工事における工法(先付・後付)にかかわらず適用出来る。</p> <p>(7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 (材料費は別途計上)</p> <p>(8) 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章②5 般運搬」により別途計上する。</p>	<p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量+本体材料費 (注) 設計単価=標準の市場単価×K<sub>1</sub></p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すものの他に、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工出来る車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 現道拡幅工事で縦目地を新設する場合は、一般の新設工事と同等の施工条件を満足する場合に適用する。 なお、新設工事と同等の施工条件とは、供用側床版端部のカッター工及びはつり工を完了しているものをいう。</p> <p>(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(5) 補修工事において、床版打抜き等により床版に影響が出る場合は、床版補修の費用を別途計上する。</p> <p>(6) 新設工事における工法(先付・後付)にかかわらず適用出来る。</p> <p>(7) 地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。 (材料費は別途計上)</p> <p>(8) 廃材の運搬については、「第Ⅱ編第2章②5 般運搬」により別途計上する。</p>	<p>語句修正 適用の明確化</p>
VI-1-⑨-4	②893	VI-1-⑨-4	
積算上の注意事項			(控え頁) 4/18

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】										特 殊 型 枠 使 用	摘 要
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	本 体 付 属 ア ン カ ー ボ ル ト			特 殊 型 枠 使 用				
											分 類	形 式	本 体 価 格 に 含 む					
理 研 工 業	エースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○	○	○	○	50~120	○	14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○				
		MW-35, 50-I	○	○	○	○	35~50	○	9.4	39.1~39.6	○	○	○	○				
		MW-60, 70, 80, 100, 120, 135-I	○	○	○	○	60~135	○	9.4	54.0~86.7	○	○	○	○				
橋 梁 マテナス	KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○	○	○	○	20~50	○	6.2	63.0~86.4	○	○	○	○	誘導板別途			
		KMA-60, 80, 110, 160	○	○	○	○	60~160	○	9.4~13.5	61.9~180.0	○	○	○	○	#			
	KMA ジョイント	KMA II-60, 80, 110, 160	○	○	○	○	60~160	○	14.1~29.1	51.1~165.1	○	○	○	○	#			
		SP-60, 80, 110, 160KMA	○	○	○	○	60~160	○	13.4~14.4	104.4~180.0	○	○	○	○	#			
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	3S-V ジョイント	TR-50	○	○	○	○	50	○	2.0	13.9	○	○	○	○	#			
		3S-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	○	6.2	55.0~56.5	○	○	○	○	#			
	3S-40V	○	○	○	○	40	○	6.2	67.5	○	○	○	○	#				
	ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○	○	○	○	20~80	○	6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○	#			
		ST-80G	○	○	○	○	80	○	9.4	162.3	○	○	○	○	誘導板付き			
	グライディングジョイント	GLH-20, 30, 40, 50	○	○	○	○	20~50	○	6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	#			
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○	○	○	○	20~100	○	6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	#			
	VM ジョイント	VM	○	○	○	○	20	○	6.2	31.5	○	○	○	○	鉛直伸縮量 20mm			
	3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	○	6.2	37.8~39.3	○	○	○	○	#			
	AI ジョイント	AIJ-20, 30	○	○	○	○	20~30	○	4.0	42.3~44.8	○	○	○	○	#			
SBH ジョイント	SBH-40	○	○	○	○	40	○	4.0	40.5	○	○	○	○	#				
	SBH-60, 80	○	○	○	○	60~80	○	4.0	53.8~60.1	○	○	○	○	#				

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】										特 殊 型 枠 使 用	摘 要
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	本 体 付 属 ア ン カ ー ボ ル ト			特 殊 型 枠 使 用				
											分 類	形 式	本 体 価 格 に 含 む					
理 研 工 業	エースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○	○	○	○	50~120	○	14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○				
		MW-35, 50-I	○	○	○	○	35~50	○	9.4	39.1~39.6	○	○	○	○				
		MW-60, 70, 80, 100, 120, 135-I	○	○	○	○	60~135	○	9.4	54.0~86.7	○	○	○	○				
橋 梁 マテナス	KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○	○	○	○	20~50	○	6.2	63.0~86.4	○	○	○	○	誘導板別途			
		KMA-60, 80, 110, 160	○	○	○	○	60~160	○	9.4~13.5	61.9~180.0	○	○	○	○	#			
	KMA ジョイント	KMA II-60, 80, 110, 160	○	○	○	○	60~160	○	14.1~29.1	51.1~165.1	○	○	○	○	#			
		SP-60, 80, 110, 160KMA	○	○	○	○	60~160	○	13.4~14.4	104.4~180.0	○	○	○	○	#			
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	3S-V ジョイント	TR-50	○	○	○	○	50	○	2.0	13.9	○	○	○	○	#			
		3S-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	○	6.2	55.0~56.5	○	○	○	○	#			
	3S-40V	○	○	○	○	40	○	6.2	67.5	○	○	○	○	#				
	ST ジョイント	ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○	○	○	○	20~80	○	6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○	#			
		ST-80G	○	○	○	○	80	○	9.4	162.3	○	○	○	○	誘導板付き			
	グライディングジョイント	GLH-20, 30, 40, 50	○	○	○	○	20~50	○	6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	#			
	スマートジョイント	SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○	○	○	○	20~100	○	6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	#			
	VM ジョイント	VM	○	○	○	○	20	○	6.2	31.5	○	○	○	○	鉛直伸縮量 20mm			
	3S-V ジョイント(歩道用)	3S-V, 3S-20V, 30V	○	○	○	○	20~30	○	6.2	37.8~39.3	○	○	○	○	#			
	AI ジョイント	AIJ-20, 30	○	○	○	○	20~30	○	4.0	42.3~44.8	○	○	○	○	#			
SBH ジョイント	SBH-40	○	○	○	○	40	○	4.0	40.5	○	○	○	○	#				
	SBH-60, 80	○	○	○	○	60~80	○	4.0	53.8~60.1	○	○	○	○	#				

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

仕様変更

VI-1-⑨-5

積算上の注意事項		②894	(控え頁) 6/18
----------	--	------	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
------	------	----------	----

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】										特 殊 型 種 使 用	備 考
			歩 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類 型	形 式 後 縮 め	本 体 溶 接 済 み	本 体 価 格 に 含 む	特 殊 型 種 使 用			
																車 道 用		
中 外 道 路	ガスライドジョイント	GS-20,25,30,50,80,100,125,150,175,200,220	○	○	○	○	20~220	○	4.0	82.8~118.8	○	○	○	○	誘導板別途			
	スーパーガイトップジョイント	SFT-20,25,30,50,80	○	○	○	○	20~80	○	8.0	50.4~70.2	○	○	○	○	誘導板別途			
		SFT-100,125,150,175,200	○	○	○	○	100~200	○	12.5	82.8~169.2	○	○	○	○	〃			
	スーパーガイトップジョイント R型	SFT-R20,R25,R30,R50,R80	○	○	○	○	20~80	○	8.0	50.4~70.2	○	○	○	○	〃			
		SFT-R100,R125,R150,R175,R200	○	○	○	○	100~200	○	12.5	82.8~169.2	○	○	○	○	〃			
	メタルガージョイント	ML-20FL,30FL,40FL,50FL,60FL,70FL	○	○	○	○	20~70	○	8.0	59.4~138.6	○	○	○	○	誘導板別途			
		ML-60FL,80FL,100FL	○	○	○	○	60~100	○	8.0	73.8~167.4	○	○	○	○	〃			
	NAジョイント	NA-20F,30F	○	○	○	○	20~30	○	4.0	52.2	○	○	○	○	〃			
	CGスチールジョイント	ML-20F,30F,40F,50F,60F	○	○	○	○	20~60	○	8.0	50.4~79.2	○	○	○	○	〃			
	メタルトップスチールジョイント	MFS-35L,50L	○	○	○	○	35~50	○	9.4	79.2~82.8	○	○	○	○	〃			
		MFS-35,50,90	○	○	○	○	35~90	○	9.4	72.0~84.6	○	○	○	○	〃			
	ラバースジョイント	RFS-35,50,90	○	○	○	○	35~90	○	9.4	46.8~48.6	○	○	○	○	〃			
		RHS-35,60	○	○	○	○	35~60	○	4.0	41.4~46.8	○	○	○	○	誘導板別途			
	RF-35	○	○	○	○	20	○	4.0	36.7	○	○	○	○	〃				
	PC構造スチールジョイント	PC-20,25,30	○	○	○	○	20~35	○	4.0	41.4~45.0	○	○	○	○	〃			
秩 父 産 業	メタルジョイント	YC-20,30,40,50,60,70,80	○	○	○	○	20~80	○	6.2	64.5~161.4	○	○	○	○	片側誘導板付き			
		YC-200,300,400,500,600,700,800	○	○	○	○	20~80	○	6.2	68.4~166.0	○	○	○	○	片側誘導板付き			
		YC-200L,300L,400L,500L,600L,700L,800L	○	○	○	○	20~80	○	6.2	72.7~171.1	○	○	○	○	両側誘導板付き			
		SC-20,30	○	○	○	○	20~30	○	6.2	39.6~40.3	○	○	○	○	誘導板別途			
		MC-20,30,40,50,60,70	○	○	○	○	20~70	○	6.2	52.6~101.2	○	○	○	○	〃			
		LC-20,30,40,50,60,70,80,100,120,150	○	○	○	○	20~150	○	6.2	83.4~131.3	○	○	○	○	〃			
東 京 ワ ッ プ ラ ン ク 工 業	プロフジョイント	NH型 20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	○	4.2	59.1~89.9	○	○	○	○	誘導板付き			
		CH型20,25,35,50,60	○	○	○	○	20~60	○	3.98	56.3~102.1	○	○	○	○	誘導板付き			
		SH型20,40,60	○	○	○	○	20~60	○	5.97~9.95	66.2~128.4	○	○	○	○	誘導板付き			
		SH型20,35,50,60	○	○	○	○	20~60	○	4.2	80.3~119.0	○	○	○	○	誘導板付き			
ミニ・プロフジョイント	I型・II型	○	○	○	○	10~30	○	3.98	24.3~43.0	○	○	○	○	〃				

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後縮め」の場合は、本体質量に含まない。

VI-1-⑨-6

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】										特 殊 型 種 使 用	備 考
			歩 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類 型	形 式 後 縮 め	本 体 溶 接 済 み	本 体 価 格 に 含 む	特 殊 型 種 使 用			
																車 道 用		
中 外 道 路	ガスライドジョイント	GS-20,25,30,50,80,100,125,150,175,200,220	○	○	○	○	20~220	○	4.0	82.8~118.8	○	○	○	○	誘導板別途			
	スーパーガイトップジョイント	SFT-20,25,30,50,80	○	○	○	○	20~80	○	8.0	50.4~70.2	○	○	○	○	誘導板別途			
		SFT-100,125,150,175,200	○	○	○	○	100~200	○	12.5	82.8~169.2	○	○	○	○	〃			
	スーパーガイトップジョイント R型	SFT-R20,R25,R30,R50,R80	○	○	○	○	20~80	○	8.0	50.4~70.2	○	○	○	○	〃			
		SFT-R100,R125,R150,R175,R200	○	○	○	○	100~200	○	12.5	82.8~169.2	○	○	○	○	〃			
	メタルガージョイント	ML-20FL,30FL,40FL,50FL,60FL,70FL	○	○	○	○	20~70	○	8.0	59.4~138.6	○	○	○	○	誘導板別途			
		ML-60FL,80FL,100FL	○	○	○	○	60~100	○	8.0	73.8~167.4	○	○	○	○	〃			
	NAジョイント	NA-20F,30F	○	○	○	○	20~30	○	4.0	52.2	○	○	○	○	〃			
	CGスチールジョイント	ML-20F,30F,40F,50F,60F	○	○	○	○	20~60	○	8.0	50.4~79.2	○	○	○	○	〃			
	メタルトップスチールジョイント	MFS-35L,50L	○	○	○	○	35~50	○	9.4	79.2~82.8	○	○	○	○	〃			
		MFS-35,50,90	○	○	○	○	35~90	○	9.4	72.0~84.6	○	○	○	○	〃			
	ラバースジョイント	RFS-35,50,90	○	○	○	○	35~90	○	9.4	46.8~48.6	○	○	○	○	〃			
		RHS-35,60	○	○	○	○	35~60	○	4.0	41.4~46.8	○	○	○	○	誘導板別途			
	RF-35	○	○	○	○	20	○	4.0	36.7	○	○	○	○	〃				
	PC構造スチールジョイント	PC-20,25,30	○	○	○	○	20~35	○	4.0	41.4~45.0	○	○	○	○	〃			
秩 父 産 業	メタルジョイント	YC-20,30,40,50,60,70 (ボルト付)	○	○	○	○	20~80	○	6.2	85.2~177.4	○	○	○	○	ゴム挿付き			
		YC-200,300,400,500,600 (ボルト付)	○	○	○	○	20~80	○	6.2	88.9~151.2	○	○	○	○	片側誘導板・ゴム挿付き			
		YC-200L,300L,400L,500L,600L (ボルト付)	○	○	○	○	20~80	○	6.2	92.5~154.9	○	○	○	○	両側誘導板・ゴム挿付き			
		SC-20,30	○	○	○	○	20~30	○	6.2	41.4~42.6	○	○	○	○	誘導板別途			
		MC-20,30,40,50,60,70	○	○	○	○	20~70	○	6.2	54.6~101.2	○	○	○	○	〃			
		LC-20,30,40,50,60,70,80,100,120,150	○	○	○	○	20~150	○	6.2	82.7~139.0	○	○	○	○	〃			

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後縮め」の場合は、本体質量に含まない。

次ページに移動

②895

VI-1-⑨-6

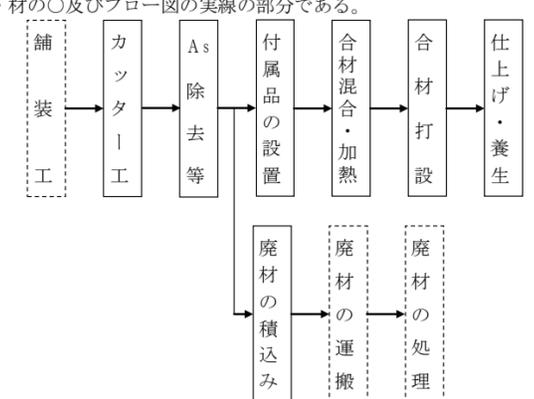
積算上の注意事項		(控え頁)
----------	--	-------







工 種	橋梁付属物工
-----	--------

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考											
現	行	改 正	備 考											
	<p>⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮量が50mm(±25mm)以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。</p> <p>① 「市場単価⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。</p> <p>② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。</p> <p>③ 埋設型伸縮装置である場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。</p> <p>2) 仮復旧を行う作業。</p> <p>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>4) 旧伸縮装置が、先付鋼製フィンガー式及びスライド式伸縮装置の場合。</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・後付工法 (舗装厚内型)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-11</p>	工 種	市場単価			機	労	材	新設・後付工法 (舗装厚内型)	○	○	×	<p>⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮量が50mm(±25mm)以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の仕様の場合。</p> <p>① 「市場単価⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。</p> <p>② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。</p> <p>③ 埋設型伸縮装置である場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。</p> <p>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合</p> <p>3) <u>ヘキサロック工法の場合。</u></p> <p>4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>5) 仮復旧を伴う作業。</p> <p>6) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>7) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-11</p> <p style="text-align: right;">②900</p>	<p>市場単価との整合 適用の明確化</p>
工 種	市場単価													
	機	労	材											
新設・後付工法 (舗装厚内型)	○	○	×											
積算上の注意事項			(控え頁) 12/18											

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																
現	行	改	正																																																
<p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2.2 補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業の場合</td> <td>通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)</td> <td>補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2.3 補正係数の数値</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>記号</th> <th>新設工事</th> <th>補修工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業の場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.40</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-13～4</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	夜間作業の場合	通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	規格・仕様	記号	新設工事	補修工事	夜間作業の場合	K <sub>1</sub>	1.40	1.30	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	K <sub>2</sub>	—	0.90	<p>2-3 補正係数 (1) 補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2.2 補正係数の適用基準</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業の場合</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)</td> <td>補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 補正係数の数値</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>表2.3 補正係数の数値</caption> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>記号</th> <th>新設工事</th> <th>補修工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夜間作業の場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.40</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>—</td> <td>0.90</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-14</p>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	夜間作業の場合	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量	規格・仕様	記号	新設工事	補修工事	夜間作業の場合	K <sub>1</sub>	1.40	1.30	既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	K <sub>2</sub>	—	0.90		<p>補足を追記</p>
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																
夜間作業の場合	通常勤務すべき時間帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量																																																
既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																																
規格・仕様	記号	新設工事	補修工事																																																
夜間作業の場合	K <sub>1</sub>	1.40	1.30																																																
既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	K <sub>2</sub>	—	0.90																																																
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																
夜間作業の場合	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub>	対象数量																																																
既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	補修工事において、既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub>	対象数量																																																
規格・仕様	記号	新設工事	補修工事																																																
夜間作業の場合	K <sub>1</sub>	1.40	1.30																																																
既設伸縮継手装置が突合わせ目地、あるいは埋設型伸縮継手装置の場合(補修のみ)	K <sub>2</sub>	—	0.90																																																
積算上の注意事項			(控え頁) 15/18																																																

改正理由	一部改正	改 正 現 行	備 考																																	
現	行	改 正	備 考																																	
<p>2-4 加算額</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th colspan="2">適用基準</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加算額</td> <td style="text-align: center;">舗装厚内型</td> <td style="text-align: center;">本体材料費</td> <td>舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m<sup>3</sup>) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">床版箱抜型</td> <td style="text-align: center;">特殊合材費</td> <td>床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m<sup>3</sup>) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伸縮金物費</td> <td>床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)</p> <p>(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub></p> <p>(注2) 舗装厚内型の場合 加算額総金額 = 設計数量 (m) × 設計断面積 (m<sup>2</sup>) × 本体材料加算額 (m<sup>3</sup>)</p> <p>床版箱抜型の場合 加算額総金額 = {設計数量 (m) × 設計断面積 (m<sup>2</sup>) × 特殊合材加算額 (m<sup>3</sup>) + 設計数量 (m) × 伸縮金物加算額 (m)}</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すもの他に、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工できる車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 加算額 (本体材料費) の計上において、設計断面積 (m<sup>2</sup>) は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積 (バックアップ材、及びロスを含まない) とする。</p> <p>(4) 任意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑨-14</p>	規格・仕様		適用基準		単位	加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。	m <sup>3</sup>	床版箱抜型	特殊合材費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。	m <sup>3</sup>	伸縮金物費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。	m	<p>2-4 加算額</p> <p style="text-align: center;">表2.4 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th colspan="2">適用基準</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加算額</td> <td style="text-align: center;">舗装厚内型</td> <td style="text-align: center;">本体材料費</td> <td>舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m<sup>3</sup>) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">床版箱抜型</td> <td style="text-align: center;">特殊合材費</td> <td>床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m<sup>3</sup>) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。</td> <td style="text-align: center;">m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伸縮金物費</td> <td>床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-5 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費 = (設計単価 (注1) × 設計数量) + 加算額総金額 (注2)</p> <p>(注1) 設計単価 = 標準の市場単価 × K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub></p> <p>(注2) 舗装厚内型の場合 加算額総金額 = 設計数量 (m) × 設計断面積 (m<sup>2</sup>) × 本体材料加算額 (m<sup>3</sup>)</p> <p>床版箱抜型の場合 加算額総金額 = {設計数量 (m) × 設計断面積 (m<sup>2</sup>) × 特殊合材加算額 (m<sup>3</sup>) + 設計数量 (m) × 伸縮金物加算額 (m)}</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、市場単価の設定に示すもの他に、下記の点に留意すること。</p> <p>(1) 補修工事の場合、1日当り1班編成で施工できる車線相当数は、交通規制等の施工条件によるものとする。</p> <p>(2) 補修工事における施工数量は、表2.1に示す延長を標準とし、斜橋等で延長が変動しても、各車線相当単位の単価とする。</p> <p>(3) 加算額 (本体材料費) の計上において、設計断面積 (m<sup>2</sup>) は、特殊合材を用いる伸縮継手装置本体に相当する面積 (バックアップ材、及びロスを含まない) とする。</p> <p>(4) <u>地覆・壁高欄部のシーリング工及び地覆・壁高欄カバー設置工の有無に関わらず適用できる。(材料費は別途計上)</u></p> <p>(5) 任意契約により調整を行う場合の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: right;">②903 VI-1-⑨-14</p>	規格・仕様		適用基準		単位	加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。	m <sup>3</sup>	床版箱抜型	特殊合材費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。	m <sup>3</sup>	伸縮金物費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。	m	<p style="text-align: right;">市場単価との整合適用の明確化</p>
規格・仕様		適用基準		単位																																
加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。	m <sup>3</sup>																																
	床版箱抜型	特殊合材費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。	m <sup>3</sup>																																
伸縮金物費		床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。	m																																	
規格・仕様		適用基準		単位																																
加算額	舗装厚内型	本体材料費	舗装厚内型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、本体材料費 (特殊合材及び付属する金具等一式を含む) を加算する。	m <sup>3</sup>																																
	床版箱抜型	特殊合材費	床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m <sup>3</sup> ) に従って、特殊合材費 (伸縮金物を除く) を加算する。	m <sup>3</sup>																																
伸縮金物費		床版箱抜型の継手本体の設計数量 (m) に従って、伸縮金物費 (特殊合材を除く) を加算する。	m																																	
積算上の注意事項			(控え頁) 16/18																																	

改正理由	一部改正	改 正 現 行	
------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】					【構造関係】					摘要				
		歩車道区分	積雪地対応	設置方向	製品取付部位	新設施工法	伸縮量 (mm)	非排水構造	補強鉄筋重量 (kg/m)	材 料 区 分						
										種類	標準断面寸法					
車道用	歩道用	仕様有り	道路縦断方向	道路横断方向	舗装厚内型	床版箱抜付	先付	後付	(合材)	B (mm)	H (mm)					
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○				○	30.0	○	RTコンパルト	500	75	
山王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○				○	40.0	○	DS合材	500	75	表層材:表面散布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○		○	○				○	30(±15)	○		500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS J-M	○	○		○	○				○	50.0	○	フクコン	400(400)	120(40)	遊間 60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-P	○	○		○	○				○	30.0	○	フクコン	400(400)	40(40)	遊間 60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-MD	○	○		○	○				○	40.0	○	フクコン	400(400)	120(40)	表層材:ファルコン (開粒タイプ) 使用 遊間 60mm 超え不可
横浜ゴム	ソーマジョイント	○	○		○	○				○	50.0	○		500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。  
 ※2. 標準断面寸法が ( ) となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

VI-1-⑨-15

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覧表

製作会社名	伸縮装置名称	【用途関係】					【構造関係】					摘要				
		歩車道区分	積雪地対応	設置方向	製品取付部位	新設施工法	伸縮量 (mm)	非排水構造	補強鉄筋重量 (kg/m)	材 料 区 分						
										種類	標準断面寸法					
車道用	歩道用	仕様有り	道路縦断方向	道路横断方向	舗装厚内型	床版箱抜付	先付	後付	(合材)	B (mm)	H (mm)					
アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	○	○		○	○				○	30.0	○	RTコンパルト	500	75	
山王	MMジョイントDS型	○	○	○	○	○				○	40.0	○	DS合材	500	75	表層材:表面散布骨材
東京ファブリック工業	インナージョイント	○	○		○	○				○	30(±15)	○		500	75	
ヒートロック工業	シームレスジョイントS J-M	○	○		○	○				○	50.0	○	フクコン	400(400)	120(40)	遊間 60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-P	○	○		○	○				○	30.0	○	フクコン	400(400)	40(40)	遊間 60mm 超え不可
	シームレスジョイントS J-MD	○	○		○	○				○	40.0	○	フクコン	400(400)	120(40)	表層材:ファルコン (開粒タイプ) 使用 遊間 60mm 超え不可
メンテナンス九州	MMジョイント	○	○	○	○	○				○	40	○	マトリクス502	500	50	
横浜ゴム	ソーマジョイント	○	○		○	○				○	50.0	○		500	75	

※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。  
 ※2. 標準断面寸法が ( ) となっている規格については、床板箱抜き寸法を表す。

VI-1-⑨-15

②904

適用規格の追加

積算上の注意事項			(控え頁) 18/18
----------	--	--	----------------

工 種	構造物とりこわし工
-----	-----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																					
現	行	改 正	備 考																					
<p>⑩ 構造物とりこわし工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、構造物とりこわし工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。</p> <p>(2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。</p> <p>2) とりこわし作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機以外の場合(火薬、ワイヤーソーイング、静的破碎及び大型ブレーカ、コンクリート圧砕機を使用する場合で、施工基面(機械設置基面)より上下5mを超える作業能力を有する機種等)。</p> <p>3) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。</p> <p>4) 「構造物とりこわし工」にともなう「石積取壊し(人力)」及び「コンクリートはつり(平均はつり厚6cm以下)」。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 特殊地域における労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>無筋構造物</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <p>(注) 1. チゼルの損耗費等を含む。</p> <p>2. 上記フロー図の破線表示(運搬、処分)の作業は、施工単価入力基準表(WB811840)を使用した場合は考慮されるため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	無筋構造物	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋構造物	○	○	/	<p>⑩ 構造物とりこわし工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、構造物とりこわし工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。</p> <p>(2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。</p> <p><u>(3) 施工基面(機械設置基面)より上下5m以内のとりこわし作業。</u></p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。</p> <p><del>2) とりこわし作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機以外の場合(火薬、ワイヤーソーイング、静的破碎及び大型ブレーカ、コンクリート圧砕機を使用する場合で、施工基面(機械設置基面)より上下5mを超える作業能力を有する機種等)。</del></p> <p>2) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。</p> <p>3) 「構造物とりこわし工」にともなう「石積取壊し(人力)」及び「コンクリートはつり(平均はつり厚6cm以下)」。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p><u>1) 施工基面(機械設置基面)より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。</u></p> <p><u>2) コア抜きして内部を広げて破碎する場合。</u></p> <p><u>3) 特殊地域における労務費の補正が適用される工事の場合。</u></p> <p><u>4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">②905</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	<p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p>
工 種		市場単価																						
	機	労	材																					
無筋構造物	○	○	/																					
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
鉄筋構造物	○	○	/																					
積算上の注意事項			(控え頁) 1/8																					

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																										
現 行		改 正																																																																																																										
(2) 加算率・補正係数の数値		(2) 加算率・補正係数の数値																																																																																																										
<p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加算率</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">無筋構造物</th> <th colspan="2">鉄筋構造物</th> </tr> <tr> <th>機械施工</th> <th>人力施工</th> <th>機械施工</th> <th>人力施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S<sub>0</sub></td> <td rowspan="2">10 m<sup>3</sup> 以上 0%</td> <td rowspan="2">S<sub>0</sub></td> <td>10 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>3 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>10 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>3 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S<sub>1</sub></td> <td rowspan="2">10 m<sup>3</sup> 未満 10%</td> <td rowspan="2">S<sub>1</sub></td> <td>3 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>3 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>10 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>3 m<sup>3</sup> 未満</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.20</td> <td>1.45</td> <td>1.20</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>低騒音・低振動対策</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>1.30</td> <td>—</td> <td>1.15</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 1工事の施工量は、工法ごとで判断する。(鉄筋、無筋での区分はせず、機械施工か人力施工かで判断する。)</p> <p>2. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。</p> <p>3. 補正係数「低騒音・低振動対策 (K<sub>3</sub>)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出          直接工事費=設計単価(注1)×設計数量          (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>×K<sub>3</sub>)</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>(1) 共通事項</p> <p>1) コンクリート殻は、径30cm程度に破砕するものとする。ただし、破砕したコンクリート殻を新たに径30cm程度より小さく破砕する場合の費用は、含まない。</p> <p>(2) 随意契約の調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p>(3) PC・RC橋上部、鋼橋床版は鉄筋構造物を適用する。</p> <p>(4) 構造物とりこわしの施工量については、構造物のとりこわし前の体積とする。</p>		加算率	区 分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工	S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上 0%	S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上	0%	0%	0%	0%	S <sub>1</sub>	10 m <sup>3</sup> 未満 10%	S <sub>1</sub>	3 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満	10%	20%	10%	20%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.10	1.20	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.20	1.45	1.20	1.45	低騒音・低振動対策	K <sub>3</sub>	1.30	—	1.15	—	<p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">加算率</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">無筋構造物</th> <th colspan="2">鉄筋構造物</th> </tr> <tr> <th>機械施工</th> <th>人力施工</th> <th>機械施工</th> <th>人力施工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">S<sub>0</sub></td> <td rowspan="2">10 m<sup>3</sup> 以上 0%</td> <td rowspan="2">S<sub>0</sub></td> <td>10 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>3 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>10 m<sup>3</sup> 以上</td> <td>3 m<sup>3</sup> 以上</td> </tr> <tr> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">S<sub>1</sub></td> <td rowspan="2">10 m<sup>3</sup> 未満 10%</td> <td rowspan="2">S<sub>1</sub></td> <td>3 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>3 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>10 m<sup>3</sup> 未満</td> <td>3 m<sup>3</sup> 未満</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> <td>1.10</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.20</td> <td>1.45</td> <td>1.20</td> <td>1.45</td> </tr> <tr> <td>低騒音・低振動対策</td> <td>K<sub>3</sub></td> <td>1.30</td> <td>—</td> <td>1.15</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. <u>施工規模は、無筋・鉄筋構造物区分に関係なく、1工事における機械施工、人力施工の工法ごとの全体数量で判断する。</u></p> <p>2. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は、施工規模の加算率のみを対象とする。</p> <p>3. 補正係数「低騒音・低振動対策 (K<sub>3</sub>)」は、低騒音・低振動対策として圧砕機を使用する工事を対象とする。</p>		加算率	区 分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物		機械施工	人力施工	機械施工	人力施工	S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上 0%	S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上	0%	0%	0%	0%	S <sub>1</sub>	10 m <sup>3</sup> 未満 10%	S <sub>1</sub>	3 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満	10%	20%	10%	20%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.10	1.20	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.20	1.45	1.20	1.45	低騒音・低振動対策	K <sub>3</sub>	1.30	—	1.15	—	備考
加算率	区 分				記号	無筋構造物		鉄筋構造物																																																																																																				
		機械施工	人力施工	機械施工		人力施工																																																																																																						
S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上 0%	S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上																																																																																																						
			0%	0%	0%	0%																																																																																																						
S <sub>1</sub>	10 m <sup>3</sup> 未満 10%	S <sub>1</sub>	3 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満																																																																																																						
			10%	20%	10%	20%																																																																																																						
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.10	1.20																																																																																																						
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.20	1.45	1.20	1.45																																																																																																						
	低騒音・低振動対策	K <sub>3</sub>	1.30	—	1.15	—																																																																																																						
加算率	区 分	記号	無筋構造物		鉄筋構造物																																																																																																							
			機械施工	人力施工	機械施工	人力施工																																																																																																						
S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上 0%	S <sub>0</sub>	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 以上	3 m <sup>3</sup> 以上																																																																																																						
			0%	0%	0%	0%																																																																																																						
S <sub>1</sub>	10 m <sup>3</sup> 未満 10%	S <sub>1</sub>	3 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満	10 m <sup>3</sup> 未満	3 m <sup>3</sup> 未満																																																																																																						
			10%	20%	10%	20%																																																																																																						
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.20	1.10	1.20																																																																																																						
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.20	1.45	1.20	1.45																																																																																																						
	低騒音・低振動対策	K <sub>3</sub>	1.30	—	1.15	—																																																																																																						
VI-1-⑩-2		②907																																																																																																										
VI-1-⑩-3		VI-1-⑩-3																																																																																																										
積算上の注意事項		(控え頁)																																																																																																										
		3/8																																																																																																										

現行どおり

工 種	道路標識設置工
-----	---------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
	<p>⑫ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価を適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱（路側式）設置で、白色以外の塗装色製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p>	<p>⑫ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価を適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、<u>景観色（標準3色）</u>以外の塗装色製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事</p> <p><u>5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合</u> <u>6) 道路照明柱を設置、撤去する場合</u> <u>7) 標識板設置において、部分補修（リベット止め、シール貼りなど）の場合</u></p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合</p>	<p>景観色の補正係数 対応</p> <p>適用範囲を明確化</p>
	VI-1-⑫-1	VI-1-⑫-1	②912
積算上の注意事項			(控え頁) 1/14



改正理由	一部改正	改正 ----- 現行	
------	------	-------------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標 識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満 ㎡
			4.0㎡以上6.0㎡未満 ㎡
			6.0㎡以上 ㎡

表2.6 標識板設置(案内標識[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具(クラン プ型ブラケットを 除く)を含む	広角プリズム	一枚 当り の 面 積	2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡
		カプセルプリズム・ カプセルレンズ		2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡
		封入プリズム・封 入レンズ		2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡

表2.7 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (警戒・規制・指示・ 路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

表2.8 添加式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
添架式標識板 取付金具設置	《材工共》	信号アーム部に取付	基
		照明柱・既設標識柱に取付	基
	《設置手間》	歩道橋に取付(添架式取付金具材料費は別途)	基

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。

表2.9 路側式標識柱・基礎撤去(単柱式・複柱式)

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位		
路 側 式	単柱式(基礎含む)	柱径	φ60.5,	φ76.3,	φ89.1,	φ101.6	基
	複柱式(基礎含む)	柱径	φ60.5,	φ76.3,	φ89.1,	φ101.6	基

VI-1-⑫-4

表2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標 識 基礎設置 《材工共》	コンクリート基礎 アンカーボルトの 材料費は別途計上	標識柱1基当りの 基礎コンクリート容量	4.0㎡未満 ㎡
			4.0㎡以上6.0㎡未満 ㎡
			6.0㎡以上 ㎡

表2.6 標識板設置(案内標識[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様			単 位	
標識板設置 (案内標識) 《材工共》 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式 取付金具(クラン プ型ブラケットを 除く)を含む	広角プリズム	一枚 当り の 面 積	2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡
		カプセルプリズム・ カプセルレンズ		2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡
		封入プリズム・封 入レンズ		2.0㎡未満	㎡
				2.0㎡以上	㎡

表2.7 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (警戒・規制・指示・ 路線番号標識)	《設置手間》 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

表2.8 添加式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
添架式標識板 取付金具設置	《材工共》	信号アーム部に取付	基
		照明柱・既設標識柱に取付	基
	《設置手間》	歩道橋に取付(添架式取付金具材料費は別途計上)	基

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。  
取付金具の数量については、適用にあたっての留意事項3(3)、(5)を参照。

表2.9 路側式標識柱・基礎撤去(単柱式・複柱式)

区 分	規 格 ・ 仕 様				単 位		
路 側 式	単柱式(基礎含む)	柱径	φ60.5,	φ76.3,	φ89.1,	φ101.6	基
	複柱式(基礎含む)	柱径	φ60.5,	φ76.3,	φ89.1,	φ101.6	基

②915

VI-1-⑫-4

取付金具の材料費  
について段数が多い  
場合に材料費加  
算額を計上する

積算上の注意事項			(控え頁)  4/14
----------	--	--	-------------------



改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(2) 加算率・補正係数の数値

**表2.15 加算率・補正係数の数値(設置工)**

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外	信号・照明柱	歩道橋		
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	2基以上 0%	—	—	5基以上 0%	—	—	—
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	1基 50%	—	—	3~4基 15%	—	—	—
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	—	—	—	2基以下 25%	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.00	1.15	1.05	1.05	1.05
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.30	1.35	1.35	1.05	1.50	1.15	1.25	1.25
	障害物のある場合	K <sub>3</sub>	—	—	—	—	—	—	—	1.25
	門型式標識柱の基礎の場合	K <sub>4</sub>	—	—	—	—	—	—	—	1.10

(注) 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

**表2.16 加算率・補正係数の数値(撤去工)**

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱		標識板		添架式 標識板	基礎
		路側式	片持式	門型式	片持式・門型式	路側式			
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	2基以上 0%	—	—	5基以上 0%	—	—
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	1基 50%	—	—	3~4基 15%	—	—
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	—	—	—	2基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.35	1.35	1.30	1.50	1.25	1.35

2-4 加算額

**表2.17 加算額の適用基準**

区 分	適用基準	単位	備考	
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	m <sup>2</sup>	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。	kg	

VI-2-⑫-6

(2) 加算率・補正係数の数値

**表2.15 加算率・補正係数の数値(設置工)**

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱		標識板		添架式標識板取付金具		基礎	
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外	信号・照明柱	歩道橋			
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	—	—	5基以上 0%	—	—	
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	—	—	3~4基 15%	—	—	
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—	
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.00	1.15	1.05	1.05	1.05	
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.30	1.35	1.35	1.05	1.50	1.15	1.25	1.25	
	障害物のある場合	K <sub>3</sub>	—	—	—	—	—	—	—	1.25	
	門型式標識柱の基礎の場合	K <sub>4</sub>	—	—	—	—	—	—	—	1.10	
			景観色塗装柱の場合	K <sub>5</sub>	1.10	—	—	—	—	—	—

(注) 「案内以外」は、警戒・規制・指示・路線番号標識に適用する。

**表2.16 加算率・補正係数の数値(撤去工)**

区 分	記号	標識柱・基礎		標識柱		標識板		添架式 標識板	基礎	
		路側式	片持式	門型式	案内	案内以外				
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	5基以上 0%	3基以上 0%	3基以上 0%	—	—	5基以上 0%	—	—
		S <sub>1</sub>	3~4基 15%	2基 40%	2基 40%	—	—	3~4基 15%	—	—
		S <sub>2</sub>	2基以下 25%	1基 100%	1基 100%	—	—	2基以下 25%	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.10	1.10	1.05	1.05	1.15	1.05	1.05	
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.50	1.35	1.35	1.30	1.50	1.25	1.35	

2-4 加算額

**表2.17 加算額の適用基準**

区 分	適用基準	単位	備考	
加算額	曲げ支柱(路側式) (柱の表面の塗装仕様の種別を問わず)	路側式の標識柱に曲げ支柱を使用する場合は、対象となる支柱本数に支柱径ごとの金額を加算する。	本	対象数量
	標識板の裏面塗装	片持式・門型式の標識板の裏面に塗装をする場合は、対象となる面積に金額を加算する。	m <sup>2</sup>	
	アンカーボルトの材料価格	基礎にアンカーボルトを設置する場合は、アンカーボルトの質量に応じて金額を計上する。	kg	
	取付金具の材料価格	照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、直付2段または補助支柱を併用したうえで共架金具等が1段を超える場合、1段増量することに金額を加算する。	段	

VI-1-⑫-6

積算上の注意事項		(控え頁)	6/14
----------	--	-------	------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>2-5 直接工事費の算出            直接工事費 = (設計単価) (注1) × (設計数量) + (材料費) (注2) + (加算額総金額) (注3)            (注1) 設計単価 = (標準の市場単価) × (1 + S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> / 100)                              × (K<sub>1</sub> × K<sub>2</sub> × …… K<sub>n</sub>)            ただし、S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub> と K<sub>1</sub> は重複使用しない。            (注2) 手間のみの場合のみ、必要に応じて計上する。            (注3) 加算額総金額 = 加算額 × 総数量</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p><b>3. 適用にあたっての留意事項</b></p> <p>(1) 標識柱</p> <p>……………            門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。            片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。</p> <p>(2) 標識板設置</p> <p>警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。            ・案内標識は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の重量に含めて、柱材料費として計上する。            ・クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。</p> <p>(3) 添架式標識板取付金具設置</p> <p>歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。</p> <p>(4) 基礎設置</p> <p>門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。</p> <p>(5) 加算額</p> <p>φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別調査等とする。</p> <p>(6) その他</p> <p>随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する。</p> </div>		<p>現行通り</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(1) 標識柱・基礎設置</p> <p>路側式(景観色)はダークブラウン、グレーベージュ、ダークグレーの標準3色(近似色含む)に適用する。オフホワイト(乳白色)は白色、景観色ともに適用外。            門型式はトラス型及び丸パイプ型を標準とする。            片持式及び門型式の標識柱の材料費は、共通仮設費及び現場管理費の対象額に含めない。</p> <p>(2) 標識板設置</p> <p>警戒標識、規制標識、指示標識、路線番号標識は、設置手間に材料費(標識板及び取付金具)を加算して適用する。また、設置手間は板の枚数及び補助板の有無にかかわらず、1基当たりとして設置手間を適用する。            案内標識は、溶接型ブラケットを標準とする。また溶接型ブラケットは、標識柱の重量に含めて、柱材料費として計上する。            クランプ型ブラケットを使用する場合は、材料費を別途計上する。また設置手間は、案内標識板の設置手間に含まれる。</p> <p>(3) 添架式標識板取付金具設置</p> <p>歩道橋における添架式標識板取付金具設置は、設置手間に材料費(取付金具)を別途計上して適用する。            照明柱・既設標識柱における取付金具設置は、直付の場合は2段まで、補助支柱と共架金具等を併用する場合は、共架金具1段(補助支柱含む)までの材料費を含む。設置費は、取付金具の段数・種類にかかわらず標識板1枚分を含む。</p> <p>(4) 基礎設置</p> <p>門型式における基礎の施工数量の対象は、左右各々の数量とする。</p> <p>(5) 加算額</p> <p>φ101.6の曲げ支柱(路側式)加算額は、別途特別調査等とする。            照明柱・既設標識柱における取付金具設置において、金具数量が多い場合は、直付バンド・共架金具等1段増量ごとに加算する。</p> <p>(6) その他</p> <p>随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず単独工事として数量を判定する</p> </div>	<p>適用範囲の明確化</p> <p>語句の修正</p> <p>取付金具の材料費について段数が多い場合に材料費加算額を計上する</p> <p>取付金具の材料費について段数が多い場合に材料費加算額を計上する</p>
VI-2-⑫-6		VI-1-⑫-7	⑫918
積算上の注意事項			(控え頁) 7/14



改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

**表2.7 道路付属物撤去**

区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位
視線誘導標 (スノーポール併用型含む)	土中建込用	本
	コンクリート建込用	
	防護柵取付用	
	構造物取付用	
境界杭		本
道路鋸	穿孔式	個
	貼付式	
車線分離標	可変式(穿孔式・1本脚)	本
	着脱式(穿孔式・3本脚)	
	固定式(貼付式)	
境界鋸		枚

(注) 境界杭は、河川境界杭を含む。

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

**表2.8 加算率・補正係数の適用基準**

区 分	記号	適 用 基 準	備 考
加算率	S <sub>0</sub>	標準	全体数量
	S <sub>1</sub>	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	K <sub>1</sub>	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	K <sub>2</sub>	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

**表2.9 加算率・補正係数の数値**

区 分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鋸	車線分離標	境界鋸	撤 去
加算率	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%	(30以上) 0%
	S <sub>1</sub>	(30本未満) 5%	(30本未満) 5%	(30個未満) 5%	(30本未満) 5%	(30枚未満) 5%	(30未満) 10%
補正係数	K <sub>1</sub>	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	K <sub>2</sub>	1.15	1.30	1.15	1.15	1.15	1.50

(注) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率(S<sub>1</sub>)のみを対象とする。

2. 施工規模については、建込方法(土中建込、コンクリート建込)や設置方法が異なっても、同じ工種毎の合計数量で判断する。

VI-1-⑬-6

現行どおり

2-3 加算率・補正係数

(1) 加算率・補正係数の適用基準

**表2.8 加算率・補正係数の適用基準**

区 分	記号	適 用 基 準	備 考
加算率	S <sub>0</sub>	標準	全体数量
	S <sub>1</sub>	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	
補正係数	K <sub>1</sub>	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	対象数量
	K <sub>2</sub>	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時~6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	

(2) 加算率・補正係数の数値

**表2.9 加算率・補正係数の数値**

区 分	記号	視線誘導標	境界杭	道路鋸	車線分離標	境界鋸	撤 去
加算率	S <sub>0</sub>	(30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%	(30以上) 0%
	S <sub>1</sub>	(10本以上) 30本未満 5%	(10本以上) 30本未満 5%	(10個以上) 30個未満 5%	(10本以上) 30本未満 5%	(10枚以上) 30枚未満 5%	(10枚以上) 30未満 10%
	S <sub>2</sub>	(10本未満) 10%	(10本未満) 10%	(10個未満) 10%	(10本未満) 10%	(10枚未満) 10%	(10枚未満) 15%
補正係数	K <sub>1</sub>	1.05	1.05	1.05	1.05	1.05	1.10
	K <sub>2</sub>	1.15	1.30	1.15	1.15	1.15	1.50

(注) 施工規模加算率(S<sub>1</sub>)または(S<sub>2</sub>)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K<sub>1</sub>)が重複する場合は、施工規模加算率(S<sub>1</sub>)のみを対象とする。

施工規模については、建込方法(土中建込、コンクリート建込)や設置方法が異なっても、同じ工種毎の合計数量で判断する。

VI-1-⑬-6

②925

小規模施工の条件を追加

小規模施工の条件を追加

積算上の注意事項		改 正 — 現 行	(控え頁)  6/12
----------	--	-----------------	-------------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																																
現	行	改 正	備 考																																
<p>2-4 加算額 (1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.10 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加 算 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)</td> <td>反射体 径 φ100以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">面</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>反射体 径 φ300</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さ や 管</td> <td>対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)</span> (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界鉋は除く) 設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費 (2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。 2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。 (3) 根巻基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻基礎無し」の価格を用いる。 (4) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。 (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑬-7</p>	規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考	加 算 額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量	反射体 径 φ300		さ や 管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本		<p>2-4 加算額 (1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.10 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">規 格 ・ 仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>単 位</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加 算 額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)</td> <td>反射体 径 φ100以下</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">面</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>反射体 径 φ300</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">さ や 管</td> <td>対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。</td> <td style="text-align: center;">本</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型(プロペラ型)の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub> or S<sub>2</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>) (注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界鉋は除く) 設置手間={設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数}-材料費 (2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。 2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。 (3) 根巻基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻基礎無し」の価格を用いる。 (4) 道路鉋の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。 1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。 (5) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑬-7</p> <p style="text-align: right;">②926</p>	規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考	加 算 額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量	反射体 径 φ300		さ や 管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本		<p>→</p>	<p>小規模施工の条件 を追加</p>
規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考																															
加 算 額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量																															
		反射体 径 φ300																																	
	さ や 管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本																																
規 格 ・ 仕 様		適 用 基 準	単 位	備 考																															
加 算 額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下	面	対象数量																															
		反射体 径 φ300																																	
	さ や 管	対象となる規格・仕様の単価に 加算額を加算する。	本																																
積算上の注意事項			(控え頁) 7/12																																

工 種	公園植栽工
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考
現	行	改 正	考
<p>⑭ 公園植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3 m未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) 日本庭園における植栽工事の場合。</p> <p>3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p>⑭ 公園植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3 m未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 日本庭園における植栽工事の場合。</p> <p>2) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p>⑭ 公園植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3 m未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 日本庭園における植栽工事の場合。</p> <p>2) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>3) 地被類植付工でささ類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p>適用できない範囲 の明確化</p>
VI-1-⑭-1	②927	VI-1-⑭-1	
積算上の注意事項			(控え頁) 1/6

工 種	コンクリートブロック積工
-----	--------------

改正理由	一部改正	改正 現 行	備 考
現	行	改 正	考
<p>⑩ コンクリートブロック積工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。 ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。</p> <p>2) 垂直高が練積において7mを超える場合。(空積においては3mを超える場合)</p> <div style="border: 2px solid red; width: 250px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>3) JISタイプ以外を使用する場合は等は土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕による。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	→	<p>⑩ コンクリートブロック積工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。 ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。</p> <p>2) 垂直高が練積において7mを超える場合。(空積においては3mを超える場合)</p> <p>3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。</p> <p>4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。(JIS以外を使用する場合は土木工事標準積算基準〔Ⅲ〕による。)</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	<p style="text-align: center;">適用範囲を明確化</p>
積算上の注意事項		②935	(控え頁) 1/1

工 種	橋面防水工
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																																
	<p>現 行</p> <p>⑩ 橋面防水工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。</p> <p>(1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事 (2) 塗膜系防水（アスファルト系・合成ゴム系）による防水工事</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 舗装系防水による防水工事の場合。 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。 3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p style="text-align: center;">シート系防水</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">下 地 処 理</th> <th rowspan="2">接 着 材 塗 布</th> <th rowspan="2">防 水 材 貼 付</th> <th rowspan="2">端 部 の 処 理 (<small>ドレイン・目地材設置</small>)</th> <th rowspan="2">舗 装 工</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>新 設</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">舗 装 切 削 ・ 清 掃</th> <th rowspan="2">残 存 ア ス フ ア ル ト 層 除 去</th> <th rowspan="2">補 修 ・ 素 地 調 整 工</th> <th rowspan="2">下 地 処 理</th> <th rowspan="2">接 着 材 塗 布</th> <th rowspan="2">防 水 材 貼 付</th> <th rowspan="2">端 部 の 処 理 (<small>ドレイン・目地材設置</small>)</th> <th rowspan="2">舗 装 工</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	工 種	市場単価			下 地 処 理	接 着 材 塗 布	防 水 材 貼 付	端 部 の 処 理 ( <small>ドレイン・目地材設置</small> )	舗 装 工	機	労	材	新 設	○	○	○						工 種	市場単価			舗 装 切 削 ・ 清 掃	残 存 ア ス フ ア ル ト 層 除 去	補 修 ・ 素 地 調 整 工	下 地 処 理	接 着 材 塗 布	防 水 材 貼 付	端 部 の 処 理 ( <small>ドレイン・目地材設置</small> )	舗 装 工	機	労	材	補 修	○	○	○									<p>改 正</p> <p>現 行</p> <p>⑩ 橋面防水工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。</p> <p>(1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事 <u>1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。</u> <u>2) 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。</u></p> <p>(2) 塗膜系防水（アスファルト系・<del>合成ゴム系</del>）による防水工事 <u>1) ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。</u></p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 舗装系防水による防水工事の場合。 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。 <u>3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。</u> <u>4) 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性能を有する防水）の場合。</u> <u>5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。</u> <u>6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。</u> 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 <u>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">②943</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	<p>備 考</p> <p>適用範囲の明確化</p> <p>塗膜系防水の合成ゴム系が現在市場にほとんど流通性がないため記載の削除</p>
工 種	市場単価			下 地 処 理	接 着 材 塗 布						防 水 材 貼 付	端 部 の 処 理 ( <small>ドレイン・目地材設置</small> )	舗 装 工																																						
	機	労	材																																																
新 設	○	○	○																																																
工 種	市場単価			舗 装 切 削 ・ 清 掃	残 存 ア ス フ ア ル ト 層 除 去	補 修 ・ 素 地 調 整 工	下 地 処 理	接 着 材 塗 布	防 水 材 貼 付	端 部 の 処 理 ( <small>ドレイン・目地材設置</small> )	舗 装 工																																								
	機	労	材																																																
補 修	○	○	○																																																
積算上の注意事項			(控え頁) 1/5																																																

改正理由	一部改正	改正 現行																															
現	行	改	正																														
<p style="text-align: center;"><b>塗膜系防水</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新 設</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">下地処理 → 接着材塗布 → 防水材塗布 → 骨材(珪砂)の散布 → 端部の処理(ドレーン・目地材設置) → 舗装工</p>		工 種	市場単価			機	労	材	新 設	○	○	○	<p style="text-align: center;"><b>塗膜系防水</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新 設</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">下地処理 → 接着材塗布 → 防水材塗布 → 骨材(珪砂)の散布 → 端部の処理(ドレーン・目地材設置) → 舗装工</p>		工 種	市場単価			機	労	材	新 設	○	○	○								
工 種	市場単価																																
	機	労	材																														
新 設	○	○	○																														
工 種	市場単価																																
	機	労	材																														
新 設	○	○	○																														
<p style="text-align: center;">(注) 骨材(珪砂)の散布は、アスファルト系の場合に施工。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">コード番号</td> <td style="text-align: center;">S7160</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>表2.1 規格・仕様</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋面防水工</th> <th colspan="2">規 格・仕 様</th> <th rowspan="2">単 位</th> </tr> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>新 設 補 修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">橋面防水工</td> <td style="text-align: center;">シート系防水(アスファルト系)</td> <td style="text-align: center;">新 設 補 修</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">塗膜系防水(アスファルト系・合成ゴム系)</td> <td style="text-align: center;">新 設 補 修</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> </tbody> </table>		コード番号	S7160	橋面防水工	規 格・仕 様		単 位	規 格・仕 様	新 設 補 修	橋面防水工	シート系防水(アスファルト系)	新 設 補 修	㎡	塗膜系防水(アスファルト系・合成ゴム系)	新 設 補 修	㎡	<p style="text-align: center;">(注) 骨材(珪砂)の散布は、アスファルト系の場合に施工。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 橋面防水工の市場単価の規格・仕様区分は下表のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">コード番号</td> <td style="text-align: center;">S7160</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><b>表2.1 規格・仕様</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋面防水工</th> <th colspan="2">規 格・仕 様</th> <th rowspan="2">単 位</th> </tr> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>新 設 補 修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">橋面防水工</td> <td style="text-align: center;">シート系防水(アスファルト系)</td> <td style="text-align: center;">新 設 補 修</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">塗膜系防水(アスファルト系・<del>合成ゴム系</del>)</td> <td style="text-align: center;">新 設 補 修</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> </tbody> </table>		コード番号	S7160	橋面防水工	規 格・仕 様		単 位	規 格・仕 様	新 設 補 修	橋面防水工	シート系防水(アスファルト系)	新 設 補 修	㎡	塗膜系防水(アスファルト系・ <del>合成ゴム系</del> )	新 設 補 修	㎡
コード番号	S7160																																
橋面防水工	規 格・仕 様		単 位																														
	規 格・仕 様	新 設 補 修																															
橋面防水工	シート系防水(アスファルト系)	新 設 補 修	㎡																														
	塗膜系防水(アスファルト系・合成ゴム系)	新 設 補 修	㎡																														
コード番号	S7160																																
橋面防水工	規 格・仕 様		単 位																														
	規 格・仕 様	新 設 補 修																															
橋面防水工	シート系防水(アスファルト系)	新 設 補 修	㎡																														
	塗膜系防水(アスファルト系・ <del>合成ゴム系</del> )	新 設 補 修	㎡																														
<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;"><b>表2.2 加算率・補正係数の適用基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規 格・仕 様</th> <th>適 用 基 準</th> <th>記号</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">加算率</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">施 工 規 模</td> <td style="text-align: center;">標準</td> <td style="text-align: center;">S<sub>0</sub> 対象数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、各規模・仕様別に判定する。</td> <td style="text-align: center;">S<sub>1</sub> 対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">補正係数</td> <td style="text-align: center;">時間的制約を受ける場合</td> <td style="text-align: center;">通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td style="text-align: center;">K<sub>1</sub> 対象数量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜 間 作 業</td> <td style="text-align: center;">通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td style="text-align: center;">K<sub>2</sub> 対象数量</td> </tr> </tbody> </table>		規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備 考	加算率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub> 対象数量	1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、各規模・仕様別に判定する。	S <sub>1</sub> 対象数量	補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub> 対象数量	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub> 対象数量	<p>現行どおり</p>														
規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備 考																														
加算率	施 工 規 模	標準	S <sub>0</sub> 対象数量																														
		1 工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、各規模・仕様別に判定する。	S <sub>1</sub> 対象数量																														
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>1</sub> 対象数量																														
	夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K <sub>2</sub> 対象数量																														
VI-1-⑱-2		VI-1-⑱-2																															
積算上の注意事項		(控え頁) 2/5																															

塗膜系防水の合成ゴム系が現在市場にほとんど流通性がないため記載の削除

改正理由	一部改正	改正 現行																																																															
現	行	改	正																																																														
<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">シート系防水</th> <th colspan="2">塗膜系防水</th> </tr> <tr> <th>新 設</th> <th>補 修</th> <th>新 設</th> <th>補 修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>200㎡以上 0%</td> <td>—</td> <td>200㎡以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>1</sub></td> <td>200㎡未満 15%</td> <td>—</td> <td>200㎡未満 15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.15</td> <td>—</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)</p> <p><b>3. 適用にあたっての留意事項</b> 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>下地処理とは、コンクリート床版面のレイトンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。</li> <li>設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしろ部分の面積を計上しない。</li> <li>単価は材料のロス等(端部処理及び重ねしろ)を含む。</li> <li>ドレーン・目地工の有無に関わらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。 ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。 材料費=設計数量×1.05(ロス)×材料単価</li> <li>随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</li> </ol>		区 分	記号	シート系防水		塗膜系防水		新 設	補 修	新 設	補 修	加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	200㎡以上 0%	—	200㎡以上 0%	S <sub>1</sub>	200㎡未満 15%	—	200㎡未満 15%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.15	—	1.15	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.15	1.15	1.15	<p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <p style="text-align: center;">表2.3 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">記号</th> <th colspan="2">シート系防水</th> <th colspan="2">塗膜系防水</th> </tr> <tr> <th>新 設</th> <th>補 修</th> <th>新 設</th> <th>補 修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>S<sub>0</sub></td> <td>200㎡以上 0%</td> <td>—</td> <td>200㎡以上 0%</td> </tr> <tr> <td>S<sub>1</sub></td> <td>200㎡未満 15%</td> <td>—</td> <td>200㎡未満 15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K<sub>1</sub></td> <td>1.15</td> <td>—</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K<sub>2</sub></td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <u>1. 施工規模は、シート系防水、塗膜系防水それぞれ1工事の全体数量で判定する。</u> <u>2. 施工規模加算率 (S<sub>1</sub>) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K<sub>1</sub>) が重複する場合は施工規模の加算率のみを対象とする。</u></p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費=設計単価(注)×設計数量 (注) 設計単価=標準の市場単価×(1+S<sub>0</sub> or S<sub>1</sub>/100)×(K<sub>1</sub>×K<sub>2</sub>)</p> <p><b>3. 適用にあたっての留意事項</b> 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>下地処理とは、コンクリート床版面のレイトンス・塵埃等の除去作業であり、塗布前処理をいう。</li> <li>設計数量は、端部処理の立ち上がり面積・重ねしろ部分の面積を計上しない。</li> <li>単価は材料のロス等(端部処理及び重ねしろ)を含む。</li> <li><u>端部処理とは、立ち上り部や排水ます付近、伸縮装置部等の特に水が溜まりやすい箇所に、合成繊維にアスファルトを浸透させた網状ルーフィング等を設置することをいう。</u></li> <li>ドレーン・目地工の有無に関わらず適用できる。但し、ドレーン・目地材の材料費は別途計上する。 ドレーン・目地材の材料費の計上は次による。 材料費=設計数量×1.05(ロス)×材料単価</li> <li>随意契約により調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</li> </ol>		区 分	記号	シート系防水		塗膜系防水		新 設	補 修	新 設	補 修	加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	200㎡以上 0%	—	200㎡以上 0%	S <sub>1</sub>	200㎡未満 15%	—	200㎡未満 15%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.15	—	1.15	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.15	1.15	1.15
区 分	記号			シート系防水		塗膜系防水																																																											
		新 設	補 修	新 設	補 修																																																												
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	200㎡以上 0%	—	200㎡以上 0%																																																												
		S <sub>1</sub>	200㎡未満 15%	—	200㎡未満 15%																																																												
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.15	—	1.15																																																												
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.15	1.15	1.15																																																												
区 分	記号	シート系防水		塗膜系防水																																																													
		新 設	補 修	新 設	補 修																																																												
加算率	施工規模	S <sub>0</sub>	200㎡以上 0%	—	200㎡以上 0%																																																												
		S <sub>1</sub>	200㎡未満 15%	—	200㎡未満 15%																																																												
補正係数	時間的制約を受ける場合	K <sub>1</sub>	1.15	—	1.15																																																												
	夜間作業	K <sub>2</sub>	1.15	1.15	1.15																																																												
VI-1-⑱-3		②945	VI-1-⑱-3																																																														
積算上の注意事項			(控え頁) 3/5																																																														

施工規模補正の明確化

端部処理の説明追加

工 種	コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)
-----	-------------------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																					
	<p>②1 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.1に示す工種。 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>表1.1 特別調査によるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>コンクリート劣化部除去を目的とする場合</td> <td>コンクリート面以外に適用する場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面に保護塗装等が施されている場合</td> <td>鉄筋の切断を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>洗浄、異物除去等を目的とする場合</td> <td>構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>配筋部におよぶ作業の場合</td> <td>区画線消去を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>構造物の削孔を目的とする場合</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 仮設工とは、足場工、防護工とする(必要に応じて別途計上)。 2. 材料費は清水等とする。 3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。<u>ただし、濁水処理によって発生した沈殿物の処分費については、別途考慮すること。</u> 4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 5. WJは、ウォータージェットの略</p>	コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合	コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合	洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合	配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合	構造物の削孔を目的とする場合		工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	○	○	○	<p>現行どおり</p> <p>(注) 1. 仮設工とは、足場工、防護工とする(必要に応じて別途計上)。 2. 材料費は清水等とする。 3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。<u>ただし、濁水処理によって発生した沈殿物の処分費については、別途考慮すること。</u> 4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 5. WJは、ウォータージェットの略</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合																							
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合																							
洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合																							
配筋部におよぶ作業の場合	区画線消去を目的とする場合																							
構造物の削孔を目的とする場合																								
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	○	○	○																					
積算上の注意事項	VI-1-②1-1	②953	VI-1-21-1																					
			(控え頁) 1/3																					